

[大学情報](#)[学部・院等](#)[入試情報](#)[教育・研究](#)[国際・留学](#)[社会連携](#)[研究室](#)[学生生活](#)[入学希望の方](#)[在学生・保護者の方](#)[卒業生の方](#)[企業・研究者の方](#)[社会人・地域の方](#)[ホーム](#)[大学情報](#)[理念・目標](#)

理念・目標

基本理念

琉球大学は、建学の精神である「自由平等・寛容平和」を継承・発展させて、「真理の探求」、「地域・国際社会への貢献」、「平和・共生の追求」を基本理念とする。

基本的な目標

1. 琉球大学の目指すところ－Vision－

本学は、“Land Grant University”の理念のもと、地域との共生・協働によって、「地域とともに豊かな未来社会をデザインする大学」を目指すとともに、本学の強みを発揮し、新しい学術領域であるTropical Marine, Medical, and Island Sciences (TIMES：熱帯島嶼・海洋・医学研究) の国際的な拠点として「アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となる大学」を目指す。

2. 長期ビジョンの実現に向けて－Mission－

本学は、草創期からの理念を生かし、沖縄や日本、世界に貢献できる教育研究拠点を形成する。

- ① 新たな「地（知）の拠点」として、沖縄や日本、世界に貢献できる人材を育成し輩出する。
- ② 「知の津梁（架け橋）」として、Tropical Marine, Medical, and Island Sciences の一大拠点となり、その成果を沖縄や日本、世界に還元し、平和的な多文化共生社会の実現に貢献する。

3. 第3期中期目標・中期計画の方針－Action－

本学は、第3期中期目標期間において、地域活性化の中核的拠点となるべく社会変革にしなやかに対応できるイノベティブな大学としての歩みを加速する。

- ① 異なるものとの協働により、創造活動を生み出し続けるキャンパスを創出する。
- ② 「創造的な発想力」と、地域や地球規模での新たな課題に対して「果敢に挑戦する力」を持った人材を育成する。
- ③ 産学官連携と国際連携による組織的な連携を通じて多様な力を結集し、大学資源を有効に活用して、教育研究力をグローバルに展開する。

4. 地域社会・国際社会への貢献－Outcome－

【教育を通じた貢献】

国際的に通用する教育の質および学位の質を確保しつつ、諸学を往還する幅広い教養を基礎とし、高度な専門知識と課題探究能力を糧に世界で活躍・貢献できる人材を育成する。

【研究を通じた貢献】

地域社会の持続的発展に必要な基礎的・基盤的研究を推進しつつ、地域特性を踏まえた研究に基づく独創的な研究成果と新たな価値の創出、地域社会の発展に資する異分野融合や学際的な研究の推進を通じて、アジア・太平洋地域における中核的な学術研究拠点の形成を目指す。

【社会・国際連携を通じた貢献】

「ウチナナンチュ・ネットワーク」をはじめとするグローバル・ネットワークを活用し、産業界、行政機関ならびに国内外の大学・研究機関との連携を強化して、地域の活性化および国際化に貢献する。

【大学ガバナンス】

社会のニーズに対応するため、組織編成や財政基盤の強化、教育研究力の向上に資する取組を戦略的・機動的に展開し、自己点検・評価と外部評価を反映した大学運営を行う。

琉球大学学則

(目的)

第1条

本学は、広く教養的知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

琉球大学大学院学則

(目的)

第1条

琉球大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2. 大学院のうち専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

建学の理念

「自由と平等・寛容と平和」

1950年創設の翌年（1951年）、第16代アメリカ合衆国大統領アブラハム・リンカーンの誕生日を選んで2月12日開学記念式典を挙行した。リンカーンにあやかり、琉球大学は戦後の平和な社会建設の礎として「自由と平等・寛容と平和」の理想をかかげて建学の理念とした。

- ➡ ホーム
- ➡ アクセス
- ➡ キャンパスマップ
- ➡ お問い合わせ
- ➡ 資料請求
- ➡ サイトマップ
- ➡ お知らせ
- ➡ イベント
- ➡ 教職員募集(研究者含む)
- ➡ リンクについて
- ➡ 学長通信
- ➡ 入試情報モバイルサイト
- ➡ 大学案内
- ➡ 研究のとびら
- ➡ 地域連携
- ➡ ジェンダー協働推進室
- ➡ 公開授業・公開講座
- ➡ キャリア教育・就職情報
- ➡ 琉球大学が取り組むURGCCとは

- ➡ 大学情報
- ➡ 学部・院等
- ➡ 入試情報
- ➡ 教育・研究
- ➡ 国際・留学
- ➡ 社会連携
- ➡ 研究室
- ➡ 学生生活
- ➡ 人文社会学部
- ➡ 国際地域創造学部
- ➡ 教育学部
- ➡ 理学部
- ➡ 医学部
- ➡ 工学部
- ➡ 農学部
- ➡ 法務研究科
- ➡ 附属病院
- ➡ 附属図書館



〒903-0213

沖縄県中頭郡西原町字千原1番地



琉球大学憲章

(平成19年5月22日制定)

前文

琉球大学は、1950年、沖縄戦により灰燼に帰した首里城の跡地に創設された。米国の統治下で、戦後復興と教育再興という住民の強い要望が米国軍政府を動かし、琉球列島初の大学が創設されたのであった。その後、1966年に琉球政府立となり、1972年の日本復帰と同時に国立大学となった。また、1977年に西原町・宜野湾市・中城村の3市町村の接点地域にある広大な新キャンパスへ移転し、2004年には国立大学法人となって、現在に至っている。その間、琉球大学は学問の自由や大学の自治への干渉等、幾多の歴史的試練を経ながらも、地域の人材養成と知の創造に大きく貢献してきた。

21世紀を迎え、大学を取り巻く環境は大きく変化している。経済・社会のグローバル化をはじめ、情報化、少子高齢化、社会的・地域的格差の拡大等の課題に対応して、教育研究機関の役割が多様化するとともに、革新的な取り組みが問われている。とくに国立大学は法人化後、厳しい財政改革を伴う競争と評価の時代を迎えている。琉球大学に対しては、広大な海域を含む島嶼地域における拠点大学として、豊かな自然環境を守り、地域社会の持続的発展に寄与することが求められている。琉球大学は、この憲章に掲げる理念に基づいて、本学の構成員である教職員・学生の協働により、将来の制度変革にも積極的に対応する。

琉球大学は、沖縄の歴史的教訓としての「命(ぬち)どう宝(命こそ宝)」という生命および個人の尊厳の考え方を根本に置き、「再び戦争の惨禍が起こることのないように」とする戦後沖縄の教育原点を深く自覚する。琉球大学は、自然的・文化的・歴史的特性を有する琉球列島にあって、世界の平和と福祉の向上を目指す人間性豊かな責任ある人材養成に果敢に挑戦することを、今後も変わることのない使命とする。

私たち琉球大学の教職員・学生は、「自由平等、寛容平和」の建学の精神を継承・発展させ、「地域特性と国際性を併せ持つ個性豊かな大学」を創り上げる決意を高らかに宣言し、自らが主体となって行動を起こす際の依るべき根本規範として、ここに琉球大学憲章を制定する。

第1章 教育

(教育の目的と理念)

1. 琉球大学は、学生が学習権の主体であることを踏まえ、教育を重視する大学として「自由平等、寛容平和」に満ちた社会の形成者を育成することを教育の目的とする。また、自主自立の精神に基づく教育活動を通して、社会全体の持続可能な発展に寄与することを教育の理念とする。

(教育における責務と社会的評価)

2. 琉球大学は、すべての人々に生涯を通じた教育の機会をひとしく提供し、高等教育機関にふさわしい教育活動を維持、強化、発展させることを責務とする。また、琉球大学は、教育活動において社会に対する責任を負っており、前項に掲げる教育の目的と理念に照らし合わせ、社会的評価を受けることを深く自覚する。

(多文化交流の推進)

3. 琉球大学は、琉球列島が多様な文化を育んできた地域であること、また、多元的な文化交流によって心豊かな人間性が培われることに鑑み、人類が地球上に開花させてきたあらゆる文化を尊重し、交流を推進する。

第2章 研究

(研究の理念)

1. 琉球大学は、学問の自由を尊重し、基礎研究と応用研究は研究活動の両輪であることを踏まえ、知を継承・創造し、発展させることを研究の理念とする。

(地域特性)

- 琉球大学は、基盤研究の重要性を認識した上で、特色ある自然・文化・歴史を有する琉球列島の地域特性を活かした研究を多様な視点から展開し、世界水準の個性的な研究拠点たることを目指す。

(研究交流の推進)

- 琉球大学は、地域社会と情報を共有するとともに、国内の機関およびアジア・太平洋地域をはじめとした諸外国の機関との研究交流を推進し、世界に向けて成果を発信する。

(研究における責務と社会的評価)

- 琉球大学は、知の継承・創造・発展という研究理念を実現する責務と社会から求められる役割との均衡をとりながら、健全な研究体制の維持・発展に努める。研究は、社会的倫理と規範を遵守しつつ、学術的批判および社会的評価を受けながら進められるべきである。

第3章 社会貢献

(開かれた大学と社会的使命)

- 琉球大学は、社会に「開かれた大学」として、人と人とを結びつける大学を目指す。また、大学が社会を変え、社会が大学を変えるという相互関係を自覚し、琉球列島における最高学府として本学の社会的使命を果たすべく、不斷の努力を行う。

(社会との協働)

- 琉球大学は、学術的に確立した知識・技術を社会に還元するだけでなく、社会と共有する諸課題の解決に取り組む対等のパートナーとして、多様な個人・団体と協働する。

(地域社会の持続的発展への責任)

- 琉球大学は、地域社会の再生に取り組むとともに、豊かな自然環境を守り、持続可能な地域社会の発展に寄与する責任を担う。

第4章 大学運営

(基本的人権の尊重)

- 琉球大学は、基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、国籍、障害等による差別をしない。また、自らの保有する情報を積極的に公開するとともに、個人情報の保護を図る。琉球大学は、すべての構成員がその個性と能力を発揮しうよう、教育・研究・労働環境の整備を図る。

(民主的な大学運営と効率的経営)

- 琉球大学は、学問の自由と大学の自治を保障するため、民主的な大学運営と教育・研究を支援する効率的な経営を行う。また、法人化後の大学をとりまく環境に対応し、競争と評価に耐えうる財政基盤の確立と健全な経営に努める。

(自律と連帯)

- 琉球大学は、教職員の自律と連帯に基づく知的共同体を形成し、教職員と学生が一体となって創造・発展する大学を目指す。本学の構成員は、全学的な視点に立ち、それぞれの役割と責任を主体的に果たし、社会の多様な意見を本学の運営に反映させるよう努める。

終章 平和への貢献

沖縄は、アジア諸国間の平和と友好の架け橋として「万国津梁」を担った歴史と沖縄戦において「鉄の暴風」と呼ばれる激戦地とされた歴史を有する。また、戦後の長い米軍統治を経て日本に復帰した現在も、沖縄には広大な米軍基地が存在する。このような沖縄の歴史と現状を踏まえ、琉球大学は、国際平和の構築に貢献する。

琉球大学は、倫理・人道を尊重し、この憲章に掲げる教育、研究、社会貢献、大学運営における目的、理念に基づき、平和に寄与する。

(憲章の改正)

この憲章の改正は、別に定める手続きにより行う。

附 則

この憲章は、平成19年5月22日から施行する。

○琉球大学学則

（ 1 9 7 2 年 3 月 2 7 日 ）
制 定

第1章 総則

（目的）

第1条 琉球大学（以下「本学」という。）は、広く教養的知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（教育研究上の目的）

第2条 本学は、学部、学科又は課程等ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程等に定めるものとする。

（教育研究活動等の状況の公表）

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

2 前項の教育研究活動等の状況の公表については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2に定めるところによる。

第2章 学部、学科及び課程

（学部及び学科又は課程）

第4条 本学の教育研究上の目的を達成するため、次の学部及び学科又は課程を置く。

人 文 社 会 学 部 国際法政学科，人間社会学科，琉球アジア文化学科

国際地域創造学部 国際地域創造学科

教 育 学 部 学校教育教員養成課程

理 学 部 数理科学科，物質地球科学科，海洋自然科学科

医 学 部 医学科，保健学科

工 学 部 工学科

農 学 部 亜熱帯地域農学科，亜熱帯農林環境科学科，地域農業工学科，亜熱帯生物資源科学科

2 前項の国際地域創造学部国際地域創造学科に、学生の上の区分として、主として昼間に授業を行うコース（以下「昼間主コース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）を置く。

第3章 収容定員等

（入学定員，特別編入学定員及び収容定員）

第5条 前条第1項の各学部置く学科又は課程の入学定員、特別編入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	第3年次特別 編入学定員	収 容 定 員
人文社会 学部	国 際 法 政 学 科	80 人	4 人	328 人
	人 間 社 会 学 科	80 人	4 人	328 人
	琉球アジア文化学科	40 人	2 人	164 人
	小 計	200 人	10 人	820 人
国際地域 創造学部	国 際 地 域 創 造 学 科			
	昼間主コース	265 人	8 人	1,076 人
	夜間主コース	80 人	12 人	344 人
	小 計	345 人	20 人	1,420 人
教育学部	学校教育教員養成課程	140 人		560 人
理 学 部	数 理 科 学 科	40 人		160 人
	物 質 地 球 科 学 科	65 人		260 人
	海 洋 自 然 科 学 科	95 人		380 人
	小 計	200 人		800 人
医 学 部	医 学 科	100 人	※5 人	625 人
	保 健 学 科	60 人		240 人
	小 計	160 人	※5 人	865 人
工 学 部	工 学 科	350 人	20 人	1,440 人
農 学 部	亜 熱 帯 地 域 農 学 科	35 人		140 人
	亜熱帯農林環境科学科	35 人		140 人
	地 域 農 業 工 学 科	25 人		100 人
	亜熱帯生物資源科学科	45 人	5 人	190 人
	小 計	140 人	5 人	570 人
合 計		1,535 人	55 人 ※5 人	6,475 人

備考 ※印を冠するものは、第2年次特別編入学定員を示す。

第4章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6年とする。

(修業年限の通算)

第7条 第17条第1項の規定に該当する者の既修得単位が第57条第1項の科目等履修生として修得したものであるときは、各学部は当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案し相当の期間を修業年限に通算することができる。ただし、通算する期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第8条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。ただし、第32条第1項、第33条第1項及び第2項、第34条第1項並びに第35条第1項の規定により入学した学生は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあつては、第2年次以降は次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年の1月1日から3月31日まで

3 学長は、前2項の学期の期間を必要に応じて変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
- 2 春季、夏季及び冬季の休業日は、教育研究評議会の議を経て学長が別に定める。
- 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。
- 4 休業日の期間中でも、必要な実習その他を課すことができる。

第5章 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第12条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第13条 各学部及び学科等は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して教育課程を編成するものとする。

2 本学は、学生が所属する学部及び学科等の教育課程以外に、学際的テーマ又は特定の学問分野について、学生の複眼的な思考力、統合的な理解力等を育成するための教育課程（以下「副専攻」という。）を開設し、その学修成果を認定することができるものとする。

3 前項の副専攻に関し、必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条 本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第15条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、当該学部教授会の議に基づき、60単位を限度として、卒業の要件となる単位として取り扱うことができる。

(大学以外の教育施設における学修)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、当該学部教授会の議に基づき、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、卒業の要件となる単位として取り扱うことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の議に基づき、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学入学後の学修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、当該学部教授会の議に基づき、第15条第1項及び前条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、卒業の要件となる単位として取り扱うことができる。

(特別の課程の履修証明)

第18条 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

(授業科目の区分)

第19条 授業科目は、その内容により共通教育、専門基礎教育及び専門教育の科目群に分ける。

(共通教育、専門基礎教育及び専門教育の運営)

第20条 共通教育、専門基礎教育及び専門教育の運営については、別に定める。

(履修方法)

第21条 授業科目の種類、単位数又は授業時間数、履修方法等は、別に定める。

(単位)

第22条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該教授による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次項から第4項までの基準により単位数を計算するものとする。

2 共通教育及び専門基礎教育については、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、外国語科目については、教育上必要と認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、専門基礎科目の実験については、45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合において、講義及び演習については係数3（ただし、外国語科目において教育上必要と認められる場合には係数1.5とする。）、実験、実習及び実技については係数1.5（ただし、専門基礎科目の実験については係数1とする。）に対し、それぞれの授業時間を乗じて得た数値の和が45時間の授業をもって1単位とする。

3 専門教育については、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規程で定める

時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規程で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、各学部規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を各学部規程で定めることができる。

(単位の授与及び授業科目の履修の認定)

第23条 授業科目を履修した者には、試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。ただし、医学部医学科の専門教育科目については、授業科目の履修の認定を行う。

(成績の評価)

第24条 成績の評価は、A、B、C、D又はFの5種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格としFを不合格とする。ただし、現業実習等の場合は、P又はFの評語をもって表し、Pを合格としFを不合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第25条 本学は学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学は学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(1年間の授業期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第6章 入学、編入学、転入学、再入学、留学等

(入学)

第27条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学については、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第28条 本学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の認定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの

（入学志願手続）

第２９条 入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選抜）

第３０条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

（入学手続及び入学許可）

第３１条 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他必要な書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

２ 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。ただし、第５０条に規定する者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

（編入学）

第３２条 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、当該学部教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学において２年以上在学し退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第９０条第１項に規定する者に限る。）
- (4) 高等学校の専攻科の課程、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第９０条第１項に規定する者に限る。）
- (5) 学校教育法施行規則附則第７条の規定により大学に編入学できる者

- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- 2 前項に規定するもののほか、編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(特別編入学)

第33条 次の各号の一に該当する者で、人文社会学部の国際法政学科、人間社会学科及び琉球アジア文化学科、国際地域創造学部国際地域創造学科、工学部工学科並びに農学部亜熱帯生物資源科学科の第3年次特別編入学定員により編入学を志願する者については、学長は、当該学部教授会の議を経て入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
 - (4) 高等学校の専攻科の課程、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
 - (5) 修業年限4年以上の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (6) 学校教育法施行規則附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者
 - (7) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- 2 次の各号の一に該当し、医学部医学科の第2年次特別編入学定員により編入学を志願する者については、学長は、当該学部教授会の議を経て入学を許可することができる。
- (1) 大学を卒業した者（他の大学（外国の大学を含む。）において、本学の医学部医学科に相当する学科等に在学し、これを卒業した者及び現に在学している者を除く。）
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年以上の課程を修了した者
- 3 前2項に規定するもののほか、特別編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

- 第34条** 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のがある場合に限り、学長は、当該学部教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。
- 2 転入学を志願する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

- 第35条** 次の各号の一に該当する者で、退学後又は除籍後4年以内に同一学科又は課程（当該学科又は課程について改組等があった場合は、改組等の後の学科又は課程を含む。）に再入学を志願する者があるときは、学長は、当該学部教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。
- (1) 第41条による退学者

- (2) 第42条第5号、第6号、第7号及び第8号の規定により除籍された者
- 2 前項に規定するもののほか、再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学部、転学科又は転課程)

- 第36条** 本学の学生で、転学部、転学科又は転課程を志願する者があるときは、学期の初めに、学長は、関係学部教授会の議を経て相当年次に転学部、転学科又は転課程を許可することができる。
- 2 前項に規定するもののほか、転学部、転学科又は転課程に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

- 第37条** 本学の学生で他の大学へ入学又は転入学をしようとする者は、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

(留学)

- 第38条** 外国の大学又は短期大学に留学を志願する学生は、学部長を経て学長の許可を受けなければならない。
- 2 第15条の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において「他の大学又は短期大学」とあるのは、「外国の大学又は短期大学」と読み替えるものとする。

第7章 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

- 第39条** 病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書その他の理由書を添え、学部長を経て願い出、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 病気その他の理由により修学が不相当と認められる者に対しては、学長は、当該学部教授会の議を経て必要な期間休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。
- 4 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。ただし、医学部医学科にあっては、通算して6年を超えることはできない。
- 5 第32条第1項、第33条第1項及び第2項、第34条第1項並びに第35条第1項の規定により入学した学生の休学期間は、入学後の在学すべき年数を超えることができない。
- 6 休学期間は、第6条に規定する修業年限及び第8条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

- 第40条** 休学期間の満了した者又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに学部長を経て願い出、学長の許可を得て復学することができる。
- 2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(願い出による退学)

第41条 退学しようとする者は、学部長を経て願い出、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が、これを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
 - (2) 第8条に規定する在学期間を超えた者
 - (3) 第39条第4項及び第5項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
 - (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
 - (5) 休学期間満了後、所定の手続をしない者
 - (6) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者
 - (7) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (8) 卒業に要する最終学年を除く1学年の修得単位（第17条第3項により認定された単位は除く。以下この号及び次項において同じ。）が16単位未満の者。ただし、医学部医学科にあつては、第1年次の修得単位が16単位未満の者に限る。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第8号に該当する者が、引き続き次年度も修学を継続する意思を有し、所定の期日までに、その旨を学部長に届け出た場合には、除籍対象から除くものとする。ただし、この規定により、除籍対象から除かれたことがある者及び再入学した者については、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項各号に該当する者（死亡した者を除く。）が、第62条に規定する懲戒の手続の対象となっている場合は、学長は、当該手続が終了するまでの間、除籍を留保することができる。この場合において、当該学生が退学処分を受けたときは、除籍を行わない。
- 4 前3項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 卒業の認定及び学位の授与

(卒業の認定)

第43条 本学に第6条に規定する年限在学し、所定の教育課程を修了した者には、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第44条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第45条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）

に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部の学科又は課程において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

第10章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第46条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人琉球大学料金規程（以下「料金規程」という。）の定めるところによる。

(授業料の納付)

第47条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

区 分		納 期
前期	(4月から9月まで)	4月1日から4月30日まで
後期	(10月から翌年3月まで)	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 4 第1項の徴収期後に入学又は復学を許可された者は、入学又は復学した月から当該期末までの授業料を入学又は復学した月に納付しなければならない。
- 5 学年の途中で卒業する者は、卒業の日の属する月までの授業料を納めなければならない。

(退学及び停学等の場合の授業料)

第48条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第42条第1号、第6号又は第7号の規定により除籍した場合は、未納の授業料を免除することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、退学及び停学等の場合の授業料に関し必要な事項は、別に定める。

(休学の場合の授業料)

第49条 本学の学生が授業料の納入期限までに休学を許可され若しくは休学を命ぜられ又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可され若しくは休学を命ぜられた場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 前項に規定するもののほか、休学の場合の授業料に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第50条 学長は、特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認めるときその他相当と認めるときは、その者の願い出により、入学料の全額若しくは半額を免除し、

又はその徴収を猶予することができる。

- 2 本学の戦略的取組として実施する太平洋島嶼地域からの特別編入学により入学した者の入学料を免除する。
- 3 前2項に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第51条 学長は、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があるときその他相当と認めるときは、その者の願い出により、学長は、授業料の全額 若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 本学学部に在学する者のうち、人物及び学業成績等が特に優秀であると認められる者の授業料を免除する。
- 3 本学の戦略的取組として実施する太平洋島嶼地域からの特別編入学により入学した者の授業料を免除する。
- 4 前3項に規定するもののほか、授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料の免除)

第52条 学長は、学生又は学生の学資を主として負担している者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認めるときは、その者の願い出に基づき寄宿料を免除することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、寄宿料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生等の授業料等)

第53条 研究生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人学生の検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

(納付した授業料等)

第54条 納付した検定料、入学料、授業料及び寄宿料は還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合及び個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足等により出願無資格者であることが判明した場合には、当該者の申出により、料金規程第2条第5項による第2段階目の選抜に係る額に相当する額を還付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第47条第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を還付する。
- 5 前4項に規定するもののほか、納付した検定料、入学料、授業料及び寄宿料の還付に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 研究生，特別聴講学生，科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第55条 本学において，特定の専門事項について研究しようとする者があるときは，学部の教育研究に支障のない場合に限り，学長は，当該学部教授会の議を経て，研究生として入学を許可することができる。

2 前項の規定は，熱帯生物圏研究センターについて準用する。この場合において，「学部」とあるのは，「センター」と，「当該学部教授会」とあるのは，「当該センター教授会」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか，研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(特別聴講学生)

第56条 他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき，各学部において，当該大学又は短期大学の学生に授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により学部の授業科目の履修が認められた学生は，特別聴講学生と称する。

3 前2項に規定するもののほか，特別聴講学生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第57条 本学の学生以外の者で，本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは，学長は，当該学部教授会の議を経て，科目等履修生として入学を許可し，単位を与えることができる。

2 前項に規定するもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

(外国人学生)

第58条 外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるときは，学長は，当該学部教授会の議を経て，外国人学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか，外国人学生に関し必要な事項は，別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第59条 社会人の教養を高め，文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設することができる。

第13章 教員免許状更新講習

(教員免許状更新講習)

第60条 本学に教育職員免許法に定める免許状更新講習を開設することができる。

2 前項の講習の名称は，教員免許状更新講習とする。

- 3 免許状更新講習に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第61条 学生として、表彰に価する行為があった者は、琉球大学学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第62条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、当該学部教授会の議を経て、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の停学の期間は、第8条に規定する在学期間に算入し、第6条に規定する修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期（1か月以下）の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 5 前4項に規定するもののほか、懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 寄宿舍

第63条 本学に、寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 雑則

(雑則)

第64条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、1972年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条中保健学部に係る部分及び第9条については、1972年5月1日から施行する。
- 2 学士の称号に関する規程（1957年学長決定）は、廃止する。
- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日に現に存する次に掲げる学科は、当日に当該学科に在学する者（以下「旧在学生」という。）が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

法文学部

国語国文学科、英語英文学科、地理学科、商学科、美術工芸科

教育学部

教育学科，心理学科，初等教育科，音楽科，保育科，体育科，技術教育科

農学部

家政学科

- 4 施行日前に，除籍された者又は懲戒により退学させられた者の再入学については，第31条の規定にかかわらず，その都度当該学部教授会が定める。
- 5 施行日前に，休学した者の休学期間は，第34条第4項の休学期間に通算するものとする。
- 6 旧在学生の学士の称号については，第39条の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，保健学部卒業者の称号は，保健衛生学士とする。
- 7 施行日前に，懲戒処分により停学を命ぜられた者で，当該停学の期間が施行日以後にわたるものについては，第54条の規定により処分されたものとみなす。

附 則（昭和47年8月29日）

- 1 この学則は，昭和47年8月29日から施行し，昭和47年5月15日から適用する。
- 2 昭和47年5月14日に現に本学に在学していた者に係る授業料の額は，第40条の規定にかかわらず，年額9，240円とする。
- 3 昭和47年5月15日以後において本学に転学，編入学又は再入学（以下「転学等」という。）をした者に係る授業料の額は，当該転学等をした者の属する年次と同年次の本土に所在する国立の大学の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度における入学を許可される者に係る入学料の額は第40条の規定にかかわらず，4，000円とする。
- 5 昭和47年度の入学，転入学等に係る検定料の額は，第40条の規定にかかわらず，3，000円とする。

附 則（昭和48年3月23日）

この学則は，昭和48年3月23日から施行し，昭和47年5月15日から適用する。

附 則（昭和49年1月31日）

この学則は，昭和49年1月31日から施行し，昭和48年10月1日から適用する。
ただし，第41条第1項の改正規定は，昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年2月28日）

この学則は，昭和49年2月28日から施行し，昭和48年4月12日から適用する。

附 則（昭和50年4月1日）

- 1 この学則は，昭和50年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず，理工学部海洋学科の年度別の総定員は，次の表のとおりとする。

昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度

40名	80名	120名	160名
-----	-----	------	------

附 則（昭和50年5月27日）
この学則は、昭和50年5月27日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年2月24日）
この学則は、昭和51年2月24日から施行する。

附 則（昭和52年3月26日）
この学則は、昭和52年5月2日から施行する。

- 附 則（昭和53年4月1日）
- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
 - 2 第2条第2項の規定にかかわらず、理工学部建設工学科の年度別の総定員は、次の表のとおりとする。

昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度
40名	80名	120名	160名

附 則（昭和54年1月31日）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

- 附 則（昭和54年3月31日）
- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
 - 2 理工学部は、改正後の学則第2条第1項の規定にかかわらず、昭和54年3月31日に当該学部在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとする。

- 附 則（昭和54年8月28日）
- 1 この学則は、昭和54年10月1日から施行する。
 - 2 医学部は、昭和56年度から学生を入学させるものとする。

- 附 則（昭和54年12月26日）
- 1 この学則は、昭和54年12月26日から施行する。
 - 2 附則第3項に規定する学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、第39条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則（昭和55年3月27日）
- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
 - 2 第2条第2項の規定にかかわらず、工学部電子・情報工学科の年度別の総定員は、次

の表のとおりとする。

昭和 5 5 年度	昭和 5 6 年度	昭和 5 7 年度	昭和 5 8 年度
4 0 名	8 0 名	1 2 0 名	1 6 0 名

- 3 理工学部において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、第 3 9 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 5 6 年 2 月 2 7 日）

- 1 この学則は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の年度別の総定員は、次の表のとおりとする。

昭和 56 年度	昭和 57 年度	昭和 58 年度	昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度
1 0 0 名	2 0 0 名	3 0 0 名	4 0 0 名	5 0 0 名	6 0 0 名

- 3 保健学部は、改正後の学則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 5 6 年 3 月 3 1 日に当該学部在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 9 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 5 6 年 1 1 月 2 8 日）

この学則は、昭和 5 6 年 1 1 月 2 8 日から施行する。

附 則（昭和 5 7 年 3 月 3 1 日）

この学則は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 7 年 4 月 2 0 日）

この学則は、昭和 5 7 年 4 月 2 0 日から施行し、昭和 5 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 5 8 年 1 0 月 2 5 日）

この学則は、昭和 5 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 9 年 3 月 2 7 日）

この学則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 9 年 4 月 1 1 日）

この学則は、昭和 5 9 年 4 月 1 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 1 年 3 月 3 1 日）

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める総定員は、同項の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和63年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度
法文学部	法 政 学 科	370 人	380 人	390 人
	経 済 学 科	375 人	390 人	405 人
	文 学 科	202 人	204 人	206 人
	史 学 科	111 人	122 人	133 人
	社 会 学 科	154 人	168 人	182 人
教育学部	小学校教員養成課程	480 人	480 人	420 人
	中学校教員養成課程	320 人	320 人	320 人
	養護学校教員養成課程	80 人	80 人	80 人
理学部	数 学 科	120 人	120 人	120 人
	物 理 学 科	125 人	130 人	135 人
	化 学 科	125 人	130 人	135 人
	生 物 学 科	125 人	130 人	135 人
	海 洋 学 科	165 人	170 人	175 人
医学部	医 学 科	600 人	600 人	600 人
	保 健 学 科	245 人	250 人	255 人
工学部	機 械 工 学 科	180 人	200 人	220 人
	土 木 工 学 科	165 人	170 人	175 人
	建 設 工 学 科	165 人	170 人	175 人
	電 気 工 学 科	165 人	170 人	175 人
	電 子 ・ 情 報 工 学 科	165 人	170 人	175 人
農学部	農 学 科	125 人	130 人	135 人
	農 芸 化 学 科	121 人	122 人	123 人
	農 業 工 学 科	104 人	108 人	112 人
	畜 産 学 科	103 人	106 人	109 人
	林 学 科	80 人	80 人	80 人

附 則（昭和62年4月1日）

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める総定員は、同項の規定にかかわらず、昭和62年度から平成元年度までは、次のとおりとする。

--	--	--	--	--

学 部	学 科	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成元年度
法文学部	法 政 学 科	380 人	390 人	400 人
	経 済 学 科	405 人	435 人	465 人
	文 学 科	212 人	222 人	232 人
	史 学 科	122 人	133 人	144 人
	社 会 学 科	168 人	182 人	196 人
教育学部	小学校教員養成課程	480 人	480 人	480 人
	中学校教員養成課程	320 人	320 人	320 人
	養護学校教員養成課程	80 人	80 人	80 人
理学部	数 学 科	125 人	130 人	135 人
	物 理 学 科	130 人	135 人	140 人
	化 学 科	130 人	135 人	140 人
	生 物 学 科	130 人	135 人	140 人
	海 洋 学 科	170 人	175 人	180 人
医学部	医 学 科	600 人	600 人	600 人
	保 健 学 科	250 人	255 人	260 人
工学部	機 械 工 学 科	200 人	220 人	240 人
	エネルギー機械工学科	40 人	80 人	120 人
	土 木 工 学 科	170 人	175 人	180 人
	建 設 工 学 科	170 人	175 人	180 人
	電 気 工 学 科	175 人	185 人	195 人
	電 子 ・ 情 報 工 学 科	175 人	185 人	195 人
農学部	農 学 科	130 人	135 人	140 人
	農 芸 化 学 科	126 人	131 人	136 人
	農 業 工 学 科	109 人	114 人	119 人
	畜 産 学 科	108 人	113 人	118 人
	林 学 科	80 人	80 人	80 人

附 則（昭和 6 2 年 5 月 2 1 日）
この学則は、昭和 6 2 年 5 月 2 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年 2 月 2 3 日）
この学則は、昭和 6 3 年 2 月 2 3 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、医学部保健学科、工学部建設工学科及び農学部林学科の昭和63年度から平成2年度までの総定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	昭和 63 年度	平成元年度	平成 2 年度
医 学 部	保 健 学 科	260 人	270 人	275 人
工 学 部	建 設 工 学 科	180 人	190 人	195 人
農 学 部	林 学 科	85 人	90 人	95 人

附 則（昭和63年4月8日）

- 1 この学則は、昭和63年4月8日から施行する。
- 2 第5条第1項に規定する医学部附属地域医療研究センターは、平成10年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成元年4月1日）

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学学則の一部を改正する学則（昭和62年4月1日制定）附則第2項、琉球大学学則の一部を改正する学則（昭和63年4月1日制定）附則第2項及び琉球大学学則の一部を改正する学則（昭和63年4月8日制定）附則第2項の改正規定は、平成元年1月8日から適用する。
- 3 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、教育学部の小学校教員養成課程及び総合科学課程の平成元年度から平成3年度までの総定員は、次のとおりとする。

学 部	課 程	平成元年度	平成 2 年度	平成 3 年度
教育学部	小学校教員養成課程	440 人	400 人	360 人
	総 合 科 学 課 程	40 人	80 人	120 人

附 則（平成2年4月1日）

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月19日）

この学則は、平成3年2月19日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日に農学部農学科、農芸化学科、農業工学科、畜産学科及び林学科に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 農学部農学科、農芸化学科、農業工学科、畜産学科及び林学科は改正後の学則第2条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日に農学部の当該学科に在学する者が農学部の当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、法文学部の経済学科及び社会学科、理学部の数学科、工学部の電子・情報工学科、農学部農学科、農芸化学科、農業工学科、畜産学科、林学科、生物生産学科、生産環境学科及び生物資源科学科の平成3年度から平成5年度までの総定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成3年度	平成4年度	平成5年度
法文学部	経 済 学 科	495 人	510 人	525 人
	社 会 学 科	211 人	226 人	241 人
理 学 部	数 学 学 科	150 人	160 人	170 人
工 学 部	電 子 ・ 情 報 工 学 科	210 人	220 人	230 人
農 学 部	農 学 学 科	105 人	70 人	35 人
	農 芸 化 学 科	105 人	70 人	35 人
	農 業 工 学 科	90 人	60 人	30 人
	畜 産 学 科	90 人	60 人	30 人
	林 学 学 科	75 人	50 人	25 人
	生 物 生 産 学 科	65 人	130 人	195 人
	生 産 環 境 学 科	50 人	100 人	150 人
	生 物 資 源 科 学 科	40 人	80 人	120 人

- 5 平成3年4月1日に医学部医学科の第4年次以降に在学する者については、改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年4月12日）

この学則は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成3年5月21日）

この学則は、平成3年5月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成3年8月27日）

この学則は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成４年３月２７日）

- この学則は、平成４年４月１日から施行する。
- 改正後の第２条第２項の規定にかかわらず、法文学部の経済学科及び社会学科、理学部の物理学科、工学部の電子・情報工学科の平成４年度から平成６年度までの総定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成４年度	平成５年度	平成６年度
法文学部	経 済 学 科	530 人	565 人	600 人
	社 会 学 科	246 人	281 人	316 人
	学 部 計	1,560 人	1,630 人	1,700 人
理 学 部	物 理 学 科	150 人	160 人	170 人
	学 部 計	770 人	790 人	810 人
工 学 部	電 子 ・ 情 報 工 学 科	230 人	250 人	270 人
	学 部 計	1,210 人	1,230 人	1,250 人
大 学 全 体 合 計		5,920 人	6,030 人	6,140 人

附 則（平成５年３月３０日）

この学則は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成５年９月２８日）

- この学則は、平成５年１０月１日から施行する。ただし、第４条の改正規定及び附則第２項の規定は、平成８年４月１日から施行する。
- 琉球大学短期大学部は、改正後の第４条の規定にかかわらず、平成８年３月３１日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成５年９月３０日に法文学部の法政学科、経済学科、文学科、史学科及び社会学科、工学部の機械工学科、エネルギー機械工学科、土木工学科、建設工学科、電気工学科及び電子・情報工学科に在学していた者については、なお従前の例による。
- 法文学部の文学科、史学科及び社会学科、工学部の機械工学科、エネルギー機械工学科、土木工学科、建設工学科、電気工学科及び電子・情報工学科は、改正後の学則第２条第１項の規定にかかわらず、平成５年９月３０日に法文学部及び工学部の当該学科に在学する者が法文学部及び工学部の当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 5 改正後の第2条第3項の規定にかかわらず，法文学部の法政学科，経済学科及び人文学科並びに法政学科，経済学科，文学科，史学科及び社会学科，工学部の機械システム工学科，環境建設工学科，電気電子工学科及び情報工学科並びに機械工学科，エネルギー機械工学科，土木工学科，建設工学科，電気工学科及び電子・情報工学科の平成6年度から平成8年度までの収容定員は，次のとおりとする。

学 部	学 科	平成6年度	平成7年度	平成8年度
法文学部	法 政 学 科			
	昼間主コース	110 人	220 人	336 人
	夜間主コース	30 人	60 人	94 人
	経 済 学 科			
	昼間主コース	155 人	310 人	471 人
	夜間主コース	60 人	120 人	184 人
	人 文 学 科			
	昼間主コース	210 人	420 人	636 人
	夜間主コース	30 人	60 人	94 人
	（ 従 前 の 学 科 ）			
	法 政 学 科	300 人	200 人	100 人
	経 済 学 科	445 人	310 人	155 人
	文 学 科	180 人	120 人	60 人
	史 学 科	108 人	72 人	36 人
	社 会 学 科	232 人	168 人	84 人
	学 部 計	1,860 人	2,060 人	2,250 人
工 学 部	機 械 シ ス テ ム 工 学 科			
	昼間主コース	110 人	220 人	333 人
	夜間主コース	20 人	40 人	60 人
	環 境 建 設 工 学 科	105 人	210 人	319 人
	電 気 電 子 工 学 科			
	昼間主コース	100 人	200 人	303 人
	夜間主コース	10 人	20 人	30 人
	情 報 工 学 科	60 人	120 人	180 人
	（ 従 前 の 学 科 ）			
	機 械 工 学 科	180 人	120 人	60 人
	エ ネ ル ギ ー 機 械 工 学 科	120 人	80 人	40 人
	土 木 工 学 科	135 人	90 人	45 人
	建 設 工 学 科	150 人	100 人	50 人
	電 気 工 学 科	150 人	100 人	50 人
	電 子 ・ 情 報 工 学 科	200 人	140 人	70 人

	学 部 計	1,340 人	1,440 人	1,540 人
大 学 全 体 合 計		6,390 人	6,700 人	6,990 人

附 則（平成 5 年 10 月 12 日）

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条の 2 第 1 項の改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 17 条の 2、第 18 条及び第 20 条の規定は、平成 6 年度の入学者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、各学部又は教養部が必要と認める場合には、改正後の第 20 条の規定を、平成 6 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）に適用することができる。
- 4 各学部又は教養部が必要と認める場合には、在学者に改正後の第 17 条の 2、第 18 条及び第 20 条の規定に基づき平成 6 年度以降の入学者のために開設される授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を、改正前の学則に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

附 則（平成 6 年 3 月 22 日）

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条から第 5 条の 4 までの改正規定及び第 48 条の改正規定は、平成 6 年 6 月 24 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 28 日）

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日）

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の 2 第 1 項の改正規定は、平成 8 年 5 月 11 日から施行する。
- 2 平成 8 年 3 月 31 日に理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科及び海洋学科に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 理学部の数学科、物理学科、化学科、生物学科及び海洋学科は、改正後の学則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日に理学部の当該学科に在学する者が理学部の当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、理学部の数理科学科、物質地球科学科及び海洋自然科学科並びに数学科、物理学科、化学科、生物学科及び海洋学科の平成 8 年度から平成 10 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度
	数 理 科 学 科	45 人	90 人	135 人
	物 質 地 球 科 学 科	72 人	144 人	216 人

理 学 部	海 洋 自 然 科 学 科 (従 前 の 学 科)	108 人	216 人	324 人
	数 学 科	135 人	90 人	45 人
	物 理 学 科	135 人	90 人	45 人
	化 学 科	105 人	70 人	35 人
	生 物 学 科	105 人	70 人	35 人
	海 洋 学 科	135 人	90 人	45 人
学 部 計		840 人	860 人	880 人
大 学 全 体 合 計		7,300 人	7,320 人	7,340 人

附 則（平成 9 年 3 月 25 日）

- この学則は，平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 29 条の 2 第 1 項の改正規定は，平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 9 年 3 月 31 日に法文学部の法政学科，経済学科及び人文学科，教育学部の小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程に在学していた者については，なお従前の例による。
- 法文学部の法政学科，経済学科及び人文学科，教育学部の小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程は，改正後の学則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 9 年 3 月 31 日に法文学部の当該学科及び教育学部の当該課程に在学する者が法文学部の当該学科及び教育学部の当該課程に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 改正後の第 2 条第 3 項の規定にかかわらず，法文学部の総合社会システム学科，人間科学科及び国際言語文化学科並びに法政学科，経済学科及び人文学科，教育学部の学校教育教員養成課程及び総合科学課程並びに小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程の平成 9 年度から平成 11 年度までの収容定員は，次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
法文学科	総合社会システム学科			
	昼間主コース	265 人	530 人	807 人
	夜間主コース	90 人	180 人	278 人
	人 間 科 学 科	115 人	230 人	348 人
	国 際 言 語 文 化 学 科			
	昼間主コース	95 人	190 人	288 人
	夜間主コース	30 人	60 人	94 人
	(従 前 の 学 科)			
	法 政 学 科			
	昼間主コース	342 人	232 人	116 人
	夜間主コース	98 人	68 人	34 人

	経 済 学 科			
	昼間主コース	477 人	322 人	161 人
	夜間主コース	188 人	128 人	64 人
	人 文 学 科			
	昼間主コース	642 人	432 人	216 人
	夜間主コース	98 人	68 人	34 人
	学 部 計	2,440 人	2,440 人	2,440 人
教育学部	学校教育教員養成課程	150 人	300 人	450 人
	総 合 科 学 課 程 (従 前 の 学 科)	170 人	180 人	190 人
	小学校教員養成課程	240 人	160 人	80 人
	中学校教員養成課程	240 人	160 人	80 人
	学 部 計	880 人	880 人	880 人
大 学 全 体 合 計		7,320 人	7,340 人	7,360 人

附 則（平成10年3月31日）

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第5条（地域医療研究センターを除く。）及び第5条の2の改正規定は、平成10年4月9日から施行する。
- 改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、法文学部の総合社会システム学科、人間科学科及び国際言語文化学科、理学部の数理科学科、物質地球科学科及び海洋自然科学科、工学部の機械システム工学科、環境建設工学科及び電気電子工学科の平成10年度から平成12年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
法文学科	総合社会システム学科			
	昼間主コース	520 人	787 人	1,054 人
	夜間主コース	180 人	278 人	376 人
	人 間 科 学 科	225 人	338 人	451 人
	国 際 言 語 文 化 学 科			
	昼間主コース	185 人	278 人	371 人
	夜間主コース	60 人	94 人	128 人
	学 部 計	2,420 人	2,400 人	2,380 人
	数 理 科 学 科	133 人	176 人	174 人
	物 質 地 球 科 学 科	214 人	284 人	282 人

理 学 部	海 洋 自 然 科 学 科	318 人	420 人	414 人
	学 部 計	870 人	880 人	870 人
工 学 部	機 械 シ ス テ ム 工 学 科			
	昼間主コース	442 人	438 人	434 人
	夜間主コース	80 人	80 人	80 人
	環 境 建 設 工 学 科	425 人	422 人	419 人
	電 気 電 子 工 学 科			
	昼間主コース	403 人	400 人	397 人
	夜間主コース	40 人	40 人	40 人
	学 部 計	1,630 人	1,620 人	1,610 人
大 学 全 体 合 計		7,300 人	7,280 人	7,240 人

- 3 第5条第1項に規定する医学部附属沖縄・アジア医学研究センターは、平成20年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成11年3月31日）

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 平成11年3月31日に教育学部の養護学校教員養成課程及び総合科学課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 教育学部の養護学校教員養成課程及び総合科学課程は、改正後の学則第2条第1項の規定にかかわらず、平成11年3月31日に教育学部の当該課程に在学する者が教育学部の当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、法文学部の総合社会システム学科、人間科学科及び国際言語文化学科、教育学部の学校教育教員養成課程及び生涯教育課程、理学部の数理科学科、物質地球科学科及び海洋自然科学科、医学部の医学科、工学部の機械システム工学科、環境建設工学科及び電気電子工学科、農学部の生物生産学科、生産環境学科及び生物資源科学科の平成11年度から平成13年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
法文学部	総合社会システム学科			
	昼間主コース	767 人	1,014 人	984 人
	夜間主コース	278 人	376 人	376 人
	人 間 科 学 科	328 人	431 人	416 人
	国 際 言 語 文 化 学 科			

	昼間主コース 夜間主コース	268 人 94 人	351 人 128 人	336 人 128 人
教育学部	学校教育教員養成課程 生涯教育課程	400 人 90 人	350 人 180 人	300 人 270 人
理学部	数 理 科 学 科 物 質 地 球 科 学 科 海 洋 自 然 科 学 科	173 人 279 人 413 人	168 人 272 人 400 人	163 人 265 人 387 人
医学部	医 学 科	595 人	590 人	590 人
工学部	機械システム工学科 昼間主コース 夜間主コース 環境建設工学科 電気電子工学科 昼間主コース 夜間主コース	427 人 80 人 415 人 393 人 40 人	412 人 80 人 405 人 383 人 40 人	397 人 80 人 395 人 373 人 40 人
農学部	生 物 生 産 学 科 生 産 環 境 学 科 生 物 資 源 科 学 科	256 人 196 人 158 人	252 人 192 人 156 人	248 人 188 人 154 人

附 則（平成 11 年 7 月 14 日）
この学則は、平成 11 年 7 月 14 日から施行する。

附 則（平成 12 年 2 月 22 日）
この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 12 年 3 月 31 日）
- この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条の 2 第 2 項の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
 - 改正後の第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、法文学部の総合社会システム学科、人間科学科及び国際言語文化学科、教育学部の学校教育教員養成課程及び生涯教育課程、理学部の数理科学科、物質地球科学科及び海洋自然科学科、医学部の保健学科、工学部の機械システム工学科、環境建設工学科及び電気電子工学科、農学部の生物生産学科、生産環境学科及び生物資源科学科の平成 12 年度から平成 14 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
-----	-----	----------	----------	----------

法文学部	総合社会システム学科			
	昼間主コース	1,004 人	964 人	934 人
	夜間主コース	376 人	376 人	376 人
	人 間 科 学 科	426 人	406 人	391 人
	国 際 言 語 文 化 学 科			
	昼間主コース	351 人	336 人	326 人
	夜間主コース	128 人	128 人	128 人
教育学部	学校教育教員養成課程	500 人	450 人	400 人
	生涯教育課程	180 人	270 人	360 人
理学部	数 理 科 学 科	168 人	163 人	160 人
	物 質 地 球 科 学 科	272 人	265 人	260 人
	海 洋 自 然 科 学 科	400 人	387 人	380 人
医学部	保 健 学 科	270 人	260 人	250 人
工学部	機械システム工学科			
	昼間主コース	407 人	387 人	371 人
	夜間主コース	80 人	80 人	80 人
	環 境 建 設 工 学 科	400 人	385 人	373 人
	電 気 電 子 工 学 科			
	昼間主コース	373 人	353 人	336 人
	夜間主コース	40 人	40 人	40 人
農学部	生 物 生 産 学 科	246 人	236 人	226 人
	生 産 環 境 学 科	186 人	176 人	166 人
	生 物 資 源 科 学 科	153 人	148 人	143 人

附 則（平成13年3月30日）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第17条の4、第25条、第29条及び第29条の2の改正規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成14年3月29日）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月17日）

この学則は、平成14年12月17日から施行する。

附 則（平成15年2月4日）

この学則は、平成15年2月4日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月21日）

この学則は、平成15年4月21日から施行し、平成15年2月1日から適用する。

附 則（平成15年9月19日）

この学則は、平成15年9月19日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月28日）

この学則は、平成17年6月28日から施行する。

附 則（平成17年9月27日）

この学則は、平成17年9月27日から施行する。

附 則（平成18年1月24日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の22条の規定にかかわらず、平成17年度以前入学者（再入学については、当初の入学年度が平成17年度以前入学者）の成績の評価は、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月16日）

この学則は、平成18年3月16日から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日）

この学則は、平成18年12月25日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、法文学部の平成19年度から平成21年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成19年度	平成20年度	平成21年度
-----	-----	--------	--------	--------

法文学部	総合社会システム学科			
	昼間主コース	839人	794人	749人
	夜間主コース	196人	176人	156人
	産業経営学科			
	昼間主コース	60人	120人	180人
	夜間主コース	20人	40人	60人
	観光科学科	140人	200人	220人
	人間科学科	386人	386人	386人
	国際言語文化学科			
	昼間主コース	326人	326人	326人
	夜間主コース	128人	128人	128人

附 則（平成19年12月11日）
この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月6日）
この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月18日）
この学則は、平成20年2月18日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

- 附 則（平成20年2月28日）
- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
（法文学部総合社会システム学科の経過措置）
 - 法文学部総合社会システム学科経営学専攻は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に法文学部総合社会システム学科経営学専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
（法文学部産業経営学科の経過措置）
 - 法文学部産業経営学科は改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に法文学部産業経営学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
（法文学部観光科学科の経過措置）
 - 平成20年3月31日以前に法文学部観光科学科に入学し、引き続き在学する者については、平成20年4月1日から観光産業科学部観光科学科に所属するものとする。
 - 改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、法文学部及び観光産業科学部の平成20年度から平成22年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法文学部	総合社会システム学科			
	昼間主コース	794人	749人	704人
	夜間主コース	176人	156人	136人
	人間科学科	386人	386人	386人
	国際言語文化学科			

	昼間主コース	326人	326人	326人
	夜間主コース	128人	128人	128人
観光産業 科学部	観光科学科	200人	220人	240人
	産業経営学科			
	昼間主コース	120人	180人	240人
	夜間主コース	40人	60人	80人

- 6 平成20年3月31日に法文学部国際言語文化学科社会コースに在学していた者については、当該所要資格を所得できる教員の免許状の種類は、第39条の2第2項（別表）の改正にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成20年4月22日）

この学則は、平成20年4月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年6月24日）

この学則は、平成20年6月24日から施行する。

附 則（平成21年1月27日）

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、法文学部の総合社会システム学科、観光産業科学部の観光科学科及び産業経営学科、工学部の機械システム工学科、電気電子工学科及び情報工学科、農学部 of 亜熱帯地域農学科、亜熱帯農林環境科学科、地域農業工学科及び亜熱帯生物資源科学科の平成21年度から平成23年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法 文 学 部	総合社会システム学科			
	昼間主コース	749人	704人	704人
	夜間主コース	152人	128人	128人
観光産業科 科学部	観光科学科	220人	240人	240人
	産業経営学科			
	昼間主コース	180人	240人	240人
	夜間主コース	64人	88人	88人
工 学 部	機械システム工学科			
	昼間主コース	368人	370人	370人
	夜間主コース	80人	80人	80人
	電気電子工学科			
	昼間主コース	328人	330人	330人
	夜間主コース	40人	40人	40人
	情報工学科	246人	252人	252人
	亜熱帯地域農学科	35人	70人	105人

農 学 部	亜熱帯農林環境科学科	35 人	70 人	105 人
	地 域 農 業 工 学 科	25 人	50 人	75 人
	亜熱帯生物資源科学科 (従前の学科)	35 人	70 人	110 人
	生 物 生 産 学 科	165 人	110 人	55 人
	生 産 環 境 学 科	120 人	80 人	40 人
	生 物 資 源 科 学 科	110 人	80 人	40 人
	小 計	525 人	530 人	530 人

- 3 改正後の第2条第3項の規定にかかわらず，平成21年度からの医学部入学定員のうち2名については，平成29年度入学生までの時限的措置である。
- 4 改正後の第2条第3項の表中「第3年次特別編入学定員」とあるのは，医学部にあっては，「第2年次及び第3年次特別編入学定員」と読替する。
- 5 改正後の第29条の2第2項に規定する「第2年次及び第3年次特別編入学定員」のうち，第3年次特別編入学定員については，平成21年度までの措置とする。
- 6 改正後の第2条第3項の規定にかかわらず，医学部医学科の平成21年度から平成25年度までの収容定員は，次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
医学部	医学科	602 人	609 人	616 人	623 人	630 人

- 7 農学部の生物生産学科，生産環境学科及び生物資源科学科は，改正後の学則第2条第1項の規定にかかわらず，平成21年3月31日に農学部の当該学科に在学する者が農学部の当該学科に存学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 8 改正後の学則第29条の2第1項で規定する農学部の「亜熱帯生物資源科学科」は，平成22年度まで「生物資源科学科」と読替する。
- 9 前項により，改正前の農学部生物資源科学科における第3年次特別編入学定員5名については平成22年度入学生まで受入れ，平成23年度以降は，改正後の同学部亜熱帯生物資源科学科で受入れるものとする。

附 則（平成21年3月24日）
この学則は，平成21年4月1日から施行する。

- 附 則（平成21年4月1日）
- 1 この学則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず，改正後の第8条第3項の規定については，平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月28日）
この学則は，平成21年4月28日から施行し，平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年1月26日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成22年度から平成26年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医 学 部	医学科	614 人	626 人	638 人	650 人	662 人

- 3 改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、平成22年度からの医学部入学定員増(5名)については、平成31年度入学生までの時限的措置である。

附 則（平成22年3月30日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月25日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 学則第2条第3項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成23年度から平成27年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医 学 部	医学科	626 人	638 人	650 人	662 人	667 人

附 則（平成23年11月22日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 学則第2条第3項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成24年度から平成28年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医 学 部	医学科	638 人	650 人	662 人	667 人	667 人

附 則（平成24年3月27日）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月26日）

この学則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第7条の3に規定する共同利用・共同研究拠点については、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月25日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 学則第2条第3項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成25年度から平成29年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医 学 部	医学科	650 人	662 人	667 人	667 人	667 人

附 則（平成26年1月28日）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 29 日）

この学則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 21 日）

この学則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 16 日）

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日）

- 1 この学則は、平成 27 年 3 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 医学部医学科の特別編入学生として在学するものは、改正前の第 13 条の規定にかかわらず、改正後の同条の規定を適用する。
- 3 改正後の第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、医学部医学科の平成 27 年度から平成 36 年度までの収容定員及び平成 27 年度から平成 31 年度までの入学定員は、次の表のとおりとする。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
収容定員	672 人	677 人	682 人	685 人	688 人
入学定員	112 人	112 人	112 人	110 人	110 人

	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
収容定員	681 人	669 人	657 人	645 人	635 人

附 則（平成 27 年 6 月 23 日）

この学則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 24 日）

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 23 日）

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 28 日）

この学則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 27 日）

この学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 27 日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月8日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

（教育学部生涯教育課程の経過措置）

- 2 教育学部生涯教育課程は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に教育学部生涯教育課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

（工学部の機械システム工学科、環境建設工学科、電気電子工学科及び情報工学科の経過措置）

- 3 工学部の機械システム工学科（昼間主コース）及び同学科（夜間主コース）、環境建設工学科、電気電子工学科（昼間主コース）及び同学科（夜間主コース）並びに情報工学科は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に工学部の機械システム工学科（昼間主コース）及び同学科（夜間主コース）、環境建設工学科、電気電子工学科（昼間主コース）及び同学科（夜間主コース）並びに情報工学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、教育学部、工学部及び農学部は平成29年度から平成31年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学科又は課程	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
教 育 学 部	学校教育教員養成課程	440 人	480 人	520 人
	生涯教育課程	270 人	180 人	90 人
工 学 部	工学科	350 人	700 人	1,070 人
	機械システム工学科			
	昼間主コース	280 人	190 人	95 人
	夜間主コース	60 人	40 人	20 人
	環境建設工学科	278 人	188 人	94 人
	電気電子工学科			
	昼間主コース	250 人	170 人	85 人
	夜間主コース	30 人	20 人	10 人
農 学 部	情報工学科	192 人	132 人	66 人
	亜熱帯地域農学科	140 人	140 人	140 人
	亜熱帯農林環境科学科	140 人	140 人	140 人
	地域農業工学科	100 人	100 人	100 人
	亜熱帯生物資源科学科	160 人	170 人	180 人

- 5 平成29年3月31日に教育学部生涯教育課程並びに工学部機械システム工学科、環境建設工学科、電気電子工学科及び情報工学科に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の別表（第39条の2第2項関係）にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成 29 年 5 月 23 日）

この学則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 29 条及び第 29 条の 2 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 12 月 20 日）

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 31 条の規定については、平成 30 年度の入学者から適用する。また、改正後の第 37 条第 3 項の規定については、平成 29 年 12 月 20 日から適用する。

附 則（平成 29 年 12 月 27 日）

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日）

1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（法文学部及び観光産業科学部の経過措置）

2 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に法文学部及び観光産業科学部に在学する者が当該学部等に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する法文学部の総合社会システム学科、人間科学科及び国際言語文化学科並びに観光産業科学部の産業経営学科に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の別表（第 45 条第 2 項関係）にかかわらず、なお、従前の例による。

4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、法文学部、観光産業科学部、人文社会学部及び国際地域創造学部の平成 30 年度から平成 32 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
法文学部	総合社会システム学科 昼間主コース 夜間主コース	534 人 98 人	364 人 68 人	182 人 34 人
	人 間 科 学 科	291 人	196 人	98 人
	国 際 言 語 文 化 学 科 昼間主コース 夜間主コース	246 人 98 人	166 人 68 人	83 人 34 人
観光産業科学部	観 光 科 学 科	180 人	120 人	60 人
	産 業 経 営 学 科 昼間主コース	180 人	120 人	60 人

	夜間主コース	68 人	48 人	24 人
人文社会学部	国際法政学科	80 人	160 人	244 人
	人間社会学科	80 人	160 人	244 人
	琉球アジア文化学科	40 人	80 人	122 人
国際地域創造学部	国際地域創造学科			
	昼間主コース	265 人	530 人	803 人
	夜間主コース	80 人	160 人	252 人

- 5 改正後の第5条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成30年度から平成36年度までの収容定員及び平成30年度から平成31年度までの入学定員は、次の表のとおりとする。

	平成30年度	平成31年度
収容定員	687 人	692 人
入学定員	112 人	112 人

	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
収容定員	685 人	673 人	661 人	649 人	637 人

別表（第45条第2項関係）

学 部	学科・課程		教員の免許状の種類	免許教科	
人文社会 学部	国際法政学科	政治・国際関係学プログラム	高等学校教諭一種免許状	公民	
	人間社会学科		高等学校教諭一種免許状	公民	
	琉球アジア文化学科	文学プログラム 言語学プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語	
国際地域 創造学部	国際地 域創造 学科	昼間主 コース	経済学プログラム	中学校教諭一種免許状	社会
			国際言語文化プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語
			地域文化科学プログラム	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状		地理歴史	
		夜間主 コース	国際言語文化プログラム	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語
教育学部	学校教育教員養成課程		幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状		
			中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語	
			高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，家庭，工業，英	

			語	
		特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)		
理 学 部	数理科学科		中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学
	物質地球科学科		中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
	海洋自然科学科			
医 学 部	保健学科		養護教諭一種免許状	
工 学 部	工学科	機械工学コース，エネ ルギー環境工学コー ス，電気システム工学 コース，電子情報通信 コース，社会基盤デザ インコース，建築学コ ース	高等学校教諭一種免許状	工業
		知能情報コース	高等学校教諭一種免許状	情報
農 学 部	亜熱帯地域農学科		高等学校教諭一種免許状	農業
	亜熱帯農林環境科学科			
	地域農業工学科			
	亜熱帯生物資源科学科			

○琉球大学各学部共通細則

（1972年2月15日
制 定）

（登録）

第1条 学生は、毎学期始めの定められた期間内に、履修しようとする授業科目について登録を行わなければならない。

2 前項の「登録」とは、次に掲げる履修手続をいう。

(1) 履修しようとする授業科目の担当教員へ履修申請し、承認を得ること。

(2) 履修しようとする授業科目について、指導教員の指導を受け、承認を得ること。

3 登録の期間等については、琉球大学学年暦及び授業時間配当表により公示する。

第2条 受講人員は、教材、教室の収容人員等により制限することがある。

第3条 受講人員が著しく少ない授業科目は、開講しないことがある。

（登録調整期間）

第4条 各学期の授業開始の日から2週間を、登録調整期間とする。なお、学期の後半から授業を提供する授業科目についてもこの登録調整期間を適用する。

2 履修申請し科目担当教員の承認を得た授業科目については、登録調整期間内に限り、科目担当教員の承認を得て、その変更を行うことができる。

（登録の完了）

第5条 授業科目の登録は、履修登録確認表を、1・2年次学生は学生部教育支援課へ、3年次以上（医学部医学科については2年次以上）は各学部事務室へ提出することによって完了する。

2 学生は、登録調整期間内に、授業科目の登録を完了しなければならない。

3 登録調整期間内に授業科目の登録を完了しなかった場合は、登録がなかったものとして取扱う。

（履修中止）

第5条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、授業科目の履修登録を完了した場合であっても、学生は指導教員の承認を得て、履修中の授業科目の履修を中止することができる。

2 履修中止が承認された授業科目の単位の授与は行わない。

3 履修中止に関し必要な事項は、別に定める。

（臨時開講科目の登録）

第6条 登録調整期間終了後、臨時に開講される授業科目の登録については、グローバル教育支援機構長又は各学部長の定めるところにより行う。

(1 個学期に登録できる単位数)

第 7 条 1 個学期 (学期の前半及び後半を含む。) に登録できる単位数の上限は、20 単位とする。この場合、集中講義の科目は含まないものとする。

2 各学部において、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 教職・各種資格取得希望者等については、指導教員の指導・承認を得て、上限超過を認める。

(1 学年に修得すべき単位等)

第 8 条 学生は、卒業に要する最終学年を除き、1 学年に最低16単位以上修得しなければならない。ただし、医学部医学科にあつては、第 1 年次にのみ適用する。

(授業科目の再登録)

第 9 条 既に履修し単位を修得した授業科目は、再度登録することはできない。ただし、F 又は不可と認定された授業科目については、再度登録することができる。

(欠席)

第 10 条 学生は、登録した授業科目の授業にやむを得ず欠席する場合は、欠席届を科目担当教員に提出しなければならない。

2 病気により 1 週間以上欠席する場合は、欠席届に医師の診断書を添付し、当該学部長へ提出するものとする。

(試験)

第 11 条 期末試験は、学期末に一定の期間を定めて行う。試験科目及び日時は、試験の始まる 1 週間前に公示する。

2 前項の規定にかかわらず授業科目によっては、随時に試験を行うことがある。

(追試験)

第 12 条 所定の試験に欠席した者の追試験は行わない。ただし、病気、忌引及び公の証明書のある事故その他やむを得ない理由のため受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことがある。

(再試験)

第 13 条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。ただし、当該学期に登録した授業科目の中で教授会又はグローバル教育支援機構会議が認めた授業科目については、再試験を行うことがある。

2 再試験の期日は、科目担当教員が指定する。

(単位の授与及び授業科目の履修の認定)

第 14 条 授業科目の登録を完了し、かつ当該科目を履修した者については、試験その他の成績、学習状況及び出席状況により科目担当教員がその成績を判定し合格した者には、所定の単位を与える。ただし、医学部医学科の専門教育科目については、授業科目の履

修の認定を行う。

- 2 授業科目の授業総時数の3分の1以上欠席した者には、その授業科目の単位は与えない。
この場合において、医学部医学科の専門教育科目については、授業科目の履修の認定は行わない。

(成績評価の基準)

第15条 琉球大学学則第24条に規定する成績評価の基準は、次のとおりとする。

区分	評 語	評 点 (100点満点中)
合格	A	90点以上
	B	80点以上90点未満
	C	70点以上80点未満
	D	60点以上70点未満
不合格	F	60点未満

(成績評価の不服申立)

第15条の2 学生は、該当学期の成績評価に疑問がある場合、不服を申し立てることができる。

- 2 成績評価の不服申立に関し必要な事項は、別に定める。

(GPA制度)

第15条の3 学生の成績評価の総合点として、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を導入する。

- 2 GPA制度に関し必要な事項は、別に定める。

第16条 第9条に基づき再度登録した授業科目について単位が授与された場合は、改めて評価する。

(改廃)

第17条 この細則の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この細則は、1972年4月1日から施行する。
- 2 学部通則（1963年制定）は、廃止する。

附 則（昭和56年2月27日）

この細則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日）

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月28日）

この細則は、平成17年6月28日から施行する。

附 則（平成18年1月24日）

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 改正後の15条の規定にかかわらず、平成17年度以前入学者（再入学については、当初の入学年度が平成17年度以前入学者）の成績の評価の基準は、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月28日）

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月16日）

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月4日）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月15日）

この細則は、平成29年5月15日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月1日）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

○琉球大学共通教育等履修規程

平成 5 年 1 0 月 1 2 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、琉球大学学則（以下「学則」という。）第 2 1 条の規定に基づき、本学の共通教育及び専門基礎教育（以下「共通教育等」という。）の授業科目の種類、単位数及び履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の区分)

第 2 条 共通教育等として開設する授業科目の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 共通教育

教 養 領 域	人文系科目，社会系科目，自然系科目，健康運動系科目
総 合 領 域	総合科目，琉大特色・地域創生科目，キャリア関係科目
基 幹 領 域	情報関係科目，外国語科目

(2) 専門基礎教育

専門基礎科目

2 前項に規定するもののほか、外国人学生のための授業科目として、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業科目の名称等)

第 3 条 授業科目の名称、単位数及び講義内容等は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(履修基準)

第 4 条 各学科、課程等の共通教育の履修基準は、次に示す基準以上で定めなければならない。

(1) 人文系科目，社会系科目，自然系科目，健康運動系科目，総合科目，琉大特色・地域創生科目，キャリア関係科目及び情報関係科目の授業科目から 1 4 単位

(2) 外国語科目

ア 1 つの外国語の場合には，6 単位

イ 2 つの外国語の場合には，各々 4 単位の計 8 単位

(履修基準の特例)

第 5 条 特別な事情のある各学科、課程等にあつては、専門基礎科目の履修単位のうち、2 単位までを前条第 1 号に規定する 1 4 単位に含めることができる。

第6条 削除

第7条 削除

(外国人学生の履修の特例)

第8条 外国人学生が日本語科目の単位を修得した場合には、外国語科目の単位に、日本事情に関する科目の単位を修得した場合には、外国語を除く共通教育の科目の単位にそれぞれ充てることができる。

(履修要件)

第9条 学生は、別表3の各学部学科等別共通教育等履修基準表により、所定の科目及び単位を修得しなければならない。

(授業科目の公示)

第10条 各学期に開講する授業科目、単位数及び担当教員は学期の始めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目についてはその都度公示する。

(授業科目の単位の計算方法)

第11条 授業科目の単位の計算方法は、学則第22条の規定による。

(事務)

第12条 共通教育等に関する事務は、学生部教育支援課において処理する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学教養科目履修規程（1972年3月11日制定）は、廃止する。
- 3 平成6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）については、なお従前の例による。ただし、各学部又は教養部が必要と認める場合には、この規程第11条の規定を適用することができる。
- 4 各学部又は教養部が必要と認める場合には、この規程に基づき開設される授業科目を在学者に履修させることができる。この場合において当該授業科目の履修は、従前の琉球大学教養科目履修規程に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

附 則（平成6年2月24日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月2日）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月23日）

- 1 この規程は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず，平成20年度以前入学者の履修基準及び同特例は，なお従前の例による。
- 3 観光産業科学部産業経営学科は，改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず，平成22年度までの入学者の履修基準及び同特例は，なお従前の例による。
- 4 農学部は，改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず，平成24年度までの入学者の履修基準及び同特例は，なお従前の例による。

附 則（平成22年9月21日）

この規程は，平成22年9月21日から施行する。

附 則（平成28年11月2日）

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月9日）

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月15日）

この規程は，平成29年5月15日から施行し，平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月1日）

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

(別表1)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 表

領域	科目	科目番号	授業科目	単位	期間	週時間	備考	領域	科目	科目番号	授業科目	単位	期間	週時間	備考
教養領域	人文系科目	人01	人間と哲学の知	2	半	2	集中講義 集中講義	教養領域	社会系科目	社01	法と社会	2	半	2	集中講義 集中講義
		人02	人間と世界	2	半	2				社02	憲法概論	2	半	2	
		人03	思考の論理入門	2	半	2				社03	現代政治の課題	2	半	2	
		人04	思考の論理	2	半	2				社04	日本の政治	2	半	2	
		人05	西洋思想とインドの思想	2	半	2				社06	戦争と平和の諸問題	2	半	2	
		人06	西洋思想と日本・中国の思想	2	半	2				社11	地域と生活	2	半	2	
		人07	生き方の探究	2	半	2				社12	現代社会のしくみ	2	半	2	
		人08	人間と倫理	2	半	2				社13	マスコミと社会	2	半	2	
		人09	環境の哲学	2	半	2				社15	人類文化の比較	2	半	2	
		人10	心の哲学	2	半	2				社21	現代経済のしくみ	2	半	2	
		人11	心の科学	2	半	2				社22	経済の歴史	2	半	2	
		人12	人間関係論	2	半	2				社23	現代経営のしくみ	2	半	2	
		人14	アジアの人生観	2	半	2				社24	現代流通のしくみ	2	半	2	
		人16	科学技術の倫理	2	半	2				社25-2	情報メディアと創造性	2	半	2	
		人17	生命倫理	2	半	2				社26	現代会計のしくみ	2	半	2	
		人18	「私」の哲学	2	半	2				社28	現代経済の諸問題	2	半	2	
	人19	人間と宗教	2	半	2	社会系科目				社30	大学教育論	2	半	2	
	人20	人間観と教育	2	半	2					社31	教育政策史	2	半	2	
	人21	近代日本の社会と表現	2	半	2					社32	ベンチャー起業入門	2	半	2	
	人22	日本古典文学の世界	2	半	2					社33	ベンチャー起業実践	2	半	2	
	人23	文学の楽しみ	2	半	2					社91	社会系特別講義Ⅰ	2	半	集中講義	
	人24	小説の社会学	2	半	2					社92	社会系特別講義Ⅱ	2	半	集中講義	
	人25	ことばの生態	2	半	2										
	人26	ことばの構造と意味	2	半	2										
	人27	日本語のしくみ	2	半	2	自然系科目			自01	大気科学	2	半	2	集中講義 集中講義	
	人27-1	日本語のはたらき	2	半	2				自02	地球科学	2	半	2		
	人28-1	中国古典文学の世界	2	半	2				自03	海洋科学	2	半	2		
	人28-2	20世紀の中国文学	2	半	2				自04	宇宙科学	2	半	2		
	人29	アメリカの文学と社会の誕生	2	半	2				自06	科学の光と影	2	半	2		
	人30	アメリカの文学と近代社会	2	半	2				自11	統計と社会	2	半	2		
	人41	歴史を掘る	2	半	2				自12	数理の構造	2	半	2		
	人42	東洋の歴史と文化	2	半	2				自13	数の文化	2	半	2		
	人43	西洋の歴史と文化	2	半	2			自21	時間と空間	2	半	2			
	人44	日本の歴史と文化	2	半	2			自22	人間と物理学	2	半	2			
	人45	朝鮮の歴史と文化	2	半	2			自31	生活の化学	2	半	2			
	人46	考古学入門	2	半	2			自32	分子の世界	2	半	2			
	人47	宗教と世界	2	半	2			自41	生物の生活	2	半	2			
	人51	音楽の世界	2	半	2			自42	生命の科学	2	半	2			
	人52	美術の世界	2	半	2			社会系科目	自51	パースの世界	2	半	2		
	人54	オーケストラの楽しみ	2	半	2				自54	沖縄の風景	2	半	2		
	人55	コーラル・アンサンブルの楽しみ	2	半	2	自55			社会統計学基礎	2	半	2			
	人56	楽しく学ぶギター弾き語りⅠ	2	半	2	自56			都市環境と計画	2	半	2			
	人57	楽しく学ぶギター弾き語りⅡ	2	半	2	自57			ランドスケープ論	2	半	2			
	人58	ステージスタッフ総合活動	2	半	2	自58			環境デザイン論	2	半	2			
	人60	美術って何？	2	半	2	自61			地球環境と科学技術	2	半	2			
	人61	美術と社会	2	半	2	自62			天体観測を通して学ぶ宇宙	2	半	集中講義			
社会系科目	人62	色彩の世界	2	半	2	自64	自然環境と土木工学	2	半	2					
	人64	陶芸の世界	2	半	2	自65	生物資源利用とサイエンス	2	半	2					
	人67	比較思想文化論	2	半	2	自66	食料・農村・環境概論	2	半	2					
	人68	日本語研究入門	2	半	2	自71	ヒトの健康科学	2	半	2					
	人71	心理学入門Ⅰ	1	Q	2	自91	自然系特別講義Ⅰ	2	半	集中講義					
	人72	心理学入門Ⅱ	1	Q	2	自92	自然系特別講義Ⅱ	2	半	集中講義					
	人91	人文系特別講義Ⅰ	2	半											
	人92	人文系特別講義Ⅱ	2	半											
	健康運動系科目	健01	健康・スポーツ科学	2	半	2	講義								
		健02-1～24	運動・スポーツ科学演習	2	半	2									

(別表1)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 表

領域	科目	科目番号	授 業 科 目	単位	期間	週時間	備 考	領域	科目	科目番号	授 業 科 目	単位	期間	週時間	備 考
総 合 領 域	総 合	総01	脳の発達と人間	2	半	2		総 合	総 合 科 目	総94	総合特別講義Ⅳ	2	半	2	集中講義
		総02	認識の仕組み	2	半	2				総95	総合特別講義Ⅴ	2	半	2	集中講義
		総03	環太平洋地域の文化	2	半	2				総96	総合特別講義Ⅵ	2	半	2	集中講義
		総04	ヨーロッパの文化と社会	2	半	2				総97	総合特別講義Ⅶ	2	半	2	集中講義
		総05	ヨーロッパの歴史と伝統	2	半	2				総98	総合特別講義Ⅷ	2	半	2	集中講義
		総06	アメリカの文化と社会	2	半	2				総99	総合特別講義Ⅸ	2	半	2	集中講義
		総08	現代青年の心とその病理	2	半	2									
		総09	科学と社会	2	半	2									
		総10	住まいの科学	2	半	2									
		総14	環境問題	2	半	2			総 合 領 域	琉01	平和論	2	半	2	集中講義
		総15	熱帯の科学	2	半	2				琉02	核の科学	2	半	2	
		総17	情報科学概論	2	半	2				琉05	沖縄の基地と戦跡Ⅰ	2	半	2	
		総20	ヒトの科学と人間の医学	2	半	2				琉06	沖縄の基地と戦跡Ⅱ	2	半	2	
		総21	動物実験の基礎	2	半	2				琉13	近代沖縄の社会と表現	2	半	2	
		総22	生命科学入門	2	半	2				琉14	琉球の文学	2	半	2	
		総23	大学とは何かー大学の自治と大学人の責任を考えるー	2	半	2				琉18	地域の科学	2	半	2	
		総25	先端情報工学概論	2	半	2				琉22	琉球の自然	2	半	2	
		総27	死と哲学の知	2	半	2				琉23	琉球の自然保護	2	半	2	
		総28	科学と擬似科学	2	半	2				琉24	沖縄のサンゴ礁	2	半	2	
	合 合	総33	人口と食糧	2	半	2				琉25	琉球弧の自然誌	2	半	2	集中講義
		総34	ボランティア入門	2	半	3				琉26	琉球の地理	2	半	2	
		総36	囲碁の世界	2	半		集中講義			琉27	沖縄の農業・農村と農地水環境	2	半	2	
		総38	災害と安全	2	半	2				琉41-2	琉球アジア研究入門	2	半	2	
		総39	生活空間のビジョン	2	半	2				琉42	移民論	2	半	2	
		総45	キャリアと学生生活	2	半	2				琉46	沖縄の政治と社会	2	半	2	
		総46	環境インターンシップ	2	半	2				琉47	三線入門	2	半	2	
		総47	総合環境学概論	2	半	2				琉48	うちなーぐちあしび	2	半	2	
		総48	エンカレッジメントー大学の学びと未来ー	2	半	2				琉49	亜熱帯ー西表の自然	2	半	2	
		総49	生活習慣病予防および健康増進	2	半	2				琉50	沖縄の学力と教育	2	半	2	集中講義
		総50	大学で何を学ぶか	2	半	2				琉51	琉球語入門Ⅰ	2	半	2	
		総51	観光への扉ー観光学入門	2	半	2				琉52	琉球語入門Ⅱ	2	半	2	
		総52	海外文化研修A(英語圏)	2	半		集中講義			琉53	沖縄の染めと織り	2	半	2	
		総53	海外文化研修B(中国語圏)	2	半		集中講義			琉54	沖縄の歴史入門	2	半	2	
		総54	海外文化研修C(スペイン語圏)	4	半		集中講義			琉55	琉球学入門	2	半	2	
		総55	海外文化研修D(フランス語圏)	4	半		集中講義			琉56	琉球の自然と人	2	半	2	
		総56	海外文化研修E(ドイツ語圏)	4	半		集中講義			琉71	現代沖縄地域論	2	半	2	集中講義
	域 科 目	総62	環境と文学	2	半	2			域 科 目	琉72	地域課題フィールドワーク演習	2	半	2	
		総63	現代アジア論	2	半	2				琉73	現代沖縄の地域振興	2	半	2	
		総64	女性と社会	2	半	2				琉74	地域システム計画論	2	半	2	
		総65	異文化コミュニケーション入門	2	半	2				琉75	地域環境と生活空間	2	半	2	
		総67	グローバル実践演習Ⅰ	2	半	2				琉76	地域プロジェクト実践	2	半	2	
		総68	グローバル実践演習Ⅱ	2	半	2				琉77	地域フィールドワーク入門	2	半	2	
		総71	情報セキュリティ概論	2	半	2				琉78	島嶼地域科学入門	2	半	2	
		総72	環境エネルギー計画	2	半	2			域 科 目	琉91	琉大特色・地域創生特別講義Ⅰ	2	半	2	集中講義
		総73	環境影響評価概論	2	半	2				琉92	琉大特色・地域創生特別講義Ⅱ	2	半	2	集中講義
		総75	現代社会の課題ー21世紀への挑戦ー	2	半	2				琉93	琉大特色・地域創生特別講義Ⅲ	2	半	2	集中講義
		総76	倫理総合討論	2	通	2				琉94	琉大特色・地域創生特別講義Ⅳ	2	半	2	集中講義
		総77	地震と防災	2	半	2				琉95	琉大特色・地域創生特別講義Ⅴ	2	半	2	集中講義
		総78	大学と産業の振興	2	半	2				琉96	琉大特色・地域創生特別講義Ⅵ	2	半	2	集中講義
		総79	総合環境論	2	半	2				琉97	琉大特色・地域創生特別講義Ⅶ	2	半	2	集中講義
		総80	キャリアデザイン実践	2	半	2				琉98	琉大特色・地域創生特別講義Ⅷ	2	半	2	集中講義
		総83	適応の心理	2	半	2				琉99	琉大特色・地域創生特別講義Ⅸ	2	半	2	集中講義
		総84	ことばと文化	2	半	2			域 科 目						
		総85	現代の国際関係	2	半	2									
		総91	総合特別講義Ⅰ	2	半		集中講義								
		総92	総合特別講義Ⅱ	2	半		集中講義								
		総93	総合特別講義Ⅲ	2	半		集中講義								

(別表1)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 表

領域	科目	科目番号	授 業 科 目	単位	期間	週時間	備 考	領域	科目	科目番号	授 業 科 目	単位	期間	週時間	備 考
総合領域	キャリア関係科目	C 1 1	キャリア形成入門	2	半	2		基礎領域	情報関係科目	情 0 1	情報科学演習	2	半	2	
		C 1 3	キャリアデザインとジェンダーⅠ	2	半	2				情 1 1	日本語表現法入門	2	半	2	
		C 1 4	キャリアデザインとジェンダーⅡ	2	半	2			外国語	外 1 0 1	大学英語	4	半	4	
		C 2 1	若者の雇用環境	2	半	2				外 1 0 2	英語講読演習 中級	2	半	2	
		C 2 2	海外キャリア形成入門	2	半		集中講義			外 1 0 3	英語講読演習 上級	2	半	2	
		C 2 3	海外職場体験	2	半		集中講義			外 1 0 4	英会話演習 中級	2	半	2	
		C 2 4	グローバルキャリア	2	半	2				外 1 0 5	英会話演習 上級	2	半	2	
		C 2 5	生命保険実務	2	半	2				外 1 0 6	英作文演習 中級	2	半	2	
		C 2 6	損害保険実務	2	半	2				外 1 0 7	英作文演習 上級	2	半	2	
	C 3 1	地域企業（自治体）お題解決プログラム	2	半	2		外 1 0 8			英語プレゼンテーション演習 中級	2	半	2		
	C 3 2	キャリア形成実践：私と将来設計	2	半	2		外 1 0 9			英語プレゼンテーション演習 上級	2	半	2		
	C 4 1	日本企業インターンシップⅠ	2	半		集中講義	外 1 1 0			TOE I C演習	2	半	2		
	C 4 2	日本企業インターンシップⅡ	2	半		集中講義	外 1 1 1			TOE F L演習	2	半	2		
	C 9 1	キャリア特別講義Ⅰ	2	半		集中講義	外 1 1 2			英検準 1 級演習	2	半	2		
	C 9 2	キャリア特別講義Ⅱ	2	半		集中講義	外 1 1 3			特定英語課題演習Ⅰ	2	半	2		
	C 9 3	キャリア特別講義Ⅲ	2	半		集中講義	外 1 1 4		特定英語課題演習Ⅱ	2	半	2			
	C 9 4	キャリア特別講義Ⅳ	2	半		集中講義	外国語		外 2 0 1	ドイツ語入門Ⅰ	2	半	2		
	C 9 5	キャリア特別講義Ⅴ	2	半		集中講義			外 2 0 2	ドイツ語入門Ⅱ	2	半	2		
	C 9 6	キャリア特別講義Ⅵ	2	半		集中講義			外 2 0 3	ドイツ語入門Ⅲ	2	半	2		
	C 9 7	キャリア特別講義Ⅶ	2	半		集中講義			外 2 0 4	ドイツ語入門Ⅳ	2	半	2		
	C 9 8	キャリア特別講義Ⅷ	2	半		集中講義			外 2 0 5	ドイツ語会話入門Ⅰ	2	半	2		
	C 9 9	キャリア特別講義Ⅸ	2	半		集中講義			外 2 0 6	ドイツ語会話入門Ⅱ	2	半	2		
						外 2 0 7			インテンシブドイツ語Ⅰ	4	半	4			
						外 2 0 8			インテンシブドイツ語Ⅱ	4	半	4			
						外 2 0 9		インテンシブドイツ語Ⅲ	2	半	2				
						外 2 1 0		インテンシブドイツ語Ⅳ	2	半	2				
						外 2 1 1		ドイツ語圏文化入門	2	半	2				
						外国語	外 3 0 1	フランス語入門Ⅰ	2	半	2				
							外 3 0 2	フランス語入門Ⅱ	2	半	2				
							外 3 0 3	フランス語入門Ⅲ	2	半	2				
							外 3 0 4	フランス語入門Ⅳ	2	半	2				
							外 3 0 5	フランス語会話入門Ⅰ	2	半	2				
							外 3 0 6	フランス語会話入門Ⅱ	2	半	2				
							外 3 0 7	インテンシブフランス語Ⅰ	4	半	4				
							外 3 0 8	インテンシブフランス語Ⅱ	4	半	4				
							外 3 0 9	インテンシブフランス語Ⅲ	2	半	2				
							外 3 1 0	インテンシブフランス語Ⅳ	2	半	2				
							外 3 1 1	フランス語圏文化入門	2	半	2				
						外国語	外 4 0 1	スペイン語入門Ⅰ	2	半	2				
							外 4 0 2	スペイン語入門Ⅱ	2	半	2				
							外 4 0 3	スペイン語入門Ⅲ	2	半	2				
							外 4 0 4	スペイン語入門Ⅳ	2	半	2				
							外 4 0 5	スペイン語会話入門Ⅰ	2	半	2				
							外 4 0 6	スペイン語会話入門Ⅱ	2	半	2				
							外 4 0 7	インテンシブスペイン語Ⅰ	4	半	4				
							外 4 0 8	インテンシブスペイン語Ⅱ	4	半	4				
							外 4 0 9	インテンシブスペイン語Ⅲ	2	半	2				
							外 4 1 0	インテンシブスペイン語Ⅳ	2	半	2				
							外 4 1 1	スペイン語圏文化入門	2	半	2				

(別表1)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 表

領域	科目	科目番号	授 業 科 目	単位	期間	週時間	備 考	領域	科目	科目番号	授 業 科 目	単位	期間	週時間	備 考
基 幹 領 域	外 国 語	外501	中国語基礎Ⅰ	4	半	4		専 門 基 礎 目 科	先 修 基 礎 目 科	先03	線形代数学Ⅰ	2	半	2	医学科用
		外502	中国語基礎Ⅱ	4	半	4				先04	線形代数学Ⅱ	2	半	2	
		外503	中国語中級	4	半	4				先05	線形代数学演習Ⅰ	2	半	2	
		外504	中国語講読	2	半	2				先06	線形代数学演習Ⅱ	2	半	2	
		外505	中国語演習	2	半	2				先07	統計学	2	半	2	
		外506	中国語上級	2	半	2				先08	統計学Ⅰ	2	半	2	
		外507	中国語特演	2	半	2				先09	統計学Ⅱ	2	半	2	
		外508	中国語会話	2	半	2				先11	微分積分学ST (スタンダードコース)Ⅰ	2	半	2	
		外509	時事中国語	2	半	2				先12	微分積分学ST (スタンダードコース)Ⅱ	2	半	2	
		外510	中国語作文	2	半	2				先13	微分積分学AD (アドバンストコース)Ⅰ	2	半	2	
		外511	実践中国語	2	半	2				先14	微分積分学AD (アドバンストコース)Ⅱ	2	半	2	
	国 語	外601	朝鮮語基礎Ⅰ	4	半	4				先21	地学実験	1	半	3	
		外602	朝鮮語基礎Ⅱ	4	半	4				先23	地球科学Ⅰ	2	半	2	
		外603	朝鮮語中級	4	半	4				先24	地球科学Ⅱ	2	半	2	
		外604	朝鮮語講読	2	半	2				先31	物理学Ⅰ	2	半	2	
		外605	朝鮮語演習	2	半	2				先32	物理学Ⅱ	2	半	2	
		外701	インドネシア語基礎Ⅰ	4	半	4				先33	物理学実験	1	半	3	
		外702	インドネシア語基礎Ⅱ	4	半	4				先41	化学Ⅰ	2	半	2	
		外711	タイ語基礎Ⅰ	4	半	4				先42	化学Ⅱ	2	半	2	
		外712	タイ語基礎Ⅱ	4	半	4				先43	化学実験	1	半	3	
		外721	ヴェトナム語基礎Ⅰ	4	半	4				先51	生物学Ⅰ	2	半	2	
		外722	ヴェトナム語基礎Ⅱ	4	半	4				先52	生物学Ⅱ	2	半	2	
		外723	ヴェトナム語中級	4	半	4				先53	生物学実験	1	半	3	
	科 目	外731	ラテン語入門Ⅰ	2	半	2		目 換 科 目	目 換 科 目	先61	図学	2	半	2	
		外732	ラテン語入門Ⅱ	2	半	2				転03	微分積分学入門Ⅰ	2	半	2	
		外741	ギリシャ語入門Ⅰ	2	半	2				転04	微分積分学入門Ⅱ	2	半	2	
		外742	ギリシャ語入門Ⅱ	2	半	2				転11	物理学入門Ⅰ	2	半	2	
		外751	ロシア語入門Ⅰ	2	半	2				転12	物理学入門Ⅱ	2	半	2	
		外752	ロシア語入門Ⅱ	2	半	2				転23	化学入門Ⅰ	2	半	2	
		外761	サンスクリット語入門Ⅰ	2	半	2				転24	化学入門Ⅱ	2	半	2	
		外762	サンスクリット語入門Ⅱ	2	半	2									
		外771	ブラジル・ポルトガル語入門Ⅰ	2	半	2									
		外772	ブラジル・ポルトガル語入門Ⅱ	2	半	2									

共 通 教 育 等 授 業 科 目 表

(別表1)

領域	科目	科目番号	授 業 科 目	単位	期間	週時間	備考	領域	科目	科目番号	授 業 科 目	単位	期間	週時間	備考
日 本 語 ・ 日 本 事 情 科 目	日 本 語 本 事 情 科 目	日001	Basic Japanese I	5	半	10	外 国 人 留 学 生 対 象	日 本 語 本 事 情 科 目	日 本 事 情 科 目	日915	沖縄の文化Ⅰ	2	半	2	外 国 人 留 学 生 対 象
		日002	Basic Japanese II	3	半	6				日916	沖縄の文化Ⅱ	2	半	2	
		日003	日本語A	8	半	16				日925	沖縄の歴史Ⅰ	2	半	2	
		日004	日本語B1	2	半	4				日926	沖縄の歴史Ⅱ	2	半	2	
		日101	文法A	1	半	2				日931	Okinawan Culture I	2	半	2	
		日102	文法B1	1	半	2				日932	Okinawan Culture II	2	半	2	
		日103	文法B2S	2	半	2				日941	Okinawan History I	2	半	2	
		日104	文法B2F	2	半	2				日942	Okinawan History II	2	半	2	
		日105	文法C1S	2	半	2				日955	日本の文化Ⅰ	2	半	2	
		日106	文法C1F	2	半	2				日956	日本の文化Ⅱ	2	半	2	
		日107	文法C2S	2	半	2				日965	日本の歴史Ⅰ	2	半	2	
		日108	文法C2F	2	半	2				日966	日本の歴史Ⅱ	2	半	2	
		日201	読解A	1	半	2				日971	Japanese Culture I	2	半	2	
		日202	読解B1	1	半	2				日972	Japanese Culture II	2	半	2	
		日203	読解B2S	2	半	2				日981	Japanese History I	2	半	2	
		日204	読解B2F	2	半	2				日982	Japanese History II	2	半	2	
		日205	読解C1S	2	半	2									
		日206	読解C1F	2	半	2									
		日207	読解C2S	2	半	2									
		日208	読解C2F	2	半	2									
		日211	日本文学作品鑑賞Ⅰ	2	半	2									
		日212	日本文学作品鑑賞Ⅱ	2	半	2									
		日303	聴解B2S	2	半	2									
		日304	聴解B2F	2	半	2									
		日305	聴解C1S	2	半	2									
		日306	聴解C1F	2	半	2									
		日307	聴解C2S	2	半	2									
		日308	聴解C2F	2	半	2									
		日402	作文B1	1	半	2									
		日405	アカデミック日本語C1S	2	半	2									
		日406	アカデミック日本語C1F	2	半	2									
		日407	アカデミック日本語C2S	2	半	2									
		日408	アカデミック日本語C2F	2	半	2									
		日501	会話A	1	半	2									
		日502	会話B1	1	半	2									
		日503	会話B2S	2	半	2									
		日504	会話B2F	2	半	2									
		日505	会話C1S	2	半	2									
		日506	会話C1F	2	半	2									
		日507	会話C2S	2	半	2									
		日508	会話C2F	2	半	2									
		日601	漢字A	2	半	4									
		日602	漢字B1	2	半	4									
		日603	漢字B2S	1	半	2									
		日604	漢字B2F	1	半	2									
		日701	口頭表現C1S	2	半	2									
		日702	口頭表現C1F	2	半	2									
		日703	口頭表現C2S	2	半	2									
		日704	口頭表現C2F	2	半	2									
		日801	Japanese Business Manner	2	半	2									
		日802	ビジネス日本語入門	2	半	2									
		日803	ビジネス日本語Ⅰ	2	半	2									
		日804	ビジネス日本語Ⅱ	2	半	2									

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【教養領域：人文系科目】

科目 番号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
人01	人間と哲学の知	2	2-0	1~4	前又は後	西洋哲学の基本的な領域を概観しつつ、人間と世界について考える。	
人02	人間と世界	2	2-0	1~4	前又は後	西洋哲学を概観しつつ人間と世界について考える。	
人03	思考の論理入門	2	2-0	1~4	前又は後	論理学の基本的な領域を概観しつつ、人間の論理的な思考について考える。	
人04	思考の論理	2	2-0	1~4	前又は後	論理学を概観しつつ、人間の論理的な思考について考える。	
人05	西洋思想とインドの思想	2	2-0	1~4	前又は後	西洋思想とインド思想を比較検討しつつ、それぞれの思考様式を明らかにする。	
人06	西洋思想と日本・中国の思想	2	2-0	1~4	前又は後	西洋思想と日本・中国の思想を比較検討しつつ、それぞれの思考様式を明らかにする。	
人07	生き方の探究	2	2-0	1~4	前又は後	倫理学の基本的な領域を学びつつ、生き方について考える。	
人08	人間と倫理	2	2-0	1~4	前又は後	倫理学を学びつつ、人間について考える。	
人09	環境の哲学	2	2-0	1~4	前又は後	環境の保全と保存、土地倫理、共有地の悲劇と救命艇倫理、宇宙船倫理、世代間倫理等、環境倫理学における種々の考え方を検討し、さらに、その背景をなす人間観、自然観等を考察する。	
人10	心の哲学	2	2-0	1~4	前又は後	本講義は心をめぐる哲学的な問題を論じるものであり、今日では「心の哲学」と呼ばれる分野を成している。近代以降の心身二元論から21世紀の最先端の話題について、幅広くカバーし、「心」の本性について哲学の立場から論じる。	
人11	心の科学	2	2-0	1~4	前又は後	人間の心と行動を科学的に理解するために、知覚、学習、記憶と思考など、心理学の基礎的側面を中心に概説する。	
人12	人間関係論	2	2-0	1~4	前又は後	人間の発達、パーソナリティ論、社会行動などを通して、自己と他者、対人関係についての理解を心理学的に深めることを目的とする。	
人14	アジアの人生観	2	2-0	1~4	前又は後	本講義では、我々日本人自身が規範とし、西欧すら動かした儒教思想について、朱子学・陽明学の視点から概説する。	
人16	科学技術の倫理	2	2-0	1~4	前又は後	科学技術に携わるものが遵守すべき倫理的規範について、具体的な事例研究を用いながら検討する。	
人17	生命倫理	2	2-0	1~4	前又は後	生命倫理学を中心に、安楽死と尊厳死、脳死と臓器移植、クローン、ケア論等について検討し、あわせて生と死、人間等について考えてみたい。	
人18	「私」の哲学	2	2-0	1~4	前又は後	哲学の視点を援用しながら、「私とはなにか」という問題を学生とともに考え、学生みずからが考える力をやしなう。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【教養領域：人文系科目】

科目 番号	授業科目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
人19	人間と宗教	2	2-0	1~4	前又は後	多くの宗教に共通する一般的な特徴を中心に紹介しながら、人間にとって、あるいは社会にとって宗教とはどのような意味・役割をもつかについて考える。	
人20	人間観と教育	2	2-0	1~4	前又は後	多様な教育についての考え方を、それを根底で支える人間観と共に紹介し、現代にふさわしい人間観、および教育のあり方について考える。	
人21	近代日本の社会と表現	2	2-0	1~4	前又は後	各時代を代表する作品を取り上げ、作品が時代をどのように浮かび上がらせたか、又、作品が時代によって、どう読まれたかを探る。	
人22	日本古典文学の世界	2	2-0	1~4	前・後	古事記を通して、古代日本人の神話的思想力及び古代日本の民俗の現象について考察していく。	
人23	文学の楽しみ	2	2-0	1~4	前期	大衆文学の代表的作家（司馬遼太郎、松本清張、水上 勉等）を取り上げ、彼等の作品が何故、多くの人々に愛され読まれているか、その魅力を探っていく。	
人24	小説の社会学	2	2-0	1~4	後期	小説を“社会”とのかかわりで読解し、ある集団・国民の意識、神話、ある時代の文化、精神構造を探る手がかりとする。	
人25	ことばの生態	2	2-0	1~4	前又は後	私たちは「ことば」を使って生きている。「ことば」は社会生活・文化活動を営む上での基礎となっている。一見自明に見える「ことば」、その「ことば」の本質、生理、認知、機能及び生活の中の「ことば」について考察する。	
人26	ことばの構造と意味	2	2-0	1~4	前又は後	意思疎通の優れた手段としての言語の仕組みがどのようなものなのか、意味とは何かなど日本語なり、英語なりの個別言語の体系と意味を考察し、その深層を探る。	
人27	日本語のしくみ	2	2-0	1~4	前・後	日本語の発生、系統をはじめ、その文法、音韻等について体系的なしくみを学ぶと共に、日本語の現在、及び日本語研究の問題点を考察していく。	
人27-1	日本語のはたらき	2	2-0	1~4	後期	日本語について、言語の基本的な単位としての「単語」と、言語活動の基本的な単位としての「文」について学ぶ。言語の持つ普遍性の中で、日本語の持つ個性を確認しながら、「単語とは何か」「文の中で単語がどのように使われ、機能しているか」について学ぶ。身近な日本語の使われ方について、具体的に考えながら、日本語の文法体系について、その真の姿についての理解を深める。	
人28-1	中国古典文学の世界	2	2-0	1~4	前・後	中国の文学は、その時間的なスケールの長さや内容の多様さにおいて世界に類を見ない豊かさを持っている。漢字に載せて運ばれた思想と美的表現は周辺の国々に強い影響を与えてきた。日本の文学を理解するうえで中国の文学、歴史、思想等を理解することは、基本的な前提条件である。本授業では中国の古典文学について講義する。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【教養領域：人文系科目】

科目 番号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
人28-2	20世紀の中国文学	2	2-0	1~4	前・後	中国の文学は、その時間的なスケールの長さと内容の多様さにおいて世界に類を見ない豊かさを持っている。漢字に載せて運ばれた思想と美的表現は週辺の国々に強い影響を与えてきた。中国の近現代文学にはこの国の社会的、歴史的条件の中で翻弄された人々の思想と生活が反映されている。本授業では中国の近代・現代文学について講義する。	
人29	アメリカの文学と社会の誕生	2	2-0	1~4	前期	アメリカ文学主要作品の講読・解説を基礎に、アメリカ文学及び社会を理解する。本科目は、特にアメリカの宗教と文学に焦点を絞って考えて見る。	
人30	アメリカの文学と近代社会	2	2-0	1~4	後期	アメリカ近代文学の主要作品の講読・解説を中心に南北戦争から現代に至るアメリカの文学と社会及び文化について考える。	
人41	歴史を掘る	2	2-0	1~4	前・後	土の中から掘り出される遺跡・遺物を通して人類の歴史を解き明かす方法を考える。	
人42	東洋の歴史と文化	2	2-0	1~4	前・後	東アジアの前近代から近現代までの歴史と文化を様々な視点から総合的に講義する。	
人43	西洋の歴史と文化	2	2-0	1~4	前・後	ヨーロッパ・アメリカの歴史と文化を様々な視点から総合的に講義する。	
人44	日本の歴史と文化	2	2-0	1~4	前又は後	日本の歴史と文化を様々な視点から総合的に講義する。	
人45	朝鮮の歴史と文化	2	2-0	1~4	前・後	朝鮮の歴史と文化を様々な視点から総合的に講義する。	
人46	考古学入門	2	2-0	1~4	前・後	考古学は、物質資料（遺跡・遺物）から、過去の人類の生活を究明する学問である。本講義では、考古学研究の歩みを踏まえながら、調査の方法、分析の方法や基本的な考え方をわかりやすく整理し、遺跡・遺物から何がわかるかを具体的に学ぶことを目的にする。	
人47	宗教と世界	2	2-0	1~4	前又は後	世界の主要な宗教について、その教義や歴史などを概説する。宗教が関係する諸問題についても取り上げる。	
人51	音楽の世界	2	2-0	1~4	前・後	古代ギリシャから琉球までの音楽を観賞しながら音楽史、音楽美学、演奏の問題等について考える。	
人52	美術の世界	2	2-0	1~4	前・後	美術の広範な領域から特定の課題を設定し講義する。（クラス毎に内容が異なることがあるので共通教育等科目授業計画書に注意すること。）	
人54	オーケストラの楽しみ	2	0-2	1~4	前・後	フルオーケストラを基本とし、管弦打楽器それぞれの基本的なアンサンブルを高めることを目的にクラシック音楽からポピュラー音楽までの幅広い経験をする。それを通して、音楽の深さ豊かさを体感することをその目的とする。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【教養領域：人文系科目】

科目 番号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
人55	コーラルアンサンブルの楽しみ	2	0-2	1~4	前・後	合唱訓練を通して、歌唱に必要な呼吸法・発声法・音楽表現法を学ぶとともにアンサンブル力向上の過程で必要とされるメンバーの相互理解・協調性を陶冶し、豊かな人間性形成を目指す。選曲もクラシックにこだわらず、ポップス等の名曲も積極的に取り上げる。	
人56	楽しく学ぶギター弾き語りⅠ	2	0-2	1~4	前期	ギターの持ち方、調弦法、ハ長調やト長調の基本コードのポジションの学習から始め簡単な弾き歌いを修得する。	
人57	楽しく学ぶギター弾き語りⅡ	2	0-2	1~4	後期	前期に続きギターの弾き歌いのテクニックを学習する。前期の内容を発展させ、扱う調性・コードを増やし、さらに詳しく学習する。	隔年開講
人58	ステージスタッフ総合活動	2	0-2	1~4	前期	総合舞台芸術を陰で支えるステージスタッフの存在無くしてはいかなるステージ・パフォーマンスも成り立たない。この授業では、背景画・美術道具・衣裳・メイクサポートなどを演習をとおして学び、集団活動をとおしての自律性・問題解決能力・社会性・コミュニケーション力を身につけていく。	
人60	美術って何？	2	2-0	1~4	前又は後	美術の歴史は、イメージの歴史です。それは、各時代、各地域で、人々が自分自身を取り巻く世界をどのように認識してきたかの表出の歩みともいえます。ルネッサンスに成立した透視図法の絵画空間や、その解体であるキュビズムの絵画空間、さらに非西欧の絵画空間、そして現代美術のあり方を見て行くことで、それらの世界の認識の仕方についての理解を深め、ひいては、現代における私たちにとっての「美術」の意味について共に考察していくことができると思います。	
人61	美術と社会	2	2-0	1~4	後期	私たちを取り巻く環境そしてそれぞれの経験から成る表現活動を人類の、文化の流れと共に考察する。美術史上及び現代の作家による作品やプロジェクトを検討する。	
人62	色彩の世界	2	2-0	1~4	前又は後	色料・色材が発達するにつれて、取り扱う色の範囲が著しく拡大され、かつ複雑なものとなってきた。生活環境は、過去と比較できないほどバラエティに富んだ色彩に満ちあふれその色の数は膨大な量となっている。造形要素のなかで、色彩はすべてに通底しており、さらに、わたしたちの生活に常に深くかかわっている。この授業では、色彩の基礎的内容の研究を中心に色彩の諸性質を正しく把握し、造形と色彩表現との関わりをさぐる。また、風土や文化に関わる色についても考察する。	
人64	陶芸の世界	2	2-0	1~4	前又は後	縄文時代から今日まで、人々はどのように「やきもの」とかかわり、発展させてきたのか。その技術的特徴や造形性の変遷について、日本での成り立ちを軸に概説する。	

(別 表 2)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【教養領域：人文系科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
人 6 7	比較思想文化論	2	2－0	1～4	前又は後	世界には様々な思想や文化が存在している。どのような思想や文化も地域性や時間性という制約の下にある。それ故、それらの違いがまず強調されるであろう。しかし、それらの中には共通性も見出される。本講義では、世界の思想や文化を、比較という観点からその共通性や相違に着目して、論じる。	
人 6 8	日本語研究入門	2	2－0	1～4	前又は後	日本語について、言語の基礎的な単位である「単語、連語、文」について学ぶ。言語のもつ普遍性の中で、日本語のもつ個別性を確認しながら、「単語とは何か」・「単語が文の中でどのように使われ、機能しているか」について学ぶ。身近な日本語について考えながら、日本の文法体系についてその真の姿について理解を深める。	
人 7 1	心理学入門Ⅰ	1	2－0	1～4	前又は後	心理学は心の諸現象を科学的に研究していく学問である。そしてそれはどの学問分野を専門として学ぶにしても、多かれ少なかれ必要となってくる学問であると言えるだろう。よってここでは知覚、認知、発達など心理学の基本的な事項について学ぶ。	クォーター科目
人 7 2	心理学入門Ⅱ	1	2－0	1～4	前又は後	心理学は心の諸現象を科学的に研究していく学問である。そしてそれはどの学問分野を専門として学ぶにしても、多かれ少なかれ必要となってくる学問であると言えるだろう。よってここでは性格、動機、学習など心理学の基本的な事項について学ぶ。	クォーター科目
人 9 1	人文系特別講義Ⅰ	2		1～4	前 期	開講時に公示する。	集中講義
人 9 2	人文系特別講義Ⅱ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【教養領域：社会系科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
社01	法と社会	2	2-0	1～4	前・後	法の概念、目的、効力、適用など、法と社会の諸問題について考える。	
社02	憲法概論	2	2-0	1～4	前・後	憲法についての基礎的知識及び日本国憲法の概要。	
社03	現代政治の課題	2	2-0	1～4	前・後	現代の日本政治を多面的に分析し、そこから日本政治の課題を導き出し、解法の方法を提示する。その際、日本の政治風土、政治文化についても論及し、日本の政治像の全体的な把握を目指す。	
社04	日本の政治	2	2-0	1～4	前又は後	政治学には政治理論、政治史、政治思想史、政治制度、政治過程、政党制、公共政策、地方自治などの様々な分野が方撰されるが、これらをわが国の政治状況に焦点を絞って考察することによって、日本の政治に関する関心と基礎知識を養う。	
社06	戦争と平和の諸問題	2	2-0	1～4	前・後	「戦争を防ぎ、平和を達成するにはどのようにすればよいのか？」という問題意識に基づき、広く戦争と平和に関する諸問題を扱う。さまざまな角度から21世紀国際社会に平和を定着させる方法を考える。	
社11	地域と生活	2	2-0	1～4	前・後	地域と人々の暮らしとの関わりを、人文、自然の両面から考察する。	
社12	現代社会のしくみ	2	2-0	1～4	前・後	現代社会のしくみと変動について、沖縄の事例も取り入れながら考察する。	
社13	マスコミと社会	2	2-0	1～4	前・後	現代社会におけるマスコミと大衆の関わりについて沖縄の事例も取り入れながら考える。	
社15	人類文化の比較	2	2-0	1～4	前・後	家族と親族、宗教と世界文化とパーソナリティ等、人類文化の諸分野について比較考察する。	
社21	現代経済のしくみ	2	2-0	1～4	前・後	現代社会を構成するミクロ・マクロの経済主体の行動と市場メカニズムを学ぶことにより、経済の資源配分のしくみと雇用・物価・生産の変動というマクロ経済の変動メカニズムを探求する。	
社22	経済の歴史	2	2-0	1～4	前・後	人類の悠久の歴史は、人と人との織り成す歴史である。この中でも資本主義の成立過程は激烈であった。そこで本講義では、資本主義がどのような歴史過程を経て成立したのかをとらえる。	
社23	現代経営のしくみ	2	2-0	1～4	前・後	現代経営のアップ・トゥ・デートな話題を取り上げ、考察する。なお、平成23年度からは、起業家インターンシップ、ビジネスアイデア・コンテスト参加も講義内容に含める。	
社24	現代流通のしくみ	2	2-0	1～4	前・後	生活者の視点から小売業、卸売業、製造業を含む現代流通のしくみと流通政策について、その現状、歴史、問題点等について考察する。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【教養領域：社会系科目】

科目 番号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
社25-2	情報メディアと創造性	2	2-0	1～4	後 期	情報化が進展し、知識基盤社会となった21世紀に期待されている人材像や職業観・キャリア観を第一線で活躍中の実務家によるオムニバス講義を通じて考察し、創造的な生き方を探る。	
社26	現代会計のしくみ	2	2-0	1～4	前・後	複式簿記の基礎を学び、現代企業の経済的成果や社会資本の形態を把握する方法を検討する。	
社28	現代経済の諸問題	2	2-0	1～4	前又は後	現代社会がかかえる財政、金融、失業環境などの諸問題について平易に概説する。	
社30	大学教育論	2	2-0	1～4	後 期	大学教育への理解を深めるため、大学の歴史や役割、大学での学び、大学生等について講義し、受講生の間で予習を前提としたディスカッションを行う。	
社31	教育政策史	2	2-0	1～4	後 期	本講義では、日米の教育政策、教育制度の歴史を比較しながら、教育の市場化やテスト政策の進展といった現代の教育政策上の課題について考察するとともに、これまでの被教育経験を教育政策の観点から相対化する。	
社32	ベンチャー起業入門	2	2-0	1～4	前 期	産学官連携による沖縄ビジネスアイディアコンテストと連動した実践的な講義により、起業に関する基本的な知識の習得のみならず、課題解決能力や自己表現力等、キャリア形成及び就業力の育成につながる起業家マインドと行動パターンを学ぶ。	
社33	ベンチャー起業実践	2	2-0	1～4	後 期	問題解決型学習（PBL）を通じて、本学の研究シーズ、地域企業の課題、アイディアコンテストの入賞作品等をテーマとし、具体的なビジネスプランを作成する。 チームを編成し、仮想的に会社を立ち上げて、金融機関や企業、その他支援団体等へプレゼンを行う等、ビジネスプランの事業化のプロセスを体験する。	
社91	社会系特別講義Ⅰ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
社92	社会系特別講義Ⅱ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義

(別 表 2)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【教養領域：自然系科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
自 0 1	大気の科学	2	2 - 0	1 ~ 4	前 ・ 後	地球大気現象についての系統だてた解説を通して、現代社会人としての地球科学的知識の向上と、科学的思考法（演繹法）の習練をはかる。	
自 0 2	地球の科学	2	2 - 0	1 ~ 4	前 ・ 後	現代の地球上で起きている様々な地学的現象について解説し、46億年の地球史を地球環境と地球生命の変動を中心に概説する。	
自 0 3	海洋の科学	2	2 - 0	1 ~ 4	前 ・ 後	地球の海に関する様々なテーマ（地球の海の起源と進化、海水の化学組成とその変遷史、海底の地学、海洋の大循環、海洋の生態系、サンゴ礁など）を取り上げ概説する。	
自 0 4	宇宙の科学	2	2 - 0	1 ~ 4	前 ・ 後	宇宙の構造と進化及び惑星や太陽系の起源と進化などを取り上げ、分かりやすく概説する。	
自 0 6	科学の光と影	2	2 - 0	1 ~ 4	後 期	自然科学分野における各種法則の成立前後の歴史的背景と経緯を議論、現在広く受け入れられている自然科学の光の部分と影の部分について説明する。さらに、アインシュタインの相対性理論を一つの教材とし、科学的に思考することの鍵を学ぶ。自然環境と防災の観点から自然科学を問い直す。特に、沖縄の沿岸環境について言及する。	
自 1 1	統計と社会	2	2 - 0	1 ~ 4	前 ・ 後	社会で使われている統計を例にしながら、その仕組みを講義する。	
自 1 2	数理の構造	2	2 - 0	1 ~ 4	前 ・ 後	現代数学の仕組みについて、幾つかの話題をもとに講義する。	
自 1 3	数の文化	2	2 - 0	1 ~ 4	前 ・ 後	数学と社会の関わりについて、幾つかの話題をもとに講義する。	
自 2 1	時間と空間	2	2 - 0	1 ~ 4	前 期	時間と空間に関する物理的理解や人間の宇宙観の変遷などについて概説する。	
自 2 2	人間と物理学	2	2 - 0	1 ~ 4	後 期	生活の中の物理学や物理学の歴史を通して人間と物理学との関わりを考える。	
自 3 1	生活の化学	2	2 - 0	1 ~ 4	前又は後	生活に直接関連した物質の化学について概説する。	
自 3 2	分子の世界	2	2 - 0	1 ~ 4	前又は後	物質を構成する分子の化学的性質などについて概説する。	
自 4 1	生物の生活	2	2 - 0	1 ~ 4	前 ・ 後	さまざまな生物の生活とまわりの環境との関わりに重点をおいて考える。	
自 4 2	生命の科学	2	2 - 0	1 ~ 4	前 ・ 後	生命のしくみを細胞レベルから考える。	
自 5 1	パースの世界	2	0 - 2	1 ~ 4	後 期	立体をリアルに表現する透視図法（パースペクティブ）の理論と描法を学ぶ。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【教養領域：自然系科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
自54	沖縄の風景	2	2-0	1~4	後期	沖縄の自然環境と生活文化により形作られている身の回りの風景を理解するため、自然、伝統、生活、産業、基地、イメージなど、沖縄の風景の持つ多様な側面についての基礎的な知識を習得すると共に、未来の沖縄の風景について考察する。	
自55	社会統計学基礎	2	2-0	1~4	後期	自然科学、社会科学、人文科学などの調査研究を行うためには、いろいろな科学的分析方法が用いられる。統計学はそれらの科学的分析方法のひとつであり、母集団の特性を推定し、大量のデータの中に存在する法則性を扱う分析方法である。講義でこの理論と実践を習得する。	
自56	都市環境と計画	2	2-0	1~4	後期	都市環境に関する計画理論と手法を学び、実際の課題に対するケース・スタディを行う。	
自57	ランドスケープ論	2	2-0	1~4	前・後	海岸線、水、緑地、公園、住宅地、集落などの土地利用のあり方を、ランドスケープの面から考察する。	
自58	環境デザイン論	2	2-0	1~4	前期	都市景観、外部空間、アメニティの表現としての環境デザインを考える。	
自61	地球環境と科学技術	2	2-0	1~4	前期	今日、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が生じている。本講義では地球環境問題に対する理解を深め、それらの問題を解決するための科学技術について学習する。	
自62	天体観測を通して学ぶ宇宙	2		1~4	前期	天体観測を通して、宇宙・恒星・惑星・月等の天文学の基礎を学び、宇宙に関して理解を深めることを目的とする銀河系・太陽系天体、天体観測法、天体望遠鏡の仕組み、星座、天体の位置の表現法等は西原キャンパスで座学で学び、観測実習は石垣島天文台105cm反射望遠鏡「むりかぶし」を用いて行う。夏季休暇期間中の集中講義式で行う。	集中講義
自64	自然環境と土木工学	2	2-0	1~4	後期	比較的身近な自然環境の仕組みを特に生態学的な視点から解説する。そして、防災と環境保全の関係、環境保全のための土木工学的技術、開発の環境影響とその評価手法等について解説し、自然環境と人との多面的な相互関係とそこでの土木工学の役割について考える機会を提供したい。	
自65	生物資源利用とサイエンス	2	2-0	1~4	前期	身の回りの生活に関わる農薬・医薬、食品、発酵についてオムニバス方式で講義する。その他、生化学・生命科学に関わる事、特に社会的に注目され問題になっている事を平易に概説する。	

(別 表 2)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【教養領域：自然系科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
自 6 6	食料・農村・環境概論	2	2－0	1～4	前 期	世界と我が国の食料・農村の現状と地球環境問題の把握を通じて、食料生産と農村環境の関わりについて理解を深め、それらの諸問題と解決にむけた取り組み等を学習する。授業では、座学と課題発表等を通じて、実例に即して、食料・エネルギー問題と地球環境への対応について学習する。	
自 7 1	ヒトの健康科学	2	2－0	1～4	前 期	人体の構造や働きを学習し、次いで健康を阻害する諸因子について学習する。すなわち食事、運動、環境社会と健康の関係や、ひとのかかりやすい疾患について、性、年代別に精神的疾患も含めて概説し、疾患を予防し、健康を保持する方法を教授する。健康を害した者の治療法、看護法についても概説する。	
自 9 1	自然系特別講義Ⅰ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
自 9 2	自然系特別講義Ⅱ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義

(別表 2)

共通教育等授業科目講義内容

【教養領域：健康運動系科目】

[illegible]

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【総合領域：総合科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
総01	脳の発達と人間	2	2-0	1～4	前又は後	脳の構造・機能・発達と文化や教育との関連について述べる。	
総02	認識の仕組み	2	2-0	1～4	前又は後	我々が物事を見聞き、理解するメカニズムは、どのようになっているのだろうか。このことについて、心理学、生理学、情報工学などの側面から、多面的に論ずる。	
総03	環太平洋地域の文化	2	2-0	1～4	前又は後	太平洋を取り囲む諸地域の共通性に目を向けつつ、歴史・文学・芸能・文化等の内容を含む総合的な海洋文化論を展開する。	
総04	ヨーロッパの文化と社会	2	2-0	1～4	前期	ヨーロッパ、特に英国における文化と社会の諸問題－宗教、階級、教育移民等－について概説し、ステレオタイプ化されている英国の国民性について、検討を加える。	
総05	ヨーロッパの歴史と伝統	2	2-0	1～4	後期	16世紀から20世紀までの歴史資料を基に、現代英国社会の歴史的ルーツを探る。	
総06	アメリカの文化と社会	2	2-0	1～4	前・後	米国社会の生成、発展、構造、病理等について、社会科学を中心に言語歴史、文化、哲学、教育心理、宗教学等の学際的分野から概説的に解明する。	
総08	現代青年の心とその病理	2	2-0	1～4	前期	登校拒否、スチューデント・アパシーなどの思春期・青年期特有の発達障害を、実際の症例を呈示しながら概説する。	
総09	科学と社会	2	2-0	1～4	前・後	自然科学が社会との関係でいかにあるべきか、多面的に取り上げる。	
総10	住まいの科学	2	2-0	1～4	前・後	気候風土に適した快適な住居とはどのようなものか、安全性、保健性、耐久性及び利便性など住宅の性能について概説する。	
総14	環境問題	2	2-0	1～4	前期	沖縄の自然破壊、身の回りから地球環境まで、様々な環境問題についての講義を行う。	
総15	熱帯の科学	2	2-0	1～4	後期	地球の熱帯ベルトの意義・熱帯理解のはじまり・熱帯の気候・熱帯環境などについて、主に地理学、気象学的立場から概説する。	
総17	情報科学概論	2	2-0	1～4	前・後	文系、理系、工系といった枠組みを超えたいわゆる境界領域を取り扱う学問分野の一つとして講義を行う。情報化社会の特質やその社会に与える影響、情報活性能力等について講義を行う。	
総20	ヒトの科学と人間の医学	2	2-0	1～4	前期	今、医学・医療は大きく変化を遂げつつある。その変化は、医学・医療の内部からだけでなく、幅広い自然科学領域の研究成果や高度な工学的技術の進歩との関わりの中からもたらされるものである。本講義では、基礎医学領域の研究者がそれぞれの分野を概説しつつこれらの点に触れる。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【総合領域：総合科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
総21	動物実験の基礎	2	2-0	1~4	前期	動物実験の必要性、実験動物についての基礎知識、動物実験結果の人への外挿、バイオハザードの予防等を概説し、適正な動物実験についての概念を会得することを目的とする。	医学科の学生は、1年次に履修することが望ましい。
総22	生命科学入門	2	2-0	1~4	前期	近年、生命科学分野の研究の発展は著しく、その成果は、ヒトを含む生物の全遺伝情報の解読、遺伝子組換え生物の産業利用、再生医療技術の臨床応用、など、私たちの身近な話題として取り上げられている。本講義は、大学生が常識として知っていなければならない生命現象の基本的知識の習得とそれらの背景や応用的展開などについて学ぶことを目的とする。分子、細胞、臓器組織、個体の各レベルの知識に加え、健康の維持、生態系のありかた、などについて、分子生命科学研究施設の教員が概説するとともに、その社会的意義について考察する。	
総23	大学とは何か ー大学の自治と大学人の責任を考えるー	2	2-0	1~4	前期	①大学の自由と自治と民主主義の歴史 ②今日の大学を取り巻く状況と大学の現状および問題点 ③琉球大学における自由と自治と民主主義の自己点検も踏まえた大学の社会的説明責任（アカウンタビリティー）と自浄能力・自浄活動 ④大学の自由と自治と民主主義の今後	
総25	先端情報工学概論	2	2-0	2~4	前又は後	情報工学に関する最新の技術及びその周辺の理論的・学術的な背景を平易に概説する。	
総27	死と哲学の知	2	2-0	1~4	前期	死とは何かを考察する。具体的には、哲学者たちが死の不安、恐怖を克服するためにどんな議論を展開しているかを、特に古代ギリシアを中心にみていきながら、その考察を進める。そして同時に、現代の終末期医療のあり方、脳死、安楽死、尊厳死等の問題についてもできる限り検討したい。	
総28	科学と擬似科学	2	2-0	1~4	後期	明らかに科学的とは言えないような有名な擬似科学的理論をいくつか取り上げて、それらがなぜ科学理論と認められないのか、それらをどのような観点から評価すべきなのか等々を科学哲学の考え方を参照しながら検討する。	
総33	人口と食糧	2	2-0	1~4	後期	21世紀は急激な人口増加で、食糧難が一層深刻になってくると思われる。本講義では、地球規模での食糧生産の現状と今後の展望について、生産、加工、流通等の面から講義する。	
総34	ボランティア入門	2	1-2	2~4	前期	ボランティアの現状、社会的意義や課題、心得などについて講義し、併せて主に社会福祉関係分野における見学実習などを取り入れて体験的理解もはかり、ボランティア活動への正しい理解と適切な導入をめざす。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【総合領域：総合科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
総36	囲碁の世界	2		1～4	前期	囲碁のルール、マナー、基礎的な技術について学ぶと同時に、受講者同士の対局を通じて、判断力、分析力、洞察力、集中力を養う。指導に際しては日本棋院の全面的な協力を得る。初心者を対象とするため、受講対象は囲碁の未経験者に限定する。	集中講義
総38	災害と安全	2	2－0	1～4	後期	台風、地震、大雨等の災害が発生するメカニズム及び社会基盤と生活に対する影響と対策さらには安全についての基本的な考え方について概説する。	
総39	生活空間のビジョン	2	0－2	1～4	前期	私達の身近な生活空間の様々な問題を理解し、そこから浮かんでくる将来像（ビジョン）のあり方を論じる。特に子ども、子育て親子、高齢者、ハンディキャップ、コミュニティ、生活空間づくりへの参画をキーワード生活とし、現地調査、取材、発表、討論を中心に進める。	
総45	キャリアと学生生活	2	2－0	1～4	前期	双方向型の授業の中で自己理解を試みる。テキスト＋ワークでセルフチェックを行い、社会で必要となる”チカラ”をつけるための行動計画を作成する。	
総46	環境インターンシップ	2		2～4	前又は後	NPOや企業、行政などの現場を体験することで、環境の仕事について理解を深め、将来のキャリアプラン形成の一助とする。	・総合環境学副専攻登録者が望ましい。
総47	総合環境学概論	2	2－0	2～4	前期	環境問題について、人文、社会、自然の各分野から学術的、総合的なアプローチを行う。	
総48	エンカレッジメントー大学の学びと未来ー	2	2－0	2～4	前・後	振り返り・・・自分史の作成、今の学びをえる・・・コミュニケーションスキルの涵養、ディベート、集団討論、プレゼンテーション技法、将来に向けて・・・「未来日記」の作成チャレンジ。	
総49	生活習慣病予防および健康増進	2	0－2	1～4	前期	本カリキュラムは、生活習慣病の予防の重要性について啓発を行い、生活習慣の修正法を体得することを目的とする。方略として、生活習慣病、運動療法、血圧測定法に関する演習を行う。運動及び血圧測定演習の前後で受講者の健康指標の変化を分析する。	
総50	大学で何を学ぶか	2	2－0	1～4	後期	学生諸君が将来における自分の役割を見つけ、大学で学んだことを社会で活かすとはどんなことか。そのためにはどうすればいいのかなどを考える教材を提供する。	
総51	観光への扉～観光学入門	2	2－0	1～4	後期	社会を構成する多種多様な産業を巻き込む観光を多面的に理解し、観光についての総合的な知識を身につける。学際的な視点で観光を科学する教員らの授業により、観光の幅広い領域と受講生の興味関心の接点を構築していく。	

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【総合領域：総合科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
総 5 2	海外文化研修 A (英語圏)	2		2 ～ 4	前 期 (集中)	海外の交流協定校などでの集中語学訓練や社会文化に関するセミナーへの参加、フィールドトリップや現地学生との交流などを通して、コミュニケーション能力の向上と異文化理解の深化を図る。	参加者の学部・専攻は問わない。「大学英語」と「英語講読演習中級」を履修済であること。その他、「英語講読演習上級」「英会話演習中級」「英作文演習中級」「英語プレゼンテーション演習中級」「TOEFL演習」「アメリカの文化と社会」（以上共通教育等科目）の受講を勧める。
総 5 3	海外文化研修 B (中国語圏)	2		2 ～ 4	前 期 (集中)	海外の交流協定校などでの集中語学訓練や社会文化に関するセミナーへの参加、フィールドトリップや現地学生との交流などを通して、コミュニケーション能力の向上と異文化理解の深化を図る。	参加者の学部・専攻は問わない。中国語関連科目を 4 単位以上履修済みの者。
総 5 4	海外文化研修 C (スペイン語圏)	4		2 ～ 4	前 期 (集中)	海外の交流協定校などでの集中語学訓練や社会文化に関するセミナーへの参加、フィールドトリップや現地学生との交流などを通して、コミュニケーション能力の向上と異文化理解の深化を図る。	スペイン語関連科目 4 単位(スペイン語圏文化入門、スペイン語実践研修を必修) 以上履修済であること。
総 5 5	海外文化研修 D (フランス語圏)	4		2 ～ 4	前 期 (集中)	海外の交流協定校などでの集中語学訓練や社会文化に関するセミナーへの参加、フィールドトリップや現地学生との交流などを通して、コミュニケーション能力の向上と異文化理解の深化を図る。	参加者の学部・専攻は問わない。フランス語関連科目を4単位以上履修済みで、「フランス語圏文化入門」（共通科目）か「フランス文化研究」（専門科目）を必修とする。その他、「フランス語会話入門」や「フランス語入門Ⅲ」の受講を勧める。
総 5 6	海外文化研修 E (ドイツ語圏)	4		2 ～ 4	前 期 (集中)	海外の交流協定校などでの集中語学訓練や社会文化に関するセミナーへの参加、フィールドトリップや現地学生との交流などを通して、コミュニケーション能力の向上と異文化理解の深化を図る。	ドイツ語関連科目 4 単位（ドイツ語圏文化入門、ドイツ語実践研修を必修）以上履修済
総 6 2	環境と文学	2	2－0	1 ～ 4	後 期	文学にみられる人間と自然、人間と環境をめぐる関係性について、アメリカ文学、日本文学、西洋史の観点から考察する。	
総 6 3	現代アジア論	2	2－0	1 ～ 4	前 ・ 後	日本に近接する東アジア地域の中国、台湾、香港、南北朝鮮、ロシア極東などのいずれかまたは全体に焦点を当て、近現代アジア地域の国際関係、各国の政治的・社会的変動を概説する。	
総 6 4	女性と社会	2	2－0	1 ～ 4	前又は後	フェミニズムの理論と動向を紹介しつつ、新しい女性像を探る。更に、沖縄の女性をも視野に入れる。	

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【総合領域：総合科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
総 6 5	異文化コミュニケーション入門	2	2－0	1～4	後 期	異文化間コミュニケーションの基礎理論を踏まえ、文化的背景を異にする言語が接触した時に起こる種々の言語現象や非言語的行動（表現・身振り・対話者間の距離等）及び価値観・発想・思考形式の違いによって生じる文化摩擦現象の考察を通して、自国及び諸外国の言語文化や社会に対する理解を深める。	
総 6 7	グローバル実践演習Ⅰ	2	0－2	1～4	前又は後	日本人と留学生が特定の課題に協働して取組むことで、汎用スキルに「専門性」を加えたURGCCの掲げる7つの目標すべての能力を涵養する。特にグローバル実践演習Ⅰでは学生個人の専門性をプレゼンテーション、ディスカッションすることによって、自分が専門として取り組んでいることを批判的に考察し、そのグローバルな場面における活用の仕方を積極的に再構築していくことを目標とする。	
総 6 8	グローバル実践演習Ⅱ	2	0－2	1～4	前又は後	日本人と留学生が特定の課題に協働して取組むことで、汎用スキルに「専門性」を加えたURGCCの掲げる7つの目標すべての能力を涵養する。特にグローバル実践演習ⅡではPBL形式をとり、異文化間の考え方の相違を最適解へと結びつけていく活動を通してグローバルな場面における主体的で実践的な問題解決力を習得することを目的とする。	
総 7 1	情報セキュリティ概論	2	2－0	1～4	後 期	情報通信技術が急激に発展する時代における情報セキュリティをどのように捕らえるか、具体的な対処法を中心に授業を展開する。また、セキュリティ対策要素技術の理解と様々な最新モデルを通して受講者個人の考え方を重視し議論を深める。	
総 7 2	環境エネルギー計画	2	2－0	1～4	前 期	エネルギーの消費が地球の気候変動に及ぼす影響、世界規模・日本国内・沖縄県内のエネルギー消費実態、それらに対する対策としての再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する政策及び最新技術について講述する。	
総 7 3	環境影響評価概論	2	2－0	1～4	後 期	大規模な開発行為による自然環境、生活環境および地球環境への負荷を軽減し、環境に優しい開発に導くための方法である環境影響評価について、制度的および技術的な内容を講述する。	
総 7 5	現代社会の課題 －21世紀への挑戦－	2	2－0	3～6	前又は後	高齢化社会の抱える課題（経済の活性化、健康・医療、年金・福祉、生きがいなど）について、とりわけ日本社会と長寿県沖縄に焦点を当てて議論する。	
総 7 6	倫理総合討論	2	2－0	3～6	前 ～ 後	与えられた18のテーマについて医学的のみならず社会・倫理的、法・経済学的見地から討論を行う	教員は、調査・学習や討論のすすめ方を指導する。前学期から後学期にかけての通年科目。

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【総合領域：総合科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
総77	地震と防災	2	2-0	3～6	前又は後	地震は自然災害のなかでも、人為被害も含めて被害規模が最も大きく、社会生活を大きな混乱に招く。しかも、地震予知もまだ不可能であり、特に世界の地震の20.7%が集中する日本国にあつては、日本列島それ自身が自然の震動台といっても過言ではない。そのような自然環境のなかで、人間が生活を営む建物の地震被害を軽減化する最新の技術を中心に、耐震工学と防災工学の立場から概論的に講義する。	
総78	大学と産業の振興	2	2-0	3～6	後期	大学はこれまで多くの教員が産学官共同研究で多くの実績をあげてきている。その中から沖縄の特性に立脚した熱帯・亜熱帯系の薬用生物、マリンバイオロジー、熱帯医学、太陽・風力エネルギー、海水利用などの研究や新産業導入を目的とする情報、バイオテクノロジーや新素材関連の産学官連携の共同研究について具体的な内容を紹介し、受講者に科学技術による社会貢献のすばらしさを教導する。	
総79	総合環境論	2	2-0	3～6	後期	環境問題は、言うまでもなく現代世界的に大きな問題であり、様々な分野から真剣にとりくまなければならない。本講義は、それぞれ専門の学問領域を研究している後年次の学生に、それぞれの学問領域の立場から環境問題に対してアプローチしてもらい、発表し、受講者全員で議論するものである。	
総80	キャリアデザイン実践	2	2-0	3～6	後期	アセスメントツール（職業診断テスト）を使いながら、自己理解を試みる。クラスにチームを作り、協同作業の中から探求力、分析力、コミュニケーション力を身につけさせる。	
総83	適応の心理	2	2-0	1～4	前・後	琉大の理念である「自由と平等、平和と寛容」との関連の中で、青年期の適応の問題をとりあげる。学生同志の自由な討論の中で、適応的に、よりよく生きていくための方策について考えていく。	
総84	ことばと文化	2	2-0	1～4	前又は後	小説・戯曲等の創作活動に励んでいる作家及び演劇活動に携わって第一線で活動している人々を講師に招いて、話を聞く。	
総85	現代の国際関係	2	2-0	1～4	前・後	現代の国際社会を理解するための基礎的概念を紹介し、現代の諸課題をその歴史的背景をも含めて紹介・検討する。	
総91	総合特別講義Ⅰ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
総92	総合特別講義Ⅱ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
総93	総合特別講義Ⅲ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
総94	総合特別講義Ⅳ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
総95	総合特別講義Ⅴ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
総96	総合特別講義Ⅵ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
総97	総合特別講義Ⅶ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義

(別 表 2)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【総合領域：総合科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
総 9 8	総合特別講義Ⅷ	2		1 ～ 4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
総 9 9	総合特別講義Ⅸ	2		1 ～ 4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【総合領域：琉大特色・地域創生科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
琉01	平和論	2	2-0	1~4	前又は後	国内で稀有な戦争・戦後体験を持つ沖縄の現代史と現状を踏まえながら、アジア・世界の平和について考える。	
琉02	核の科学	2	2-0	1~4	前期	核の基礎的な原理、その平和利用軍事利用、又人間及び環境に及ぼす影響などを自然科学的、医学的、社会科学的立場から概説する。	
琉05	沖縄の基地と戦跡Ⅰ	2	2-0	1~4	前又は後	沖縄の基地や沖縄戦の具体像をとおして平和を考える。	
琉06	沖縄の基地と戦跡Ⅱ	2		1~4	前又は後	沖縄の基地や沖縄戦案内の内容・教材・方法を教員と学生同士の共同で作りあげる。	沖縄の基地と戦跡Ⅰを履修していること。 集中講義
琉13	近代沖縄の社会と表現	2	2-0	1~4	前又は後	沖縄の文学をめぐって、近代の文学がいかに多様多彩であったか、又、近代日本文学史が何を切り捨ててしまったかといった問題をみていく。	
琉14	琉球の文学	2	2-0	1~4	前・後	琉球（沖縄）に伝承されてきた歌謡や劇を取りあげ、琉球のことばによる表現について概説する。	
琉18	地域の科学	2	2-0	1~4	前・後	地域と人間生活の関わり合いにおける社会科学的課題について、多角的な講義を行う。	
琉22	琉球の自然	2	2-0	1~4	前期	琉球の島じまをとりまく大気のこと、島の地形・地質・陸水のこと、島に生息する植物・動物のことなどを中心に、琉球列島の自然を紹介し、その特性について考察する。	
琉23	琉球の自然保護	2	2-0	1~4	前又は後	沖縄の自然保護について多角的に学ぶ。沖縄の自然破壊の現状を知り、開発との関係も考える。	
琉24	沖縄のサンゴ礁	2	2-0	1~4	後期	沖縄のサンゴ礁について、幅広く物理、化学、生物、地学、海洋学の諸分野にまたがり、学際的見地から講義を行う。この海域のサンゴ礁についての総合的な理解を深めることによって、サンゴ礁域における生命の多様さ、生命の重さと保全の大切さ、自然環境の維持の必要性の重要さを考える。	
琉25	琉球弧の自然誌	2	2-0	1~4	前・後	地学の視点でとらえた琉球弧の特徴や特色をわかりやすく講義する。複数の地学系教員が担当し、琉球弧に関する具体的なテーマ（琉球弧の位置づけ、琉球弧周辺で起きている地学的現象、地形と地質、成り立ち（地史）、海底地質、琉球弧を取り巻く海洋と気象など）について概説する。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【総合領域：琉大特色・地域創生科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
琉26	琉球の地理	2	2-0	1~4	前期	琉球諸島は、亜熱帯の環境、サンゴ礁の海、といった特色ある自然事象に加え、琉球文化圏といわれる独特の文化圏を形成してきており、島嶼経済、サトウキビ農業、といった人文事象についても特色ある地域である。この亜熱帯島嶼環境下にある琉球の非常に特色のある地理的事象について概説する。	
琉27	沖縄の農業・農村と農地水環境	2	2-0	1~4	前期	亜熱帯島嶼に位置する沖縄の農業生産活動や農村整備について理解を深め、農地水環境の現状を知り、それらを総合的に学習する。授業では、座学と課題発表等を通じて、事例に即して、沖縄の食料・農業生産と農村整備と農地水環境の現状と対応について学習する。	
琉41-2	琉球アジア研究入門	2	2-0	1~4	前又は後	琉球・沖縄の歴史・言語・文学、日本の文学・歴史など日本を含む琉球、アジアの個々の地域について、あるいは、中国と琉球・沖縄、日本と中国などの交流の歴史にふれ、それぞれの地域の文学や言語を比較・対照しながら、いま何をどのように研究をすすめているのか、なぜ研究をする必要があるのか、解決しなければならない課題はなにか、などなど具体例をあげて講義する。	
琉42	移民論	2	2-0	1~4	前又は後	戦前・戦後を通じて国内でも有数の移民県であることを踏まえて沖縄の移民の歴史と現在を考察する。	
琉46	沖縄の政治と社会	2	2-0	1~4	前・後	近現代の沖縄の政治と社会について、日本の国内政治や国際的環境との関連において考察する。	
琉47	三線入門	2	2-0	1~4	前期	本講義は沖縄の文化と社会にとって重要な役割を果たす三線演奏の初歩的な技法を学ぶことで、沖縄における琉球古典音楽や芸能、そして島々に伝わる音楽や芸能について理解を深めることを目的とする。	
琉48	うちなーぐちあしび	2	2-0	1~4	前又は後	沖縄語（うちなーぐち）を話すだけでなく、読んだり、聞いたりすることによって、沖縄語に親しむ機会を提供する。沖縄語普及協議会発行の『はじめに うちなーぐち』を使って、まず沖縄語の基本文型の習熟を図る。さらに『沖縄ぬ暮らしと昔話』などを使って、沖縄語に親しむ。	
琉49	亜熱帯－西表の自然	2		1~4	前期	亜熱帯西表島には多くの貴重な動植物が様々な生活を営んでいる。これらの生き物に体験学習の講義という形で接してもらう。亜熱帯林、マングローブ林等を歩き、生物観察とその調査法等を学ぶ。また、イリオモテヤマネコを主とした大型動物については、豊富な観察に基づいた講義を聞いてもらう。	集中講義

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【総合領域：琉大特色・地域創生科目】

科目 番号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
琉50	沖縄の学力と教育	2	2-0	1~4	前又は後	沖縄は残念ながら全国でもっとも学力の低い地域として知られている。そのうえ、近年の教育改革（ゆとり教育、学習内容の3割減、完全学校週五日制等）により全国的な学力低下が指摘され、そうした意味では、沖縄は二重の学力問題を抱えているといえる。本講義では、そうした沖縄の学力問題を近年の教育改革の動きを踏まえながら、社会学的、心理学的に明らかにしていく。	
琉51	琉球語入門Ⅰ	2	2-0	1~4	前 期	奄美諸島から沖縄諸島、宮古諸島、八重山諸島にいたる琉球列島の諸方言は、マイノリティの言語であるが、その発音や文法の基礎とその上に多様な表現を身につけつつ琉球語の特質を学ぶ。	
琉52	琉球語入門Ⅱ	2	2-0	1~4	後 期	奄美諸島から沖縄諸島、宮古諸島、八重山諸島にいたる琉球列島の諸方言は、マイノリティの言語であるが、その発音や文法の基礎とその上に多様な表現を身につけつつ琉球列島の各島々の方言の特質を学ぶ。	
琉53	沖縄の染めと織り	2	2-0	1~4	前 期	沖縄の人々は、独特の自然・気候風土や地理的特性、歴史などを背景に豊かな工芸文化を育んできた。そのなかでも「染織」では、島や地域ごとに様々な素材・技法によって多様で魅力的な多くの染織物が生みだされてきた。その歴史をひもときながら、沖縄の生活のなかでつくり出されてきた染織物について実物や写真で紹介するとともに、現在の沖縄の伝統染織・手仕事の抱える課題についても考察していく。	
琉54	沖縄の歴史入門	2	2-0	1~4	前又は後	琉球王国が日本という近代国家へ併呑される過程（「琉球」から「沖縄」への変容）から、沖縄戦を経て、米軍統治期の「戦後」、日本への「復帰」、現在の「沖縄問題」に至るまでの沖縄近現代史に関する基礎的な歴史事象を概説する。また、沖縄近現代史をめぐる歴史学上の論争について、最新の研究動向を紹介しつつ適宜取り上げることによって、歴史学的な観点から現代的な課題へのアプローチについても講じる。	
琉55	琉球学入門	2	2-0	1~4	後 期	琉球（ここでは、奄美群島と沖縄県全域とする）の歴史、文化・言語、自然環境等における地域特性とそこから派生する様々な事象について概説し、琉球地域の多様性について理解させる。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【総合領域：琉大特色・地域創生科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
琉56	琉球の自然と人	2	2-0	1~4	前・後	多様で個性的な島々からなる奄美・沖縄という地域を事例にして、自然と人間のローカルなかわりについて考える。特に「亜熱帯」「サンゴ礁」「島嶼」に焦点を当て、主として文化生態地理学・景観地理学の観点から検討する。自然と向き合って生活を営んできた奄美・沖縄の人々の生活文化について、関連写真や図を多く用いた視覚的な授業を目指す。	
琉71	現代沖縄地域論	2	2-0	1~4	前又は後	「沖縄」という地域が有する諸特性や地域課題の多様性について学ぶ。オムニバス式の講義と受講者間のディスカッション等を通じて地域社会に関する理解を深める。	
琉72	地域課題フィールドワーク演習	2	0-2	1~3	後期	地域が抱える課題について、事前学修やフィールドワーク等を通してその実態を知り、解決・改善策について考える。課題ごとにチームを編成し取り組み、最終的にプレゼン報告会において取組の成果を発表する。	集中講義
琉73	現代沖縄の地域振興	2	2-0	1~4	前期	沖縄県においていかにして地域振興を図ることができるかをテーマに、地方創生や雇用状況、自治体の政策、起業、NPO等の側面から地域振興に関する基本的事項を学び、ケーススタディを通じて具体的方策や課題意識について学ぶ。	
琉74	地域システム計画論	2	2-0	1~4	前期	地域とは何か？計画とは何か？を考え、地域における自然環境、社会環境をシステムとして理解し、如何にして計画を作るのかについて講義する。特に、計画システムにおけるシステムズ・アナリシスの考え方およびこれと各種数理モデル等の関係について考究する。	
琉75	地域環境と生活空間	2	2-0	1~4	前又は後	地域の環境を生活空間として理解し、生活空間の歴史と展望を考える。沖縄の生活空間史、コミュニティの実態、子どもの生活空間、身近な自然環境との関わり等について、現地学習による実感を重視した授業を実施する。	
琉76	地域プロジェクト実践	2	2-0	1~4	前又は後	地域の現況や地域が有する資源・課題等の学習による理解をベースに、地域において実際のプロジェクト型学習を実施し、地域社会の維持・発展に資する実践的な知識やスキルを身につける。	集中講義
琉77	地域フィールドワーク入門	2	2-0	1~4	前又は後	地域における問題を発見、分析、解決していくための科学的アプローチとしてフィールドワークを学ぶ。授業では、講義を通じてフィールドワークに関する基本的な知識を理解するとともに、実際のフィールドにおいて研究を実践的に展開する。	集中講義

(別 表 2)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【総合領域：琉大特色・地域創生科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
琉 7 8	島嶼地域科学入門	2	2 - 0	1 ~ 4	後 期	沖縄や沖縄と共通の課題をもつ島嶼 地域社会の現状や問題について、人 文・社会科学系を中心とした様々な 分野の教員による講義を通して多角 的に学び、自律的・持続的な島嶼地 域社会の発展を実現する方策につい て考える。	
琉 9 1	琉大特色・地域創生特別講義Ⅰ	2		1 ~ 4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
琉 9 2	琉大特色・地域創生特別講義Ⅱ	2		1 ~ 4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
琉 9 3	琉大特色・地域創生特別講義Ⅲ	2		1 ~ 4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
琉 9 4	琉大特色・地域創生特別講義Ⅳ	2		1 ~ 4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
琉 9 5	琉大特色・地域創生特別講義Ⅴ	2		1 ~ 4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
琉 9 6	琉大特色・地域創生特別講義Ⅵ	2		1 ~ 4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
琉 9 7	琉大特色・地域創生特別講義Ⅶ	2		1 ~ 4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
琉 9 8	琉大特色・地域創生特別講義Ⅷ	2		1 ~ 4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
琉 9 9	琉大特色・地域創生特別講義Ⅸ	2		1 ~ 4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【総合領域：キャリア関係科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
C11	キャリア形成入門	2	2-0	1~2	前・後	これまでに学んだ、そしてこれから大学・社会で学ぶ知識を「活用する力」を高める授業である。ポイントは「教えてもらう」自分から「自ら考えて行動する」自分づくり・習慣づくりである。そのために、「知識を伸ばす」以上に「意識を変える」ことに重点を置き、琉球大学で独自に開発した「(*)CIS行動学」を中心に授業を行う。同時に、新テキスト「10社の事例に学ぶ：地域が求める人材」を使用して、「今、沖縄社会が期待する人材像」を把握する。また、3社以上の企業参加による授業がある。 (*)CIS = Communication, Imagination and Sense」の意。	
C13	キャリアデザインとジェンダーI	2	2-0	1~4	前期	本講義は、現代社会における教育、労働、家族等をジェンダーの視点から学ぶことを通して、受講生が自らのキャリアについて考えを深め、キャリアデザインに役立てることを目指す。	
C14	キャリアデザインとジェンダーII	2	2-0	1~4	後期	前期提供の同名科目Iの続き。本学の研究者、国内外の企業や自治体等で活躍するロールモデルを講師に迎え、現代社会における男女共同参画やダイバーシティ推進、ジェンダーに関わる問題と自らのキャリアデザインについて考える。	
C21	若者の雇用環境	2	2-0	2~3	前・後	学内外の招聘講師の講話から、現在の若者を取り巻く雇用環境の変化や、社会人として必要な能力の理解をし、自らの卒業後の職業観・人生観のヒントとする。 授業の方法：①厚生労働省の推奨するキャリアプランニングプロセスに沿ったテーマでの講話の中からキャリア形成の手順を学ぶ。②テーマによっては授業の中で多くの学友や企業人、他者とのかわりを通して視野を広げるグループディスカッションを行う。	
C22	海外キャリア形成入門	2		1~4	前期	受講学生が、沖縄と海外との繋がりを、インバウンド/アウトバウンド、海外で働くこと、海外企業と取引をすること、グローバル社会に生きる若者の進路等について、理解を深める機会を提供する。沖縄県内で海外展開、海外との取引を行っている企業の経営者や、主にアジア各国でビジネスを展開している起業家をゲスト講師として招き、これらのゲスト講師による講話と自ら参加する討論を通して、海外就職も視野に入れた進路決定のためのヒントを得ることを目指す。夏期集中講義として、3日間に亘って行う。	集中講義

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【総合領域：キャリア関係科目】

科目 番号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
C 2 3	海外職場体験	2		1～3	前 期	海外での職場体験や人的交流体験を通して、国際感覚を身につけることにより海外への就職機会の拡大や社会貢献の意識向上に繋げる。帰国後は報告会等を実施し、他学生の意識向上にも繋げる。 受講希望者は指定の様式のエントリーシートを提出し、キャリア教育センターが実施する面接質問と併せた総合評価により、受講者を決定する。事前研修3回（各4時間）、約8日間の在外研修、事後研修2回（各4時間）、成果発表より成る。	集中講義
C 2 4	グローバルキャリア	2	2-0	1～4	前又は後	本講義は、社会や組織のグローバル化によって、キャリアがどのような影響を受けるのか、特に、グローバル化による社会的変化、および個人のキャリアや能力への影響について学修することを目的とする。 グローバルキャリアに関する視点として、「ICTの普及」、「ダイバーシティ」、「外国語の活用」、「チーム活動とリーダーシップ」についての内容をカバーする。これらの学びを通じて、大学生活、およびその後のキャリアをどのように過ごすのかについて、検討していけるようにする。	
C 2 5	生命保険実務	2	2-0	1～4	前・後	本講義では、個人生活・企業活動において不可欠な生活保障サービスを提供している生命保険会社の経営活動・商品内容などを通して、生命保険の概念・機能・効果などを概説する。生命保険について学ぶことは、一人ひとりの人生や生活設計を考えるきっかけとなり、また、国民生活にかかる保障システムを理解するうえでも大変有益である。	
C 2 6	損害保険実務	2	2-0	3	前・後	本講義では、私たちの生活を取り巻く地震・台風などの自然災害や病気、交通事故や犯罪などの各種リスクに備える経済システムである損害保険が、日常生活や経済にどのような役割を果たしているのかを学び、消費者や社会人として必要な経済的な備えである損害保険の基本的な知識を習得することを目的とする。 損害保険の全体像を体系的に学ぶことができる有益かつ貴重な機会となる。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【総合領域：キャリア関係科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
C31	地域企業（自治体）お題解決プログラム	2	2-0	1～4	後期	講義名のとおり、企業の更なる事業推進のためのプロジェクトを企画立案し、これを実践する。授業の中では、地域と密着した活動を行う企業の課題を実際に一緒に解決するためのプロジェクトを実施する。プロジェクトの具体的内容は、講義の中で意見交換しながら、決めていく。 授業方法：「セミナー」・「グループワーク」・「フィールドワーク」・「プロジェクト実践」により進める。	
C32	キャリア形成実践：私と将来設計	2	2-0	3	後期	各学部3年生の参加を前提に、自己の専門性・個性を活かし、将来設計を見据えた意識と技術の把握・成長を目指す。そのため、授業形式はPBL (Project Based Learning) とし、学生主導による「課題発見・提案づくり」を行う。全体は三部構成とし、第一部は学生どうしでの「チーム作り」と「企業研究・課題発見」。第二部は学生と企業の混成チームで行う「プレスト及び提案の作成」。第三部は再度学生を中心に「提案のブラッシュアップと企業へのプレゼン」を行うポスターセッション。	
C41	日本企業インターンシップⅠ	2		1～4	前又は後	日本企業に就職する意欲があり、かつ能力の高い外国人留学生を対象に、ビジネス日本語研修、ビジネス専門教育、インターンシップを通じて、日本の産業界に対する理解を促進し、活躍できる人材を育成する。ビジネス日本語会話やビジネス日本語の読み書きの基本を学ぶとともに、日本企業の文化について理解を深め、ビジネスにおける慣習やマナーなどを身につけ、実際に企業でインターンシップ研修をするための準備をする。	集中講義 外国人留学生対象
C42	日本企業インターンシップⅡ	2		1～4	前又は後	沖縄県内の企業で実際にインターンシップ生として働くことで、実践的なビジネス能力を養成し、参加学生自身のキャリアビジョンを構築させ、エンプロイアビリティを高めさせる。企業での実務研修の経験を通して、日本の産業界に対する理解を促進し、将来、高度グローバル人材となつて、日本の産業界でグローバルに活躍できる人材を育成する。	集中講義 外国人留学生対象
C91	キャリア関係特別講義Ⅰ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
C92	キャリア関係特別講義Ⅱ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
C93	キャリア関係特別講義Ⅲ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
C94	キャリア関係特別講義Ⅳ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
C95	キャリア関係特別講義Ⅴ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義

(別 表 2)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【総合領域：キャリア関係科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
C 9 6	キャリア関係特別講義Ⅵ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
C 9 7	キャリア関係特別講義Ⅶ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
C 9 8	キャリア関係特別講義Ⅷ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義
C 9 9	キャリア関係特別講義Ⅸ	2		1～4	前又は後	開講時に公示する。	集中講義

(別表 2)

共通教育等授業科目講義内容

【基幹領域：情報関係科目】

科目 番号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
情 0 1	情報科学演習	2	0－2	1～4	前・後	「情報処理技術を研究・教育の道具として使いこなせない大学は、もはや存在できない。」との危機意識をもって、コンピュータリテラシー（コンピュータ活用能力）の向上を目的とした演習を行う。	
情 1 1	日本語表現法入門	2	2－0	1～4	前・後	基礎的な日本語の音声、文法、語彙表記、文体等を学習するとともに、レポートの作成や発表等を演習する。講義と演習を併用することによって、日本語の表現力を豊かにすることをねらいとする。	

(別 表 2)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【基幹領域：外国語科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
外101	大学英語	4	2－2	1～4	前 期	国際社会に適応できうる英語能力の育成を目的とし、様々な分野内容に関して各種英語教材の実践的聴解・読解を行なうとともに、基礎的かつ実践的な訓練を行なう。	
外102	英語講読演習 中級	2	1－1	1～4	前 ・ 後	人文系、社会系、自然科学系のテーマを扱った教材を使用し、パラグラフ・リーディングに重点を置いて、英文の主旨・大意を適確に把握する訓練をし、基礎的な読解力の養成を行う。	大学英語を履修済みであること。
外103	英語講読演習 上級	2	1－1	1～4	前 ・ 後	英語講読演習 中級 より程度の高い英文教材の講読を通して、専門外書講読への応用・発展の手がかりを与える。	大学英語を履修済みであること。英語講読演習 中級を履修済みであることが望ましい。
外104	英会話演習 中級	2	1－1	1～4	前 ・ 後	国際社会に適応できうるコミュニケーション能力を育成するために、英会話の基礎的な知識と理解を基盤として、それをさらに実践的に応用できる能力の養成を行う。	大学英語を履修済みであること。
外105	英会話演習 上級	2	1－1	1～4	前 ・ 後	国際社会に適応できうるコミュニケーション能力を育成するために、ディスカッションやディベートなど英会話演習 中級 より程度の高く洗練された英語運用能力の養成を行う。	大学英語を履修済みであること。英会話演習 中級を履修済みであることが望ましい。
外106	英作文演習 中級	2	1－1	1～4	前 期	日常的・社会的な話題について、自分の考えを1～2パラグラフにまとめ、文法的に正しい英語で表現する力を養う。	大学英語を履修済みであること。
外107	英作文演習 上級	2	1－1	1～4	前 ・ 後	日常的・社会的な話題について、自分の考えをエッセイ・レポートにまとめ、国際的に適応できうる英作文能力の養成を行なう。	大学英語を履修済みであること。英作文演習 中級を履修済みであることが望ましい。
外108	英語プレゼンテーション演習 中級	2	1－1	1～4	前 ・ 後	音声・文字による英語メディアや、専門分野の英文教材の理解を元に、英語でのプレゼンテーション能力を養う。	大学英語を履修済みであること。
外109	英語プレゼンテーション演習 上級	2	1－1	1～4	前 ・ 後	英語プレゼンテーション演習 中級よりさらに高度な音声・文字による英語メディアや、専門分野の英文教材の理解を元に、リサーチした情報を英語で論理的にプレゼンテーションする能力を養う。	大学英語を履修済みであること。英語プレゼンテーション演習 中級を履修済みであることが望ましい。
外110	TOE I C演習	2	1－1	1～4	前 ・ 後	国際社会に適応できうる英語運用能力の指標であるTOE I Cの試験の受験を目指す学生に対し、出題内容に即した指導を行う。	大学英語を履修済みであること。
外111	TOE F L演習	2	1－1	1～4	前 ・ 後	アメリカ、カナダをはじめとした、英語圏の留学に際し、英語運用能力の証明として不可欠なTOE F Lの受験を目指す学生に対し、出題内容に即した指導を行う。	大学英語を履修済みであること。
外112	英検準1級演習	2	1－1	1～4	前 ・ 後	国際社会に適応できうる英語運用能力の指標となる英語検定試験の準1級の取得を目指す学生に対し、出題内容に即した指導を行う。	大学英語を履修済みであること。

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【基幹領域：外国語科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
外113	特定英語課題演習Ⅰ	2	1－1	1～4	前・後	映画、演劇、音楽、文学などを通じて、イギリス、アメリカ、アイルランド、カナダ、オーストラリアをはじめとした英語圏の文化に対する深い理解力を養成する。	大学英語を履修済みであること。
外114	特定英語課題演習Ⅱ	2	1－1	1～4	前・後	国際的舞台上で活躍する際に不可欠な観光、ビジネスなど特定の分野で使われる英語を実践的な訓練を通じて習得させることを目的とする。	大学英語を履修済みであること。
外201	ドイツ語入門Ⅰ	2	2－0	1～4	前期	ドイツ語とはどのような言葉か。アルファベット、発音の基本、日常の会話表現などを学びながら、ドイツ語に親しむ。	
外202	ドイツ語入門Ⅱ	2	2－0	1～4	後期	ドイツ語入門Ⅰの続き。	原則としてドイツ語入門Ⅰを履修していること。
外203	ドイツ語入門Ⅲ	2	2－0	2～4	前期	ドイツ語入門Ⅱの続き。ドイツ語の基礎的なコミュニケーション力を養成する。	原則としてドイツ語入門Ⅱ、またはインテンシブドイツ語Ⅰを履修していること。
外204	ドイツ語入門Ⅳ	2	2－0	2～4	後期	ドイツ語入門Ⅲの続き。	原則としてドイツ語入門Ⅲを履修していること。
外205	ドイツ語会話入門Ⅰ	2	2－0	2～4	前期	聴き、話すという面からのドイツ語運用能力の拡充を目指すクラス。	原則としてドイツ語入門Ⅰ、Ⅱ、またはインテンシブドイツ語Ⅰを履修していること。
外206	ドイツ語会話入門Ⅱ	2	2－0	2～4	後期	ドイツ語会話入門Ⅰの続き。	原則としてドイツ語会話入門Ⅰを履修していること。
外207	インテンシブドイツ語Ⅰ	4	4－0	1～4	前期	ドイツ語の言語運用能力を習得するための初級クラス。読み、書き、聴き、話すための基礎を学ぶ。	
外208	インテンシブドイツ語Ⅱ	4	4－0	1～4	後期	インテンシブドイツ語Ⅰの続き。	原則としてインテンシブドイツ語Ⅰ、またはドイツ語入門Ⅱを履修していること。
外209	インテンシブドイツ語Ⅲ	2	2－0	2～4	前期	より高度な言語運用能力を養成するための中級クラス。	原則としてインテンシブドイツ語Ⅱ、またはドイツ語入門Ⅳを履修していること。
外210	インテンシブドイツ語Ⅳ	2	2－0	2～4	後期	インテンシブドイツ語Ⅲの続き。	原則としてインテンシブドイツ語Ⅲを履修していること。
外211	ドイツ語圏文化入門	2	2－0	2～4	前又は後	ドイツやドイツ語圏の文化を言語学習の視点から概観する。	原則としてドイツ語入門Ⅰ、Ⅱ、またはインテンシブドイツ語Ⅰを履修していること。
外301	フランス語入門Ⅰ	2	2－0	1～4	前期	フランス語とはどのような言葉か。アルファベット、発音の基本、日常の会話表現などを学びながら、フランス語に親しむ。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【基幹領域：外国語科目】

科目 番号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
外302	フランス語入門Ⅱ	2	2－0	1～4	後 期	フランス語入門Ⅰの続き。	原則としてフランス語入門Ⅰを履修していること。
外303	フランス語入門Ⅲ	2	2－0	1～4	前 期	フランス語入門Ⅱの続き。フランス語の基礎的なコミュニケーション力を養成する。	原則としてフランス語入門Ⅱ、またはインテンシブフランス語Ⅰを履修していること。
外304	フランス語入門Ⅳ	2	2－0	1～4	後 期	フランス語入門Ⅲの続き。	原則としてフランス語入門Ⅲを履修していること。
外305	フランス語会話入門Ⅰ	2	2－0	1～4	前 期	聴き、話すという面からのフランス語運用能力の拡充を目指すクラス。	原則としてインテンシブフランス語Ⅱ、またはフランス語入門Ⅳを履修していること。
外306	フランス語会話入門Ⅱ	2	2－0	1～4	後 期	フランス語会話入門Ⅰの続き。	原則としてフランス語会話入門Ⅰを履修していること。
外307	インテンシブフランス語Ⅰ	4	4－0	1～4	前 期	フランス語の言語運用能力を習得するための初級クラス。読み、書き、聴き話すための基礎を学ぶ。	
外308	インテンシブフランス語Ⅱ	4	4－0	1～4	後 期	インテンシブフランス語Ⅰの続き。	原則としてインテンシブフランス語Ⅰ、またはフランス語入門Ⅱを履修していること。
外309	インテンシブフランス語Ⅲ	2	2－0	1～4	前 期	より高度な言語運用能力を養成するための中級クラス。	原則としてインテンシブフランス語Ⅱ、またはフランス語入門Ⅳを履修していること。
外310	インテンシブフランス語Ⅳ	2	2－0	1～4	後 期	インテンシブフランス語Ⅲの続き。	原則としてインテンシブフランス語Ⅲを履修していること。
外311	フランス語圏文化入門	2	2－0	2～4	前又は後	フランスやフランス語圏の文化を言語学習の視点から概観する。	原則としてフランス語入門Ⅱ、あるいはインテンシブフランス語Ⅰを履修していること。
外401	スペイン語入門Ⅰ	2	2－0	1～4	前 期	スペイン語とはどのような言葉か。アルファベット、発音の基本、日常の会話表現などを学びながらスペイン語に親しむ。	
外402	スペイン語入門Ⅱ	2	2－0	1～4	後 期	スペイン語入門Ⅰの続き。	原則としてスペイン語入門Ⅰを履修していること。
外403	スペイン語入門Ⅲ	2	2－0	2～4	前 期	スペイン語入門Ⅱの続き。スペイン語の基礎的なコミュニケーション力を養成する。	原則としてスペイン語入門Ⅱ、またはインテンシブスペイン語Ⅰを履修していること。
外404	スペイン語入門Ⅳ	2	2－0	2～4	後 期	スペイン語入門Ⅲの続き。	原則としてスペイン語入門Ⅲを履修していること。

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【基幹領域：外国語科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
外405	スペイン語会話入門Ⅰ	2	2-0	2～4	前期	聴き、話すという面からのスペイン語運用能力の拡充を目指すクラス。	原則としてスペイン語入門Ⅰ、ⅡまたはインテンシブスペインⅠを履修していること。
外406	スペイン語会話入門Ⅱ	2	2-0	2～4	後期	スペイン語会話入門Ⅰの続き。	原則としてスペイン語会話入門Ⅰを履修していること。
外407	インテンシブスペイン語Ⅰ	4	4-0	1～4	前期	スペイン語の言語運用能力を習得するための初級クラス。読み、書き、聴き話すための基礎を学ぶ。	
外408	インテンシブスペイン語Ⅱ	4	4-0	1～4	後期	インテンシブスペイン語Ⅰの続き。	原則としてインテンシブスペイン語Ⅰ、またはスペイン語入門Ⅱを履修していること。
外409	インテンシブスペイン語Ⅲ	2	2-0	2～4	前期	より高度な言語運用能力を養成するための中級クラス。	原則としてインテンシブスペイン語Ⅱ、またはスペイン語入門Ⅳを履修していること。
外410	インテンシブスペイン語Ⅳ	2	2-0	2～4	後期	インテンシブスペイン語Ⅲの続き。	原則としてインテンシブスペイン語Ⅲを履修していること。
外411	スペイン語圏文化入門	2	2-0	2～4	前又は後	スペインやスペイン語圏の文化を言語学習の視点から概観する。	原則としてスペイン語入門Ⅰ、Ⅱ、またはインテンシブスペイン語Ⅰを履修していること。
外501	中国語基礎Ⅰ	4	0-4	1～4	前期	はじめて中国語を学ぶ者のための入門クラス。正確に発音し、聞き、話し、読み、書く技能の基礎的で総合的な訓練を行う。 1) 基礎文法の理解、 2) 簡単な日常会話の修得、 3) 基礎的な読解力の養成、 4) 社会／文化の理解を学習目標とする。	
外502	中国語基礎Ⅱ	4	0-4	1～4	後期	中国語基礎Ⅰの続き。	中国語基礎Ⅰを既に履修していること。
外503	中国語中級	4	0-4	2～4	前期	中国語基礎Ⅰ、Ⅱで修めた知識を基に、語彙を拡充し、基本構文についての理解を深め、総合的なコミュニケーション能力の基礎を養成する。	中国語基礎Ⅱを既に履修していること。
外504	中国語講読	2	2-0	2～4	後期	易しい読み物を教材とし、読解力を養成する。	中国語基礎Ⅰ、Ⅱを既に履修していること。中国語中級を履修していることが望ましい。
外505	中国語演習	2	2-0	2～4	後期	会話・スピーチ・作文等の実用的コミュニケーション能力の訓練を行う。	中国語基礎Ⅰ、Ⅱを既に履修していること。中国語中級を履修していることが望ましい。
外506	中国語上級	2	2-0	3～4	前期	種々の教材を講読し、内容を全体的に把握することに重点を置いて、読解力を養成する。	中国語講読又は中国語演習を履修済であること。

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【基幹領域：外国語科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
外507	中国語特演	2	2-0	3～4	後期	語学演習をゼミナール形式によって行う。	
外508	中国語会話	2	2-0	2～4	前又は後	各種視聴覚教材を活用しながら、聞き取り訓練及び口頭による基礎的表現能力の訓練を行う。	中国語基礎Ⅰ、Ⅱを既に履修していること。
外509	時事中国語	2	2-0	2～4	前又は後	特定のテーマ(アクチュアルな社会及び文化現象等)にそって、様々な資料を活用しながらその国の風俗・習慣・歴史・文化に対する理解を深める。	中国語基礎Ⅰ、Ⅱを既に履修していること。
外510	中国語作文	2	2-0	3～4	前又は後	中国語の作文を学び、併せて手紙、ビジネスレター、Eメールなどの作法を学ぶ。	中国語基礎Ⅰ、Ⅱを既に履修していること。
外511	実践中国語	2	2-0	3～4	前期	中国社会における様々な状況を想定し、実践的な中国語の表現力・会話を身につける。また、中国語圏での留学経験者に対しても、当科目を履修することで、より一層のレベルアップを図る。	外国語科目「中国語」関連科目(中国語学コース)を既に8単位以上履修していることを履修条件とする。
外601	朝鮮語基礎Ⅰ	4	0-4	1～4	前期	はじめて朝鮮語を学ぶ者のための入門クラス。正確に発音し、聞き、話し読み、書く技能の基礎的で総合的な訓練を行う。 1)基礎文法の理解、 2)簡単な日常会話の修得、 3)基礎的な読解力の養成、 4)社会／文化の理解を学習目標とする。	
外602	朝鮮語基礎Ⅱ	4	0-4	1～4	後期	朝鮮語基礎Ⅰの続き。	朝鮮語基礎Ⅰを既に履修していること。
外603	朝鮮語中級	4	0-4	2～4	前期	朝鮮語基礎Ⅰ、Ⅱで修めた知識を基に語彙を拡充し基本構文についての理解を深める総合的なコミュニケーション能力基礎を養成する。	朝鮮語基礎Ⅰ、Ⅱを既に履修していること。
外604	朝鮮語講読	2	2-0	2～4	後期	朝鮮語中級の続き、易しい読み物を教材とし読解力を養成する。	
外605	朝鮮語演習	2	2-0	2～4	後期	朝鮮語中級の続き・会話・スピーチ・作文等の実用的コミュニケーション能力の訓練を行う。	
外701	インドネシア語基礎Ⅰ	4	0-4	1～4	前期	はじめてインドネシア語を学ぶ者のための入門クラス。正確に発音し、聞き、話し、読み、書く技能の基礎的で総合的な訓練を行う。 1)基礎文法の理解、 2)簡単な日常会話の修得、 3)基礎的な読解力の養成、 4)社会／文化の理解を学習目標とする。	
外702	インドネシア語基礎Ⅱ	4	0-4	1～4	後期	インドネシア語基礎Ⅰの続き。	インドネシア語基礎Ⅰを既に履修していること。

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【基幹領域：外国語科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
外711	タイ語基礎Ⅰ	4	0-4	1-4	前期	はじめてタイ語を学ぶ者のための入門クラス。正確に発音し、聞き、話し、読み、書く技能の基礎的で総合的な訓練を行う。 1)基礎文法の理解、 2)簡単な日常会話の修得、 3)基礎的な読解力の養成、 4)社会／文化の理解を学習目標とする。	
外712	タイ語基礎Ⅱ	4	0-4	1-4	後期	タイ語基礎Ⅰの続き。	タイ語基礎Ⅰを既に履修していること。
外721	ヴェトナム語基礎Ⅰ	4	0-4	1-4	前期	沖縄でヴェトナム語を学ぶ意味と意義を模索する。 言葉に裏打ちされた歴史・文化・風俗習慣へ関心の幅を広げる。 受講生の眼が自分の外の世界に向かい、人生がアジアで拓かれ、行動と思索が国境を越えることを目指す。	
外722	ヴェトナム語基礎Ⅱ	4	0-4	1-4	後期	ヴェトナム語基礎Ⅰの続き。	ヴェトナム語基礎Ⅰを既に履修していること。
外723	ヴェトナム語中級	4	0-4	2-4	前期	ヴェトナム語基礎Ⅰ、Ⅱで修めた知識を基に語彙を拡充し、基本構文についての理解を深め、総合的なコミュニケーション能力の基礎を養成する。	ヴェトナム語基礎Ⅱを既に履修していること。
外731	ラテン語入門Ⅰ	2	2-0	1-4	前期	ラテン語とはどのような言葉か。ヨーロッパの文化的伝統を支えてきた教養古典語に親しむための入門クラス。	
外732	ラテン語入門Ⅱ	2	2-0	1-4	後期	ラテン語入門Ⅰの続き。	原則としてラテン語入門Ⅰを履修していること。
外741	ギリシャ語入門Ⅰ	2	2-0	1-4	前期	ギリシャ語とはどのような言葉か。ヨーロッパの文化的伝統を支えてきた教養古典語に親しむための入門クラス。	
外742	ギリシャ語入門Ⅱ	2	2-0	1-4	後期	ギリシャ語入門Ⅰの続き。	原則としてギリシャ語入門Ⅰを履修していること。
外751	ロシア語入門Ⅰ	2	2-0	1-4	前期	ロシア語とはどのような言葉か。アルファベット、発音の基本、日常の会話表現などを学びながら、ロシア語に親しむ。	
外752	ロシア語入門Ⅱ	2	2-0	1-4	後期	ロシア語入門Ⅰの続き。	原則としてロシア語入門Ⅰを履修していること。
外761	サンスクリット語入門Ⅰ	2	2-0	1-4	前期	サンスクリット語の基本的な文法事項のうち、名詞および形容詞の変化を中心に学習する。	
外762	サンスクリット語入門Ⅱ	2	2-0	1-4	後期	サンスクリット語の基本的な文法事項のうち、動詞の変化を中心学習する。授業終了段階で、辞典と文法書を参照しながら簡単な文章が読める程度の能力を身につけることを目標とする。	サンスクリット語入門Ⅰを履修していること。

(別 表 2)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【基幹領域：外国語科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
外771	ブラジル・ポルトガル語入門Ⅰ	2	2－0	1～4	前 期	ポルトガル語の挨拶表現から基礎的な文法までを学習する。教師は学習項目をわかりやすく導入し、教師⇄学習者、学習者⇄学習者でオーラルドリルを行い、最後にロールプレイなどを通して学習者同士で会話の練習を行う。クラスで常に会話の練習を行うことによって同時に理解能力と伝達能力をつける。また、既習の文型を使って短文を書いたり、読んだりする能力もつける。更に、ブラジル文化を紹介しながら学習者の学ぶ意欲を育む。	
外772	ブラジル・ポルトガル語入門Ⅱ	2	2－0	1～4	後 期	ブラジル・ポルトガル語入門Ⅰの続き。	原則としてブラジル・ポルトガル語入門Ⅰを履修していること。

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【専門基礎科目：先修科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
先03	線形代数学Ⅰ	2	2-0	1~4	前期	行列・行列式・連立一次方程式等を詳細に講義する。	
先04	線形代数学Ⅱ	2	2-0	1~4	後期	ベクトル空間、一次変換、固有値等を講義する。	線形代数学Ⅰを履修していることが望ましい。
先05	線形代数学演習Ⅰ	2	0-2	1	前期	線形代数学Ⅰの問題解法。	理学部・数理科
先06	線形代数学演習Ⅱ	2	0-2	1	後期	線形代数学Ⅱの問題解法。	理学部・数理科
先07	統計学	2	2-0	1	前期	資料の整理、確率分布、推定・検定等について概説する。	医学科用
先08	統計学Ⅰ	2	2-0	1~4	前期	確率、資料の整理、2項分布、正規分布、 χ^2 -分布等。	
先09	統計学Ⅱ	2	2-0	1~4	後期	推定・検定・分散分析等。	統計学Ⅰを履修していることが望ましい。
先11	微分積分学ST（スタンダードコース）Ⅰ	2	2-0	1	前期	数学系以外の学生を対象とし、具体問題の計算能力と微分積分学の応用の側面を重視して講義を行う。講義内容は極限、1変数関数の微分法と積分法である。	
先12	微分積分学ST（スタンダードコース）Ⅱ	2	2-0	1	後期	数学系以外の学生を対象とし、具体問題の計算能力と微分積分学の応用の側面を重視して講義を行う。講義内容は、2変数関数の偏微分法と重積分である。	微分積分学STⅠを履修していることが望ましい。
先13	微分積分学AD（アドバンスコース）Ⅰ	2	2-0	1	前期	数学系学生を念頭に、微分積分学の理論的側面を強調して講義を行う。講義内容は実数論、 $\varepsilon-\delta$ 論法による極限、1変数関数の微分法と積分法である。	
先14	微分積分学AD（アドバンスコース）Ⅱ	2	2-0	1	後期	数学系学生を念頭に、微分積分学の理論的側面を強調して講義を行う。講義内容は $\varepsilon-\delta$ 論法による級数、2変数関数の偏微分法と重積分である。	微分積分学ADⅠを履修していることが望ましい。
先21	地学実験	1	0-3	1	前・後	理科系学生を対象とする地学・気象学の基礎的実験。	
先23	地球科学Ⅰ	2	2-0	1~2	前期	おもに固体地球科学分野の基礎的な講義で、地球の構造、プレートテクトニクス、地震と火山、鉱物と岩石、火成・変成作用などを含む。	
先24	地球科学Ⅱ	2	2-0	1~2	後期	地球の水圏、大気圏に関する科学の概説。理系学生を対象とし、ある程度数式を用いた講義内容。	
先31	物理学Ⅰ	2	2-0	1~4	前期	高等学校で物理学を履修した理科系学生を対象とし、物理学の基礎的な内容を理解させる。講義は、主として力学を中心として行う。	

(別表 2)

共通教育等授業科目講義内容

【専門基礎科目：先修科目】

科目 番号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
先 3 2	物理学Ⅱ	2	2－0	1～4	後 期	高等学校で物理学を履修した理科系学生を対象とし、物理学の基礎的な内容を理解させる。講義は、主として電磁気学を中心として行う。	物理学Ⅰに引き続き講義を行うので、物理学Ⅰを履修していることが望ましい。
先 3 3	物理学実験	1	0－3	1～4	前 ・ 後	理科系学生を対象とし、個々の実験を通して物理学の基礎的な内容を理解させる。	
先 4 1	化学Ⅰ	2	2－0	1～4	前 ・ 後	高等学校で化学Ⅰと化学Ⅱ（あるいは化学基礎と化学）を履修した理科系学生を対象とし高等学校では履修していない化学に関する基礎事項を概説する。	
先 4 2	化学Ⅱ	2	2－0	1～4	前 ・ 後	高等学校で化学Ⅰと化学Ⅱ（あるいは化学基礎と化学）を履修した理科系学生を対象とし「化学Ⅰ」に引き続き高等学校では履修していない化学に関する基礎事項を概説する。	化学Ⅰに引き続き講義を行うので、化学Ⅰを履修していることが望ましい。
先 4 3	化学実験	1	0－3	1～4	前 ・ 後	無機・分析化学、物理化学、有機化学に関する基礎的あるいは教育的と思われる実験を行う。実験のテーマのいくつかは高校の授業で既になじみ深いものであり、それ以外のテーマも化学について高度の知識を必要とするものはない。	
先 5 1	生物学Ⅰ	2	2－0	1～2	前 ・ 後	生物について、主としてマクロの生命現象の理解、生物と生物の生活の関わり、環境と生物の関わりに重点をおき、理解を深めさせる。	
先 5 2	生物学Ⅱ	2	2－0	1～2	前 ・ 後	生物について、主としてミクロの生命現象に関わる諸現象を理解させる。	
先 5 3	生物学実験	1	0－3	1～2	前 ・ 後	生物に関する基礎的な実験・観察。	
先 6 1	図 学	2	0－2	1～4	前 期	立体を二次元に投影する図法についての理解と演習。	

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【専門基礎科目：転換科目】

科目 番号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
転03	微分積分学入門Ⅰ	2	2-0	1	前・後	弧度法、三角関数、逆三角関数、指数関数、対数関数について詳しい丁寧な説明を行い、続いて1変数の微分法およびその応用について講義する。高校で「数学Ⅲ」を履修してきていない学生を対象にした講義である。	
転04	微分積分学入門Ⅱ	2	2-0	1	後 期	微分積分学入門Ⅰの続き。1変数の微分法とその応用について講義する。なお、時間があれば、2変数関数の2階までの偏微分の計算、合成関係の偏微分および重積分の基本にも触れる。高校で「数学Ⅲ」を履修してきていない学生を対象とした講義である。	
転11	物理学入門Ⅰ	2	2-0	1～2	前 期	高等学校で物理学を履修していない、あるいは物理Ⅰ（物理基礎）のみを履修している理科系学生を対象とし、初歩から始めて物理学の基礎的な内容を理解させる。講義は、数学の基礎についても留意しながら、主として力学を中心として行う。	
転12	物理学入門Ⅱ	2	2-0	1～2	後 期	高等学校で物理学を履修していない、あるいは物理Ⅰ（物理基礎）のみを履修している理科系学生を対象とし、初歩から始めて物理学の基礎的な内容を理解させる。講義は、数学の基礎についても留意しながら、主として電磁気学を中心として行う。	物理学入門Ⅰに引き続き講義を行うので、物理学入門Ⅰを履修していることが望ましい。
転23	化学入門Ⅰ	2	2-0	1～2	前・後	高等学校で化学を履修していない、あるいは化学Ⅰ（化学基礎）のみを履修している理科系学生を対象とし、初歩から始めて化学の基礎的な内容を概説する。	
転24	化学入門Ⅱ	2	2-0	1～2	前・後	高等学校で化学を履修していない、あるいは化学Ⅰ（化学基礎）のみを履修している理科系学生を対象とし、「化学入門Ⅰ」に引き続き化学の基礎的な内容を理解させる。	化学入門Ⅰに引き続き講義を行うので、化学入門Ⅰを履修していることが望ましい。

(別表2)

共通教育等授業科目講義内容

【日本語・日本事情科目】

科目番号	授業科目	単位	週時間	受講年次	学期	講義内容	備考
日001	Basic Japanese I	5	0－10		後期	初級/聴解、読み書き、会話を含む総合学習 (主に日常会話を習得することを目標としたコース)	外国人留学生対象
日002	Basic Japanese II	3	0－6		前期	初級/聴解、読み書き、会話を含む総合学習 (主に日常会話を習得することを目標としたコース)	外国人留学生対象
日003	日本語A	8	0－16		前及び後	初級/聴解、会話を含む総合学習 (1学期で初級の教科書を終えるペースで集中的に学ぶコース)	外国人留学生対象
日004	日本語B1	2	0－4		前及び後	中級前半/四技能を総合的に学ぶ	外国人留学生対象
日101	文法A	1	0－2		前及び後	初級/文法	外国人留学生対象
日102	文法B1	1	0－2		前及び後	中級前半/文法	外国人留学生対象
日103	文法B2S	2	0－2		前期	中級中盤/文法	外国人留学生対象
日104	文法B2F	2	0－2		後期	中級中盤/文法	外国人留学生対象
日105	文法C1S	2	0－2		前期	中級後半/文法	外国人留学生対象
日106	文法C1F	2	0－2		後期	中級後半/文法	外国人留学生対象
日107	文法C2S	2	0－2		前期	上級前半/文法	外国人留学生対象
日108	文法C2F	2	0－2		後期	上級前半/文法	外国人留学生対象
日201	読解A	1	0－2		前及び後	初級/読み・書き	外国人留学生対象
日202	読解B1	1	0－2		前及び後	中級前半/読解	外国人留学生対象
日203	読解B2S	2	0－2		前期	中級中盤/読解	外国人留学生対象
日204	読解B2F	2	0－2		後期	中級中盤/読解	外国人留学生対象
日205	読解C1S	2	0－2		前期	中級後半/読解	外国人留学生対象
日206	読解C1F	2	0－2		後期	中級後半/読解	外国人留学生対象
日207	読解C2S	2	0－2		前期	上級前半/読解	外国人留学生対象
日208	読解C2F	2	0－2		後期	上級前半/読解	外国人留学生対象
日211	日本文学作品鑑賞Ⅰ	2	0－2		前期	超級/日本の文学作品の鑑賞	外国人留学生対象
日212	日本文学作品鑑賞Ⅱ	2	0－2		前期	超級/日本の文学作品の鑑賞	外国人留学生対象
日303	聴解B2S	2	0－2		前期	中級中盤/聴解	外国人留学生対象
日304	聴解B2F	2	0－2		後期	中級中盤/聴解	外国人留学生対象
日305	聴解C1S	2	0－2		前期	中級後半/聴解	外国人留学生対象
日306	聴解C1F	2	0－2		後期	中級後半/聴解	外国人留学生対象
日307	聴解C2S	2	0－2		前期	上級前半/聴解	外国人留学生対象
日308	聴解C2F	2	0－2		後期	上級前半/聴解	外国人留学生対象
日402	作文B1	1	0－2		前及び後	中級前半/作文	外国人留学生対象
日405	アカデミック日本語C1S	2	0－2		前期	中級後半/研究活動のための日本語	外国人留学生対象
日406	アカデミック日本語C1F	2	0－2		後期	中級後半/研究活動のための日本語	外国人留学生対象

(別 表 2)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【日本語・日本事情科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
日407	アカデミック日本語C2S	2	0－2		前 期	上級前半/研究活動のための日本語	外国人留学生対象
日408	アカデミック日本語C2F	2	0－2		後 期	上級前半/研究活動のための日本語	外国人留学生対象
日501	会話A	1	0－2		前及び後	初級/会話	外国人留学生対象
日502	会話B1	1	0－2		前及び後	中級前半/会話	外国人留学生対象
日503	会話B2S	2	0－2		前 期	中級中盤/会話	外国人留学生対象
日504	会話B2F	2	0－2		後 期	中級中盤/会話	外国人留学生対象
日505	会話C1S	2	0－2		前 期	中級後半/会話	外国人留学生対象
日506	会話C1F	2	0－2		後 期	中級後半/会話	外国人留学生対象
日507	会話C2S	2	0－2		前 期	上級前半/会話	外国人留学生対象
日508	会話C2F	2	0－2		後 期	上級前半/会話	外国人留学生対象
日601	漢字A	2	0－4		前及び後	初級/表記（ひらがな、カタカナ、漢字）	外国人留学生対象
日602	漢字B1	2	0－4		前及び後	中級前半/漢字・語彙	外国人留学生対象
日603	漢字B2S	1	0－2		前 期	中級中盤/漢字・語彙	外国人留学生対象
日604	漢字B2F	1	0－2		後 期	中級中盤/漢字・語彙	外国人留学生対象
日701	口頭表現C1S	2	0－2		前 期	中級後半/討論、発表	外国人留学生対象
日702	口頭表現C1F	2	0－2		後 期	中級後半/討論、発表	外国人留学生対象
日703	口頭表現C2S	2	0－2		前 期	上級前半/討論、発表	外国人留学生対象
日704	口頭表現C2F	2	0－2		後 期	上級前半/討論、発表	外国人留学生対象
日801	Japanese Business Manner	2	0－2		後 期	英語による授業/ビジネス、就職のための日本語	外国人留学生対象
日802	ビジネス日本語入門	2	0－2		前 期	中級前半/日本での就職のための日本語	外国人留学生対象
日803	ビジネス日本語Ⅰ	2	0－2		前及び後	中級中盤/日本での就職のための日本語	外国人留学生対象
日804	ビジネス日本語Ⅱ	2	0－2		前及び後	中級後半/日本での就職のための日本語	外国人留学生対象
日915	沖縄の文化Ⅰ	2	2－0		前 期	中級・上級/沖縄の文化と社会	外国人留学生対象
日916	沖縄の文化Ⅱ	2	2－0		後 期	中級・上級/沖縄の文化と社会	外国人留学生対象
日925	沖縄の歴史Ⅰ	2	2－0		前 期	中級以上/沖縄の歴史	外国人留学生対象
日926	沖縄の歴史Ⅱ	2	2－0		後 期	中級以上/沖縄の歴史	外国人留学生対象
日931	Okinawan CultureⅠ	2	2－0		後 期	英語による授業/沖縄の文化と社会	外国人留学生対象
日932	Okinawan CultureⅡ	2	2－0		前 期	英語による授業/沖縄の文化と社会	外国人留学生対象
日941	Okinawan HistoryⅠ	2	2－0		後 期	英語による授業/沖縄の歴史	外国人留学生対象
日942	Okinawan HistoryⅡ	2	2－0		前 期	英語による授業/沖縄の歴史	外国人留学生対象
日955	日本の文化Ⅰ	2	2－0		前 期	中級以上/日本の文化と社会	外国人留学生対象
日956	日本の文化Ⅱ	2	2－0		後 期	中級以上/日本の文化と社会	外国人留学生対象
日965	日本の歴史Ⅰ	2	2－0		前 期	中級以上/日本の歴史	外国人留学生対象

(別 表 2)

共 通 教 育 等 授 業 科 目 講 義 内 容

【日本語・日本事情科目】

科 目 番 号	授 業 科 目	単 位	週時間	受 講 年 次	学 期	講 義 内 容	備 考
日966	日本の歴史Ⅱ	2	2－0		後 期	中級以上/日本の歴史	外国人留学生対象
日971	Japanese Culture I	2	2－0		後 期	英語による授業/日本の文化と社会	外国人留学生対象
日972	Japanese Culture II	2	2－0		前 期	英語による授業/日本の文化と社会	外国人留学生対象
日981	Japanese History I	2	2－0		後 期	英語による授業/日本の歴史	外国人留学生対象
日982	Japanese History II	2	2－0		前 期	英語による授業/日本の歴史	外国人留学生対象

(別表3)

各学部学科等別共通教育等履修基準表

学部	学科 課程等	昼間 主 夜間 主 の別	入学 定員	専攻 専修 コース 系	共通教育									専門基礎教育	備 考	合計 (単位)
					教養領域				総合領域			基幹領域		専門基礎		
					健康 運動	人文	社会	自然	総合	琉大特色・ 地域創生	キャリア 関係	情報 関係	外国語			
人文社会学部	国際法政学科		80	法学 プログラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上					12 単位以上	卒業要件の単位には 含まない	34 単位以上	
					指定科目 なし	20単位以上 平和共生・沖縄理解科目群（別表に記載）から6単位以上						○第一外国語は8単位以上 ○第二外国語4単位以上				
				政治・国際 関係学プロ グラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上					12 単位以上	卒業要件の単位には含 めない		
					指定科目 なし	32単位以上 平和共生・沖縄理解科目群（別表に記載）から6単位以上						○第一外国語は8単位以上 ○第二外国語4単位以上				
	人間社会学科		80	哲学・教育 学プロ グラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上				2 単位以上	12 単位以上	卒業要件の単位には 含まない	36 単位以上	
					指定科目 なし	22単位以上 平和共生・沖縄理解科目群（別表に記載）から6単位以上						○第一外国語は8単位以上 ○第二外国語4単位以上				
				心理学 プログラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上				2 単位以上	12 単位以上	卒業要件の単位には 含まない		
					指定科目 なし	22単位以上 平和共生・沖縄理解科目群（別表に記載）から6単位以上						○第一外国語は8単位以上 ○第二外国語4単位以上				
				社会学 プログラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上				2 単位以上	12 単位以上	卒業要件の単位には 含まない		
					指定科目 なし	22単位以上 平和共生・沖縄理解科目群（別表に記載）から6単位以上						○第一外国語は8単位以上 ○第二外国語4単位以上				
	琉球アジア文化学科		40	歴史・民族 学プロ グラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上				2 単位以上	16 単位以上	卒業要件の単位には 含まない	36 単位以上	
					指定科目 なし	18単位以上 平和共生・沖縄理解科目群（別表に記載）から6単位以上						○第一外国語は8単位以上 ○第二外国語8単位以上				
言語学 プログラム				2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上				2 単位以上	16 単位以上	卒業要件の単位には 含まない			
				指定科目 なし	18単位以上 平和共生・沖縄理解科目群（別表に記載）から6単位以上						○第一外国語は8単位以上 ○第二外国語8単位以上					
				文学 プログラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上				2 単位以上	16 単位以上	卒業要件の単位には 含まない	36 単位以上	
				指定科目 なし	18単位以上 平和共生・沖縄理解科目群（別表に記載）から6単位以上						○第一外国語は8単位以上 ○第二外国語8単位以上					
計			200													

別表

平和共生・沖縄理解科目群 指定科目一覧

科目番号	科目名
社06	戦争と平和の諸問題
人06	西洋思想と日本・中国の思想
人09	環境の哲学
人19	人間と宗教
人42	東洋の歴史と文化
人43	西洋の歴史と文化
人44	日本の歴史と文化
人47	宗教と世界
人67	比較思想文化論
総12	環境の保全
総14	環境問題
総47	総合環境学概論
総62	環境と文学
総64	女性と社会
総85	現代の国際関係
琉01	平和論
琉02	核の科学
琉05	沖縄の基地と戦跡Ⅰ

科目番号	科目名
琉06	沖縄の基地と戦跡Ⅱ
琉14	琉球の文学
琉22	琉球の自然
琉23	琉球の自然保護
琉24	沖縄のサンゴ礁
琉25	琉球弧の自然誌
琉26	琉球の地理
琉41-2	琉球アジア研究入門
琉46	沖縄の政治と社会
琉48	うちなーぐちあしび
琉50	沖縄の学力と教育
琉51	琉球語入門Ⅰ
琉52	琉球語入門Ⅱ
琉54	沖縄の歴史入門
琉55	琉球学入門
琉56	琉球の自然と人
琉71	現代沖縄地域論

各学部学科等別共通教育等履修基準表

学部	学科 課程等	専攻 主 夜間主 の別	入学 定員	専攻 専修 コース 系	共通教育								専門基礎教育	備 考	合計 (単位)
					教養領域				総合領域			基幹領域			
					健康 運動	人文	社会	自然	総合	琉大特色・ 地域創生	キャリア 関係	情報 関係	外国語		
国際地域創造学部	国際地域創造学科	専攻主コース	265	観光地域デザインプログラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上		4 単位以上		12 単位以上	卒業要件の単位には 含まない	30 単位以上	
					指定科目 なし	指定科目なし						○第一外国語は英語 とし、8単位以上 ○第二外国語4単位 以上			
						16単位以上 ※上記の単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、 キャリア関係、情報関係の中から合計16単位以上									
					経営プログラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上		4 単位以上		12 単位以上	卒業要件の単位には 含まない	30 単位以上
						指定科目 なし	指定科目なし						○第一外国語は英語 とし、8単位以上 ○第二外国語4単位 以上		
							16単位以上 ※上記の単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、 キャリア関係、情報関係の中から合計16単位以上								
					経済学プログラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上		4 単位以上		12 単位以上	卒業要件の単位には 含まない	30 単位以上
						指定科目 なし	指定科目なし						○第一外国語は8単位 以上 ○第二外国語4単位 以上		
							16単位以上 ※上記の単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、 キャリア関係、情報関係の中から合計16単位以上								
					国際言語文化プログラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上		4 単位以上		16 単位以上	卒業要件の単位には 含まない	30 単位以上
指定科目 なし	指定科目なし						第一外国語： ○第一外国語が、英語の場合は「大学英語」「英語購読演習中級」を含むこと ○第一外国語が、ドイツ語、フランス語、スペイン語を選択した場合はそれぞれ「インテンシブドイツ語Ⅰ・Ⅱ」、「インテンシブフランス語Ⅰ・Ⅱ」「インテンシブスペイン語Ⅰ・Ⅱ」のいずれか8単位 第二外国語： ○第一外国語が英語の場合、第二外国語は「インテンシブドイツ語Ⅰ・Ⅱ」、「インテンシブフランス語Ⅰ・Ⅱ」、「インテンシブスペイン語Ⅰ・Ⅱ」、「中国語基礎Ⅰ・Ⅱ」のうちから1つの言語を選択する。 ○第一外国語が英語以外の言語で、第二外国語で英語を選択する場合、「大学英語」「英語購読演習中級」を含み8単位、あるいは第一外国語で選択した言語以外の同一言語から8単位								
	12単位以上 ※上記の単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、 キャリア関係、情報関係の中から合計12単位以上														
地域文化科学プログラム	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上		4 単位以上		12 単位以上	卒業要件の単位には 含まない	30 単位以上					
	指定科目 なし	指定科目なし						○第一外国語は8単位以上 ○第二外国語4単位以上							
		16単位以上 ※上記の単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、 キャリア関係、情報関係の中から合計16単位以上													

(別表3)

各学部学科等別共通教育等履修基準表

学部	学科課程等	屋間主 夜間主 の別	入学定員	専攻 専修 コース 系	共通教育								専門基礎教育		備 考	合計 (単位)
					教養領域				総合領域			基幹領域		専門基礎		
					健康 運動	人文	社会	自然	総合	琉大特色・ 地域創生	キャリア ア関係	情報 関係	外国語			
教育学部	学校教育教員養成課程		140	教育実践学専修	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上			2 単位以上	6単位又は8単位以上	○英語のみの場合は「大学英語」 4単位を含む6単位 ○英語以外の一つの外国語を履修 する場合は6単位 ○2つの外国語の場合は各々4単位 の計8単位		20 単位以上
					指定科目 なし	心の科学 又は人間 関係論	憲法概論	指定科目なし				情報科学 演習				
					14単位以上											
				子ども教育開発専修	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上			2 単位以上	6単位又は8単位以上	○英語のみの場合は「大学英語」 4単位を含む6単位 ○英語以外の一つの外国語を履修 する場合は6単位 ○2つの外国語の場合は各々4単位 の計8単位		20 単位以上
					指定科目 なし	心の科学 又は人間 関係論	憲法概論	指定科目なし				情報科学 演習				
					14単位以上											
				国語教育専修	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上			2 単位以上	6単位又は8単位以上	○英語のみの場合は「大学英語」 4単位を含む6単位 ○英語以外の一つの外国語を履修 する場合は6単位 ○2つの外国語の場合は各々4単位 の計8単位		20 単位以上
					指定科目 なし	心の科学 又は人間 関係論	憲法概論	指定科目なし				情報科学 演習				
					14単位以上											
				社会科教育専修	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上			2 単位以上	6単位又は8単位以上	○英語のみの場合は「大学英語」 4単位を含む6単位 ○英語以外の一つの外国語を履修 する場合は6単位 ○2つの外国語の場合は各々4単位 の計8単位		20 単位以上
					指定科目なし		憲法概論	指定科目なし				情報科学 演習				
					14単位以上											
数学教育専修	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上			2 単位以上	6単位又は8単位以上	4単位	○線形代数学Ⅰ ○線形代数学Ⅱ		22 単位以上			
	指定科目なし		憲法概論	指定科目なし				情報科学 演習								
	14単位以上 (※専門基礎科目の履修単位のうち2単位までを含む。)															
理科教育専修	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	4 単位以上			2 単位以上	2 単位以上	6単位又は8単位以上	○英語のみの場合は「大学英語」 4単位を含む6単位 ○英語以外の一つの外国語を履修 する場合は6単位 ○2つの外国語の場合は各々4単位 の計8単位		20 単位以上				
	指定科目 なし	指定科目 なし	憲法概論	指定科目なし				情報科学 演習								
				上記単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、 キャリア関係から合計10単位以上												
14単位以上																
音楽教育専修	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上			2 単位以上	6単位又は8単位以上	○英語のみの場合は「大学英語」 4単位を含む6単位 ○英語以外の一つの外国語を履修 する場合は6単位 ○2つの外国語の場合は各々4単位 の計8単位		20 単位以上				
	指定科目なし		憲法概論	指定科目なし				情報科学 演習								
	14単位以上															
美術教育専修	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上				2 単位以上	6単位又は8単位以上	○英語のみの場合は「大学英語」 4単位を含む6単位 ○英語以外の一つの外国語を履修 する場合は6単位 ○英語以外の一つの外国語を履修 する場合は6単位 ○2つの外国語の場合は各々4単位 の計8単位	○美術関係科目 は、共通教育科目としては、2単位 までしか最低履修単位と認め ない。	20 単位以上				
	指定科目 なし	指定科目 なし	憲法概論	指定科目なし				情報科学 演習								
				上記単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、 キャリア関係から合計10単位以上												
14単位以上																
保健体育専修	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上			2 単位以上	6単位又は8単位以上	○英語のみの場合は「大学英語」 4単位を含む6単位 ○英語以外の一つの外国語を履修 する場合は6単位 ○2つの外国語の場合は各々4単位 の計8単位		20 単位以上				
	指定科目なし		憲法概論	指定科目なし				情報科学 演習								
	14単位以上															

各学部学科等別共通教育等履修基準表

計	200	
---	-----	--

(別表3)

各学部学科等別共通教育等履修基準表

学部	学科 課程等	昼間 主 夜間 主 の別	入学 定員	専攻 専修 コース 系	共通教育								専門基礎教育	備 考	合計 (単位)		
					教養領域				総合領域			基幹領域					
					健康 運動	人文	社会	自然	総合	琉大特色・ 地域創生	キャリア 関係	情報 関係	外国語			専門基礎	
工学部	工学科		350	機械工学コース	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	指定単位 なし	2 単位以上			2 単位以上	12 単位以上	11 単位以上	(注1) 微分積分学入門Ⅰ・Ⅱ、物理学入門Ⅰ・Ⅱの履修に際しては、指導教員の指導を受けること。 (注2) 情報科学演習は卒業要件の単位に含めない。	41 単位以上	
				指定科目 なし	指定科目なし						○日本語 表現法入門	○「大学英語」を含む英語8単位以上及び英語以外の一つの外国語4単位以上 又は ○「大学英語」を含む英語12単位以上	○微分積分学STⅠ・Ⅱ (又は同入門Ⅰ・Ⅱ) ○物理学Ⅰ・Ⅱ (又は同入門Ⅰ・Ⅱ) ○物理学実験 ○化学入門Ⅰ				
				14単位以上													
				上記の指定単位を含め、合計14単位以上(ただし、人文、社会、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係で合計12単位以上)													
				エネルギー・環境工学コース	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	指定単位 なし	2 単位以上			2 単位以上	12 単位以上	14 単位以上	(注1) 微分積分学入門Ⅰ・Ⅱ、物理学入門Ⅰ・Ⅱの履修に際しては、指導教員の指導を受けること。 (注2) 情報科学演習は卒業要件の単位に含めない。	44 単位以上	
				指定科目 なし	指定科目なし						○日本語 表現法入門	○「大学英語」を含む英語8単位以上及び英語以外の一つの外国語4単位以上 又は ○「大学英語」を含む英語12単位以上	○微分積分学STⅠ・Ⅱ (又は同入門Ⅰ・Ⅱ) ○物理学Ⅰ・Ⅱ (又は同入門Ⅰ・Ⅱ) ○物理学実験 ○化学入門Ⅰ・Ⅱ ○化学実験				
				14単位以上													
				上記の指定単位を含め、合計14単位以上(ただし、人文、社会、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係で合計12単位以上)													
電気システム工学コース	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	指定単位 なし	2 単位以上			2 単位以上	12 単位以上	10 単位以上	(注) 情報科学演習は卒業要件の単位に含めない。	40 単位以上					
指定科目 なし	指定科目なし						○日本語 表現法入門	○「大学英語」、「英語講読演習中級」、「英語プレゼンテーション演習中級」を含む英語8単位以上及び英語以外の一つの外国語4単位以上 又は ○「大学英語」、「英語講読演習中級」、「英語プレゼンテーション演習中級」を含む英語12単位以上	○微分積分学STⅠ・Ⅱ ○物理学Ⅰ ○物理学実験 ○化学入門Ⅰ ○化学実験								
14単位以上																	
上記の指定単位を含め、合計14単位以上(ただし、人文、社会、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係で合計12単位以上)																	
電子情報通信コース	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	指定単位 なし	2 単位以上			2 単位以上	12 単位以上	10 単位以上	(注) 情報科学演習は卒業要件の単位に含めない。	40 単位以上					
指定科目 なし	指定科目なし						○日本語 表現法入門	○「大学英語」、「英語講読演習中級」、「英語プレゼンテーション演習中級」を含む英語8単位以上及び英語以外の一つの外国語4単位以上 又は ○「大学英語」、「英語講読演習中級」、「英語プレゼンテーション演習中級」を含む英語12単位以上	○微分積分学STⅠ・Ⅱ ○物理学Ⅰ ○物理学実験 ○化学入門Ⅰ ○化学実験								
14単位以上																	
上記の指定単位を含め、合計14単位以上(ただし、人文、社会、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係で合計12単位以上)																	
社会基盤デザインコース	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	指定単位 なし	2 単位以上			2 単位以上	12 単位以上	4 単位以上	(注) 化学入門Ⅰ・Ⅱの履修に際しては、指導教員の指導を受けること。	34 単位以上					
指定科目 なし	指定科目なし						○日本語 表現法入門	○「大学英語」を含む英語8単位以上及び英語以外の一つの外国語4単位以上 又は ○「大学英語」を含む英語12単位以上	○微分積分学STⅠ・Ⅱ ○物理学Ⅰ・Ⅱ (又は同入門Ⅰ・Ⅱ) ○物理学実験 ○化学実験 上記の中から、4単位以上選択								
14単位以上																	
上記の指定単位を含め、合計14単位以上(ただし、人文、社会、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係で合計12単位以上)																	
建築学コース	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	指定単位 なし	2 単位以上			2 単位以上	12 単位以上	8 単位以上	○微分積分学STⅠ・Ⅱ ○物理学Ⅰ ○物理学実験 ○化学実験	38 単位以上					
指定科目 なし	指定科目なし						○日本語 表現法入門	○「大学英語」を含む英語8単位以上及び英語以外の一つの外国語4単位以上 又は ○「大学英語」を含む英語12単位以上									
14単位以上																	
上記の指定単位を含め、合計14単位以上(ただし、人文、社会、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係で合計12単位以上)																	
知能情報コース	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	指定単位 なし	2 単位以上			2単位	12 単位以上	8 単位以上	(注) 微分積分入門Ⅰ・Ⅱ、物理学入門Ⅰ・Ⅱの履修に際しては、指導教員の指導を受けること。	38 単位以上					
指定科目 なし	指定科目なし						○日本語 表現法入門	○「大学英語」、「英語講読演習中級」、「英語プレゼンテーション演習中級」を含む英語8単位以上及び英語以外の一つの外国語4単位以上 又は ○「大学英語」、「英語講読演習中級」、「英語プレゼンテーション演習中級」を含む英語12単位以上	○微分積分学STⅠ・Ⅱ (又は同入門Ⅰ・Ⅱ) ○物理学Ⅰ・Ⅱ (又は同入門Ⅰ・Ⅱ)								
14単位以上																	
上記の指定単位を含め、合計14単位以上(ただし、人文、社会、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係で合計12単位以上)																	
計			350														

各学部学科等別共通教育等履修基準表

学部	学科課程等	昼間主 夜間主 の別	入学定員	専攻 専修 コース 系	共通教育							専門基礎教育		備考	合計 (単位)	
					教養領域				総合領域			基幹領域				専門基礎
					健康 運動	人文	社会	自然	総合	琉大特色・ 地域創生	キャリア 関係	情報 関係	外国語			
亜熱帯地域農学科			35	「健康・ スポーツ 科学」を 含む	4 単位以上	4 単位以上	4 単位以上				2単位	12 単位以上	10単位以上	(注) 専門基礎教育の 転換科目を履修する場 合は、指導教員の指導 を受けること。	44 単位以上	
					指定科目なし						情報科学演習	○英語8単位以上 ○上記以外の一つの 外国語4単位以上	生物系 生物学Ⅰ・Ⅱ、生物学実験 化学系 化学Ⅰ・Ⅱ（または化学入門Ⅰ・Ⅱ）、化学実験 数学系 微分積分学STⅠ・Ⅱ（または微分積分学入門Ⅰ・Ⅱ）、線形代数学Ⅰ・Ⅱ、統計学Ⅰ・Ⅱ 物理系 物理学Ⅰ・Ⅱ（または物理学入門Ⅰ・Ⅱ）、物理学実験 ○上記4系のうち2系を各5単位以上、計10単位以上。			
					16単位以上 ※上記の単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係科目の中から8単位以上選択し合計16単位以上											
亜熱帯農林環境科学科			35	「健康・ スポーツ 科学」を 含む	4 単位以上	4 単位以上	4 単位以上				2単位	12 単位以上	10単位以上	(注) 専門基礎教育の 転換科目を履修する場 合は、指導教員の指導 を受けること。	44 単位以上	
					指定科目なし						情報科学演習	○英語8単位以上 ○上記以外の一つの 外国語4単位以上	生物系 生物学Ⅰ・Ⅱ、生物学実験 化学系 化学Ⅰ・Ⅱ（または化学入門Ⅰ・Ⅱ）、化学実験 数学系 微分積分学STⅠ・Ⅱ（または微分積分学入門Ⅰ・Ⅱ）、線形代数学Ⅰ・Ⅱ、統計学Ⅰ・Ⅱ 物理系 物理学Ⅰ・Ⅱ（または物理学入門Ⅰ・Ⅱ）、物理学実験 ○上記4系のうち2系を各5単位以上、計10単位以上。			
					16単位以上 ※上記の単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係科目の中から8単位以上選択し合計16単位以上											
農学部 地域農業工学科			25	「健康・ スポーツ 科学」を 含む	4 単位以上	4 単位以上	4 単位以上				2単位	12 単位以上	12単位以上	(注) 専門基礎教育の 転換科目を履修する場 合は、指導教員の指導 を受けること。	46 単位以上	
					指定科目なし						情報科学演習	○英語8単位以上 ○上記以外の一つの 外国語4単位以上	生物系 生物学Ⅰ・Ⅱ、生物学実験 化学系 化学Ⅰ・Ⅱ（または化学入門Ⅰ・Ⅱ）、化学実験 数学系 微分積分学STⅠ・Ⅱ（または微分積分学入門Ⅰ・Ⅱ）、線形代数学Ⅰ・Ⅱ、統計学Ⅰ・Ⅱ 物理系 物理学Ⅰ・Ⅱ（または物理学入門Ⅰ・Ⅱ）、物理学実験 ○上記4系のうち3系からそれぞれ2単位以上、かつ、2系から実験を含め各5単位以上、計12単位以上。			
					16単位以上 ※上記の単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係科目の中から8単位以上選択し合計16単位以上											
亜熱帯生物資源科学科			45	生物機能開発学／食品機能科学／発酵・生命科学	4 単位以上	4 単位以上	4 単位以上				2単位	12 単位以上	12単位以上	(注) 専門基礎教育の 転換科目を履修する場 合は、指導教員の指導 を受けること。	46 単位以上	
					指定科目なし						情報科学演習	○英語8単位以上 ○上記以外の一つの 外国語4単位以上	生物系 生物学Ⅰ・Ⅱ、生物学実験 化学系 化学Ⅰ・Ⅱ（または化学入門Ⅰ・Ⅱ）、化学実験 物理系 物理学Ⅰ・Ⅱ（または物理学入門Ⅰ・Ⅱ）、物理学実験 ○上記3系の各系から2単位以上、かつ、2系を各5単位以上、計12単位以上。			
					16単位以上 ※上記の単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係科目の中から8単位以上選択し合計16単位以上											
				健康・栄養科学コース	2 単位以上	4 単位以上	4 単位以上				2単位	12 単位以上	8単位以上	(注) 専門基礎教育の 転換科目を履修する場 合は、指導教員の指導 を受けること。	38 単位以上	
					指定科目なし						情報科学演習	○英語8単位以上 ○上記以外の一つの 外国語4単位以上	生物系 生物学Ⅰ・Ⅱ 化学系 化学Ⅰ・Ⅱ（または化学入門Ⅰ・Ⅱ） 物理系 物理学Ⅰ・Ⅱ（または物理学入門Ⅰ・Ⅱ）			
14単位以上 ※上記の単位を含め、人文、社会、自然、総合、琉大特色・地域創生、キャリア関係科目の中から6単位以上選択し合計16単位以上																
計			140													

琉球大学成績評価不服申立に関する申合せ

〔平成28年9月27日〕
グローバル教育支援機構会議

第1条 この申合せは、琉球大学各学部共通細則第15条の2第2項の規定に基づき、成績評価不服申立に関し、必要な事項を定める。

第2条 学生は、当該学期（学期の前半及び後半を含む。）の成績評価に疑問がある場合、原則として成績開示日から当該学期終了後5日を経過する日まで（ただし、土日祝日を除く。）に成績評価確認願（様式1）を事務部（共通教育等科目は学生部教育支援課、専門教育科目は各学部事務部。以下同じ。）に提出する。

2 事務部は、成績評価確認願を受理した場合、速やかに科目担当教員に送付する。

第3条 科目担当教員は、学生からの成績評価に関する申し出又は事務部からの成績評価確認願受理後5日以内（ただし、土日祝日を除く。）に事務部に回答する。

2 事務部は、科目担当教員から成績評価の回答があった場合、速やかに当該学生に通知する。

第4条 学生は、科目担当教員の回答に不服がある場合、回答を得た日から5日以内（ただし、土日祝日を除く。）に、共通教育等科目についてはグローバル教育支援機構長に、専門教育科目については当該学部長に成績評価不服申立書（様式2）を提出する。

第5条 グローバル教育支援機構長及び学部長（以下「学部長等」という。）は、学生からの成績評価不服申立に対し速やかにグローバル教育支援機構共通教育運営部門会議及び学部教育委員会等で審査し、その結果を当該学生及び科目担当教員に通知する。

第6条 成績開示日は学年暦に記載する。ただし、9月及び3月卒業対象者並びに16単位未満除籍対象者に係る成績開示日及び成績評価不服申立期間については、各学部で別に定めることができる。

第7条 この申合せに定めるもののほか、成績評価不服申立の実施に関し必要な事項について、学部長等が特に必要と認めた場合は、各学部等で別に定めることができる。

第8条 この申合せの改廃は、グローバル教育支援機構会議の議を経てグローバル教育支援機構長が行う。

附 則

- 1 この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 成績不服申立に関するガイドライン（平成 21 年 7 月 21 日制定）は廃止する。

附 則（平成 29 年 1 月 5 日）

- 1 この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規程に関わらず、学生は、平成 28 年度後学期の成績評価に疑問がある場合、平成 29 年 4 月 10 日まで科目担当教員へ申し出ることができるものとする。

附 則（平成 29 年 5 月 15 日）

この申合せは、平成 29 年 5 月 15 日から実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 5 日）

この申合せは、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

(様式1)

平成 年 月 日

成績評価確認願

グローバル教育支援機構長
学 部 長 殿

学部

学科(課程)

年次

学籍番号

氏名

平成 年度 学期下記科目の成績評価について、確認をお願いします。

記

科目番号 科目名 組

担当教員

理 由

※ 学生は、この様式を事務部(共通教育等科目は学生部教育支援課、専門教育科目は各学部事務部)に提出してください。

教 員 回 答 欄 (該当番号に○)

平成 年 月 日

担当教員名 印

1. 現成績評価のとおり

2. 右記のとおり評価を訂正します。

評価() 評点()

回答理由

※ 担当教員は、「教員回答欄」を記入の上、この様式を事務部(共通教育等科目は学生部教育支援課、専門教育科目は各学部事務部)に提出してください。

(様式2)

平成 年 月 日

成績評価不服申立書

グローバル教育支援機構長 殿
学 部 長

学部

学科(課程)

年次

学籍番号

氏名

平成 年度 学期下記科目の担当教員による「成績評価確認願」の回答に対しては
下記理由により納得できませんので不服申立てを行います。

科目番号		科目名		組	
担当教員				評価	
成績評価不服理由(成績評価及び科目担当教員の回答について具体的に記入してください)					

※ 学生は、この様式を事務部(共通教育等科目は学生部教育支援課、専門教育科目は各学部事務部)に提出してください。

琉球大学GPA制度に関する申合せ

〔平成28年9月27日
グローバル教育支援機構会議〕

第1条 この申合せは、琉球大学各学部共通細則第15条の3第2項の規定に基づき、GPA制度に関し必要な事項を定める。

第2条 GPAとは、グレード・ポイント・アベレージのことで、学生の履修科目の成績評価の平均値をいう。

第3条 学生は、履修した授業科目の成績評価により、次表のとおりGP（グレード・ポイント）を付与される。

区 分	評価	評点（100点満点中）	G P	評 価 内 容（英文内容）
合 格	A	90点以上	4	特に優れた成績 (Excellent)
	B	80点以上90点未満	3	優れた成績 (Good)
	C	70点以上80点未満	2	良好な成績 (Fair)
	D	60点以上70点未満	1	合格と認められる最低限度の成績 (Pass)
不合格	F	60点未満	0	合格と認められない成績 (Failure)

第4条 GPAは、次の式により計算するものとし、小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

$$GPA = \frac{(GP \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録単位数}}$$

2 合否（P又はF）により判定する授業科目及び成績評価がR（認定）の授業科目は、履修登録単位数に含めない。

3 履修中止が承認された授業科目の成績評価はWと表示し、履修登録単位数に含めない。

附 則

1 この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

2 GPA制度の実施について（平成21年7月21日全学教育委員会決定）は廃止する。

琉球大学除籍に関する申合せ

〔平成29年12月20日〕
制 定

この申合せは、琉球大学学則第42条第4項の規定に基づき、除籍に関し必要な事項を定める。

- 1 卒業に要する最終学年とは、卒業に必要でかつ十分な科目及び単位の登録を完了した者（年度当初に卒業の意思があったものの、履修登録において過誤があった場合又は前提科目が未履修のため当該科目を登録できないと当該学部長が認めた場合を含む。）の属する学年をいう。
- 2 第42条第1項第7号（授業料未納による除籍）について
 - （1）授業料未納による除籍の場合は、当該学期の授業科目の登録を取り消し、単位の修得を認めない。研究生にあっては当該期間を研究期間と認めない。
 - （2）卒業に要する最終学年の学生で、9月卒業予定者にあっては8月末日までに、3月卒業予定者にあっては2月末日までに授業料を納付しない場合は、除籍とする。
 - （3）卒業に要する最終学年を除く学生で、前学期は9月末日までに、後学期は3月末日までに授業料を納付しない場合は、除籍とする。
 - （4）研究生にあっては、在学予定期間末日の1か月前（ただし、在学期間が6か月以上あるときは、入学後6か月以内）までに授業料を納付しない場合は、除籍とする。
- 3 第42条第1項第8号（16単位未満による除籍）について
 - （1）学年の途中で再入学、復学及び休学を許可された者並びに停学（1月以下の停学を除く。）の処分を受けた者の修得単位が16単位未満の場合は、16単位未満による除籍対象から除く。
 - （2）大学の事情又は非常災害のため修得単位が16単位未満の場合は、16単位未満による除籍対象から除く。
 - （3）学生交流協定による交換留学の派遣学生については、派遣期間を含む年度の16単位未満による除籍対象から除く。
 - （4）医学部医学科における第1年次とは、入学初年度の者及び入学後初めて履修を開始する者をいう。
- 4 第42条第2項（16単位未満による除籍対象外）について
 - （1）引き続き次年度も修学を継続する意思を有する者は、後学期（第4クォーターを含む。）の成績開示日から7日以内（ただし、土日祝日を除く。）に、所定の修学継続届を当該学部長に提出しなければならない。
 - （2）修学継続届提出後、当該学生が16単位以上を修得していたことが判明した場合は、修学継続届は取り下げられたものとみなす。
- 5 授業料未納及び16単位未満により除籍された者は、次学期の再入学を認めない。
- 6 この申合せの改廃は、グローバル教育支援機構会議の議を経て、グローバル教育支援機構長が行う。

附 則（平成29年12月20日）

- 1 この申合せは、平成30年4月1日から実施する。
- 2 除籍についての申合せ（昭和47年9月29日制定）及び授業料未納による除籍の取扱いに関する申合せ（平成19年2月27日制定）は、廃止する。

附 則（平成30年3月1日）

この申合せは、平成30年4月1日から実施する。

修 学 継 続 届

平成 年 月 日

琉球大学〇〇学部長 殿

所 属	学科・課程		専攻・コース	年次
学籍番号			昼間主	・ 夜間主
氏 名	印			
電話番号	(自宅)		(携帯)	
住 所	〒			
mail				

琉球大学学則第 4 2 条第 2 項に基づき，次年度も修学を継続したいので，提出します。

記

当該年度（平成〇〇年度）の修得単位状況

（１）前学期： 単位 合計： 単位
（２）後学期： 単位

※後学期の成績が未確定の場合は，担当授業科目教員に確認の上，記入ください。

=====

学部長	学科長等	指導教員	事務長	専門職員	担当者

受付年月日

○休学についての申合せ

〔昭和 5 4 年 1 月 3 1 日
制 定〕

- 1 琉球大学学則第 3 9 条の規定に基づく休学については、この申合せによるものとする。
- 2 休学の許可は、次の各号のいずれかに該当するものについて許可するものとする。
 - (1) 本人の病気の時。(医師の診断書を必要とする。)
 - (2) 学資の支弁が困難なとき。
 - (3) その他やむを得ない理由があると、当該学部長が特に認めたとき。
- 3 休学願は前学期は 7 月 1 日、後学期は 1 月 2 0 日までに提出するものとする。
ただし、病気の場合は、この限りではない。
- 4 休学した学期に履修登録済みの授業科目がある場合は、休学が決定した時点で既に評価が確定している場合を除き、当該授業科目の登録を取り消すものとする。

附 則 (昭和 5 4 年 1 月 3 1 日)

この申合せは、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 1 0 月 2 2 日)

この申合せは、平成 8 年 1 0 月 2 2 日から施行し、平成 8 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 1 2 年 6 月 2 7 日)

この申合せは、平成 1 2 年 6 月 2 7 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 2 月 1 6 日)

この申合せは、平成 2 2 年 2 月 1 6 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日)

この申合せは、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 3 月 1 日)

この申合せは、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

琉球大学授業科目の履修中止に関する申合せ

〔平成 28 年 9 月 27 日〕
グローバル教育支援機構会議

第 1 条 この申合せは、琉球大学各学部共通細則第 5 条の 2 第 3 項の規定に基づき、授業科目の履修中止に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 授業科目の履修中止とは、学生が指定された期間内に履修登録が完了した授業科目の履修を中止することをいう。

第 3 条 履修中止は、全ての授業科目を対象とする。ただし、各学科又は課程において、必修科目を履修中止の対象外とすることができる。

第 4 条 履修中止は、学生が指導教員へ履修中止申請書（以下「申請書」という。）を提示し、承認を得た後、履修登録確認表を提出した事務部へ履修中止手続き期間内に申請書を提出することによって完了する。事務部は、申請書を受理した場合、速やかに授業科目の担当教員へ報告するものとする。

第 5 条 履修中止手続き期間は、各学期の登録調整期間終了日の翌日（土日祝日を除く。）から 3 週間を目処として、学年暦で定める。

2 前項の規定にかかわらず、学期の前半に 8 週の期間で提供される科目の履修中止手続き期間は、各学期の登録調整期間終了日の翌日（土日祝日を除く。）から 1 週間を目処として、学年暦で定める。

3 第 1 項の規定にかかわらず、学期の後半に 8 週の期間で提供される科目の履修中止手続き期間は、授業開始の日から 3 週間を目処として、学年暦で定める。

第 6 条 履修中止が承認された授業科目については、学業成績表に履修中止と表示し、GPA には反映させないものとする。

附 則

この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 5 月 15 日）

この申合せは、平成 29 年 5 月 15 日から実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

履修中止申請書

申 請 者			
学籍番号		氏 名	
学 部		学科等	

指導教員名	
-------	--

履修中止を申請する科目							
平成	年度	学期					
曜日 時限	科目 番号	開講 期間	科目名・組	担当教員名	単 位	履修中止を申請する 理由	指導教員 承認印
		半年 ・ 8週					
		半年 ・ 8週					
		半年 ・ 8週					
今学期（クォーター科目を含む）の 登録単位数			履修中止単位数合計			履修中止後の 今学期の登録単位数	
単位			単位			単位	

《注意事項》

1. 所属学科又は課程が指定する履修中止対象外の科目については、申請することはできません。
2. 履修を中止した科目のかわりに、別の科目を追加登録することはできません。
3. 履修中止が承認された科目は、卒業・進級、就職などいかなる理由があっても、その学期中の再登録はできません。ただし、履修中止が承認された科目を、次学期以降にあらためて登録・履修することは可能です。
4. 1 学年の修得単位が 16 単位未満の場合は除籍となりますので、十分注意してください。

《申請手順》

1. 履修中止を申請する科目を記入し、「承認印」欄に指導教員の承認印をもらう。
2. 学年暦で決められた手続き期間内に、申請書を以下の事務室へ提出する。
提出先：1, 2 年次（医学科 2 年次を除く。）⇒ 教育支援課（共通教育棟 1 号館）
3 年次以上（医学科 2 年次を含む。）⇒ 各学部事務室
3. 申請書を受理した事務室は、速やかに授業科目の担当教員へ報告する。

琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う
授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ

平成26年 9月16日
全学教育委員会決定

第1 この申合せは、暴風等による事故の発生を防止する事を目的とし、暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 沖縄本島内に暴風警報又は暴風特別警報が発表されている間は、授業及び期末試験（以下「授業等」という。）を休講とし、期末試験を予備日に順延する。

2 沖縄本島内中南部市町村（別表）の全域又は一部に大雨特別警報が発表されている間は、授業等を休講とし、期末試験を予備日に順延する。

3 第1項及び第2項に定める暴風警報、暴風特別警報又は大雨特別警報（以下「暴風警報等」という。）が授業等の開始後に発表された場合は、速やかに授業等を休講とし、期末試験を予備日に順延する。

4 暴風警報等の解除に伴う授業等の取扱いは次に掲げるとおりとする。

（1）午前6時30分までに、暴風警報等が解除された場合は、第1時限から授業等を行う。

（2）午前11時までに、暴風警報等が解除された場合は、第3時限から授業等を行う。

（3）午後4時までに、暴風警報等が解除された場合は、第6時限から授業等を行う。

（4）午後4時までに、暴風警報等が解除されない場合は、当日行われる予定の授業等は引き続き休講とし、期末試験を予備日に順延する。

第3 予備日は期末試験期間終了後に続く必要日数の平日とする。

第4 第2第2項に該当しない地域において、大雨特別警報が発表され、安全に授業に出席することができない学生については、これを欠席扱いとはしない。また、当該学生が期末試験を受験できない場合は、追試験等を行うものとする。

2 沖縄本島内の一部の地域において、波浪特別警報又は高潮特別警報が発表された場合においては、前項を準用する。

3 第1項又は第2項に該当する学生については、原則として警報が解除されてから7日以内に各学部等事務室（共通教育等科目は学生部教務課，専門科目は各学部事務部学務担当）へ申し出るものとする。なお、欠席扱いとしない場合の取扱いにつ

いては、「教育実習生の実習期間中の講義の取り扱いについて（昭和４７年６月２７日評議会制定）」に準ずる手続により行う。

第５ この申合せに定めのない授業又は期末試験の取り扱いについては、学長及び教育を担当する理事が協議の上、休講等の措置を決定する。

附 則

- １ この申合せは、平成２６年９月１６日から実施する。
- ２ 暴風警報発令に伴う授業及び期末試験の取り扱いに関する申合せ（昭和６３年１０月２５日制定）は、廃止する。

別表

沖縄本島内中南部市町村	読谷村，うるま市，沖縄市，嘉手納町，北谷町，北中城村 宜野湾市，中城村，浦添市，西原町，那覇市，南風原町， 与那原町，南城市，豊見城市，八重瀬町，糸満市
-------------	--

別紙（琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ関係）

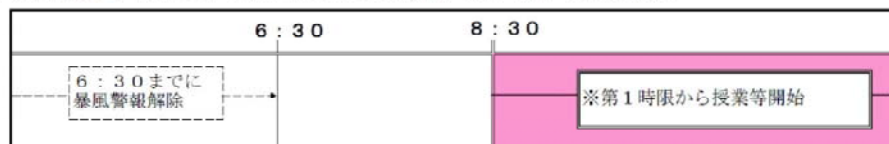
1. 台風接近の際は、テレビ・ラジオ等の台風情報に十分注意してください。

2. 警報・特別警報の種類とその発表地域における授業・期末試験の取扱い

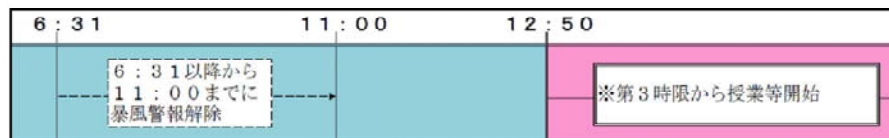
警報・特別警報		発表地域	授業・期末試験の取扱い		
暴風警報等	暴風警報	本島内	授業：休講		
	暴風特別警報		期末試験：予備日に順延		
	大雨特別警報	中南部市町村	授業：休講		
			期末試験：予備日に順延		
大雨特別警報		中南部以外	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない		後日申し出 が必要
			期末試験を受験できない場合：追試験等		
波浪特別警報		本島内	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない		
			期末試験を受験できない場合：追試験等		
高潮特別警報		本島内	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない		
			期末試験を受験できない場合：追試験等		
その他		本島内	学長、教育を担当する理事が協議の上、決定する。		

3. 本申合せに関する参考事例

(1) 暴風警報等が午前6時30分までに解除された場合、第1時限から授業等開始



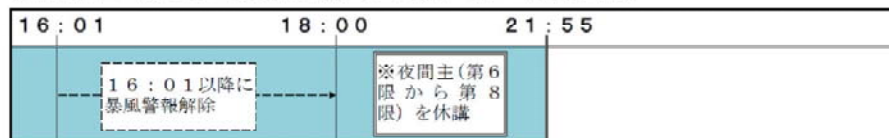
(2) 暴風警報等が午前6時31分以降から午前11時までに解除された場合、第3時限から授業等開始



(3) 暴風警報等が午前11時01分以降から午後4時までに解除された場合、第6時限から授業等開始



(4) 暴風警報等が午後4時01分以降に解除された場合、当日の授業等は休講



注：暴風警報等の発表・解除の時間については、沖縄気象台の発表時間によります。

琉球大学学生の懲戒に関する基準

平成 20 年 3 月 25 日
学生生活委員会決定
全学教育委員会決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、琉球大学学生の懲戒手続に関する規程第 20 条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項について定める。

(用語の定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「学生」とは、学部学生、大学院学生、専攻科学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、法務学修生及び外国人学生をいう。
- (2) 「非違行為」とは、懲戒事由に該当する行為をいう。
- (3) 「懲戒処分」とは、琉球大学学則第 62 条及び琉球大学大学院学則第 58 条に規定する退学、停学及び訓告の処分をいう。
- (4) 「退学」とは、本学における学生としての身分を失わせることをいう。
- (5) 「停学」とは、一定の期間を定め又は期間を定めずに、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止することをいう。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動については、この限りではない。
- (6) 「訓告」とは、学生の行った非違行為を戒め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により注意することをいう。

(基本的な考え方)

第 3 条 懲戒処分は、その対象となる非違行為の態様、結果及び影響並びに当該学生の年齢、経歴及び処分歴等を総合的に考慮するとともに、当該学生の更生という観点からの教育的配慮も加えた上で行わなければならない。

(退学の基準)

第 4 条 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、退学の処分をすることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
特に悪質と判断された場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合で特に悪質と判断

された場合

(3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で特に悪質と判断された場合

(4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合で特に悪質（替え玉受験等）と判断された場合

(5) 研究活動（論文作成を含む。）において、不正行為を行った場合で特に悪質と判断された場合

(6) 前各号に掲げる退学に相当する行為を実行した者を教唆又は幫助した場合

（停学の基準）

第5条 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、停学の処分をすることができる。

(1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合

(2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合

(3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で悪質と判断された場合

(4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合

(5) 研究活動（論文作成を含む。）において、不正行為を行った場合で悪質と判断された場合

(6) 前各号に掲げる停学に相当する行為を実行した者を教唆又は幫助した場合

2 停学処分の種類は、6月以内の期限を付して行う有期停学と期限を付さずに行う無期停学の2種類とする。

3 前項の停学の期間には、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日その他の休業日を含むものとする。

4 無期停学の処分は、学生の反省の程度、学習意欲等を総合的に考慮して、これを解除することができる。ただし、懲戒の効力が発生してから6月を経過した後でなければ解除することはできない。

（悪質性及び重大性の判断）

第6条 第4条及び第5条にいう「悪質」とは、当該非違行為自体が悪質性の高いものであるということを意味し、その判断に当たっては、当該非違行為の態様及び性質、当該非違行為に至った動機並びに当該学生の主観的意図を考慮するものとする。

2 第4条及び第5条にいう「重大な非違行為」とは、被害結果が重大なも

のであるということを意味し、その判断に当たっては、当該非違行為が被害者に与えた精神的・身体的被害の程度及び物的被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案するものとする。なお、当該非違行為が物的被害を与えたにとどまる場合には、その被害結果が甚大である場合に限り、重大な非違行為に当たると判断するものとする。

(訓告の基準)

第7条 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、訓告の処分をすることができる。

- (1) 学内又は学外において非違行為を行った場合
- (2) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (3) 本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合
- (4) 研究活動（論文作成を含む。）において、不正行為を行った場合
- (5) 前各号に掲げる訓告に相当する行為を実行した者を教唆又は幫助した場合

(厳重注意等)

第8条 学生が懲戒処分に至らない非違行為（これに準ずるような非難されるべき行為を含む。）を行った場合において、当該学生の所属する学部の教授会が必要と認めたときは、当該学生に対し、教育的指導として厳重注意を行うことができる。

- 2 前項の厳重注意は、当該学部長が、口頭又は文書により行う。
- 3 前項に定める厳重注意を行ったときは、学部長は、速やかに当該学生の所属・氏名等、事案の概要その他参考事項を学長及び教育・学生支援担当副学長に文書により報告しなければならない。
- 4 学部長は、コンピュータ等を用いて不正行為を行った学生に対して、学内のコンピュータ等の使用を禁ずることができる。

(懲戒の基準)

第9条 懲戒処分の量定は、別表に掲げる懲戒基準に従って決定する。ただし、過去に懲戒処分又は厳重注意を受けたことのある学生に対しては、これよりも重い処分を科すことができる。

(懲戒処分に伴う試験の無効等)

第10条 第4条第4号、第5条第1項第4号又は第7条第3号に規定する行為を行った学生に対しては、科目の成績を無効として取り扱うものとする。

る。無効（不合格：0点）として取り扱う科目は、その悪質性、重大性等から判断し、次の各号のいずれかとする。

(1) 不正行為を行った授業科目又は任意の授業科目

(2) 当該学期の全ての授業科目

（改廃）

第11条 この基準の改廃は、教育研究評議会及び役員会の議を経て学長が行う。

（読替規定）

第12条 この基準の大学院学生への適用に当たっては、基準中「学部」とあるのは「研究科」と、「教授会」とあるのは「医学研究科以外の研究科にあつては研究科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日）

この基準は、平成25年11月29日から施行する。

附 則（平成29年2月8日）

1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

2 この基準の施行前に行った学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月1日）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

懲戒基準

態 様	非 違 行 為 の 具 体 例	懲 戒 の 種 類
犯 罪 行 為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為、薬物乱用等の行為	退学又は停学
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学、停学又は訓告
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為、脅迫、誹謗中傷、名誉毀損、ストーカー行為等の人権侵害行為（インターネット上を含む）、コンピュータ又はインターネット等を利用した不正行為	
	建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等、暴力行為、拘禁、拘束等	
行 交 為 通 違 反 等	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転・騒音運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転・騒音運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
試 験 等 不 正 行 為	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が不正行為を行った場合で特に悪質（替え玉受験等）な場合、又はそれを教唆、幫助した場合	退学、停学又は訓告
	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が、カンニング等の不正行為をした場合、又はそれを教唆、幫助した場合	停学又は訓告
	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
の 研 不 究 正 活 行 動 為 上	研究活動（論文作成を含む。）を行う場合の捏造、改ざん、盗用及びこれらの行為の証拠隠滅又は立証妨害をした場合、又はそれを教唆、幫助した場合	退学、停学又は訓告
そ の 他 の 非 違 行 為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入、又はその不正使用、若しくは占拠	停学又は訓告
	セクシャル・ハラスメント及びアカデミックハラスメント等人権侵害に当たる行為	退学、停学又は訓告
	その他学内外での非違行為	

○琉球大学編入学規程

(1 9 7 2 年 3 月 2 7 日
制 定)

第1条 この規程は、琉球大学学則第32条第2項の規定に基づき、編入学に関し、必要な事項を定める。

第2条 編入学を志願する者があるときは、当該学科又は課程に欠員（入学定員に満たないことをいう。）のある場合に限り、願書を受け付ける。

第3条 編入学を志願する者は、次の書類に国立大学法人琉球大学料金規程（以下「料金規程」という。）に規定する検定料を添え、2月1日までに当該学部へ提出しなければならない。

- (1) 編入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身校の成績証明書
- (4) その他学部長等が必要と認める書類

第4条 編入学の時期は、学年の始めとする。

第5条 編入学を志願する者の選考は、次の各号により審査する。

- (1) 当該学部の課す専門科目の試験
- (2) 当該学部の課す共通教育の科目及び専門基礎科目の試験
- (3) 最終出身校の成績証明書
- (4) 面接

2 前項の規定にかかわらず、大学、短期大学その他の教育施設において修得した単位又は学修の成果により、前項第1号又は第2号の試験を免除することができる。

第6条 編入学については、前条の審査結果に基づき、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

第7条 編入学を許可された者が編入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の議に基づき、本学編入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 編入学を許可された者が編入学前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議に基づき、本学編入学後の学修とみなし、単位を与えることができる。

第8条 編入学を許可された者の在学すべき年数及び年次は、当該学部教授会が決定する。

第9条 第6条の規定に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の手続をするとともに料金規程に規定する入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に編入学を許可する。

第10条 編入学を許可された者の授業料は、当該者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。

第11条 この規程に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、当該学部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、1972年4月1日から施行する。

2 他大学よりの転入学および編入学について(1958年4月24日評議会決定)は、廃止する。

附則(昭和47年8月29日)

1 この規程は、昭和47年8月29日から施行し、昭和47年5月15日から適用する。

2 昭和47年5月15日から昭和51年3月31日までの間において編入学を許可される者に係る授業料の額については、第11条の規定にかかわらず、当該編入学をした者の属する年次と同年次の本土に所在する国立の大学の在学者にかかる額と同額とする。

附 則(昭和49年11月8日)

この規程は、昭和49年11月8日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日)

1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

2 昭和50年度の編入学に係る検定料の額は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和51年2月24日)

この規程は、昭和51年2月24日から施行する。

附 則(昭和53年12月2日)

この規程は、昭和53年12月2日から施行する。

附 則(昭和54年6月25日)

この規程は、昭和54年6月25日から施行する。

附 則(平成3年8月27日)

この規程は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成6年3月22日)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成13年2月6日)

この規程は、平成13年2月6日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成16年5月17日)

この規程は、平成16年5月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成20年2月18日）

この規程は、平成20年2月18日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成22年9月21日）

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則（平成27年11月17日）

この規程は、平成27年11月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月23日）

この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○琉球大学転入学規程

(1 9 7 2 年 3 月 2 7 日
制 定)

第1条 琉球大学学則第34条第3項の規定に基づき、転入学に関し、必要な事項を定める。

第2条 転入学とは、他の大学に在学中の者が、本学にある学科又は課程に他大学の同一若しくは類似の学科又は課程から入学することをいう。

第3条 転入学を志願する者があるときは、当該学科又は課程に、欠員（入学定員に満たないことをいう。）のある場合に限り、願書を受け付ける。

第4条 転入学を志願する者は、次の書類に国立大学法人琉球大学料金規程（以下「料金規程」という。）に規定する検定料を添えて2月1日までに当該学部へ提出しなければならない。

- (1) 転入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 在学中の成績証明書
- (4) 転学許可書
- (5) その他学部長等が必要と認める書類

第5条 転入学の時期は、学年の始めとする。

第6条 転入学を志願する者の選考は、次の各号により審査する。

- (1) 該学部が課す専門科目の試験
- (2) 当該学部が課す共通教育の科目及び専門基礎科目の試験
- (3) 在学中の成績
- (4) 面接

2 前項の規定にかかわらず、大学、短期大学及び大学以外の教育施設において修得した単位又は学修の成果により前項第1号又は第2号の試験を免除することができる。

第7条 転入学については、前条の審査結果に基づき、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

第8条 転入学を許可された者が転入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の議に基づき、本学転入学後の本学における授業科目の履修により修得

したものとみなすことができる。

- 2 転入学を許可された者が転入学前に行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議に基づき、本学転入学後の学修とみなし、単位を与えることができる。

第9条 転入学を許可された者の在学すべき年数及び年次は、当該学部教授会が決定する。

第10条 第7条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の手続をするとともに料金規程に規定する入学料を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に転入学を許可する。

第11条 転入学を許可された者の授業料は、当該者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。

第12条 この規程に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は、当該学部長が定める。

附 則

この規程は、1972年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年8月29日）

- 1 この規程は、昭和47年8月29日から施行し、昭和47年5月15日から適用する。
- 2 昭和47年5月15日から昭和51年3月31日までの間において転入学を許可される者に係る授業料の額については、第11条の規定にかかわらず、当該転入学をした者の属する年次と同年次の本土に所在する国立の大学の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和49年11月8日）

この規程は、昭和49年11月8日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日）

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

- 2 昭和50年度の転入学に係る検定料の額は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和53年12月2日）

この規程は、昭和53年12月2日から施行する。

附 則（昭和54年6月25日）

この規程は、昭和54年6月25日から施行する。

附 則（平成3年8月27日）

この規程は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成6年3月22日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月17日）

この規程は、平成16年5月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月21日）

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則（平成27年11月17日）

この規程は、平成27年11月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○琉球大学再入学規程

1972年3月27日
制 定

第1条 この規程は、琉球大学学則第35条第2項の規定に基づき、再入学に関し、必要な事項を定める。

第2条 再入学とは、学則第41条の規定により退学した者並びに第42条第5号、第6号、第7号及び第8号の規定により除籍された者が、本学の同一学科又は課程（当該学科又は課程について改組等があった場合は、改組等の後の学科又は課程を含む。）に再び入学することをいう。

第3条 再入学を志願する者は、次に掲げる書類に、国立大学法人琉球大学料金規程（以下「料金規程」という。）に規定する検定料を添えて、指定する日（前学期にあつては2月10日、後学期にあつては8月10日をいう。）までに当該学部へ提出しなければならない。

- (1) 再入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当該学部長が必要と認める書類

第4条 再入学の時期は、学期始めとする。

第5条 再入学については当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

第6条 再入学の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の手続をするとともに料金規程に規定する入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に再入学を許可する。

第7条 再入学は1回に限りこれを認める。

第8条 再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱いについては、当該学部教授会が決定する。

第9条 再入学を許可された者の在学すべき年数及び年次は、当該学部教授会が決定する。

第10条 再入学を許可された者の授業料は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

第11条 この規程に定めるもののほか、再入学については当該学部長が定める。

附 則

この規程は、1972年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年8月29日）

- 1 この規程は、昭和47年8月29日から施行し、昭和47年5月15日から適用する。
- 2 昭和47年度における再入学を許可される者に係る入学料の額は、第6条の規定にかかわらず、4,000円とする。
- 3 昭和47年度の再入学に係る検定料の額は、第3条の規定にかかわらず、3,000円とする。
- 4 昭和47年5月15日から昭和51年3月31日の間において再入学を許可される者に係る授業料の額については、第10条の規定にかかわらず、当該再入学をした者の属する年次と同年次の本土に所在する国立の大学の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和49年1月31日）

この規程は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則（昭和49年11月8日）

この規程は、昭和49年11月8日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日）

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年度の再入学に係る検定料の額は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和50年5月27日）

この規程は、昭和50年5月27日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年6月25日）

この規程は、昭和54年6月25日から施行する。

附 則（平成3年8月27日）

この規程は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成16年5月17日）

この規程は、平成16年5月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成20年11月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月21日）

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則（平成27年11月17日）

この規程は、平成27年11月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月20日）

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

附 則（平成30年3月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○琉球大学転学部，転学科，転課程に関する規程

(1 9 7 2 年 3 月 2 7 日
制 定)

第1条 琉球大学学則第36条第2項の規定に基づき，転学部，転学科および転課程（以下「転学科等」という。）に関し，必要な事項を定める。

第2条 転学科等を志願できる者は，転学科等を行う時点において本学に1年以上在学している者でなければならない。

第3条 転学科等を志願する者は，次の書類を指定する日（前学期にあつては2月10日，後学期にあつては8月10日）までに当該学部へ提出しなければならない。

- (1) 転学科等願書
- (2) 履歴書
- (3) 所属学部長の承諾書（学部を異にする場合に限る。）
- (4) その他学部長等が必要と認める書類

第4条 転学科等を志願する者の選考は，次の各号により審査する。

- (1) 当該学部が課す科目の試験
- (2) 在学中の成績
- (3) 入学した際の入学者選抜学力試験の成績
- (4) 面接

第5条 転学科等については，前条の審査結果に基づき，当該学部教授会の議を経て，学長が許可する。

第6条 転学科等を許可された者の既に修得した単位は認める。

第7条 転学科等を許可された者の在学すべき年数および年次は，当該学部教授会が決定する。

第8条 転学科等を許可された者の授業料は，当該者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。

附 則

- 1 この規程は，1972年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日に現に存する学科に在学する者が，当該学科と同一もしくは類似する学則第2条第1項に規定する学科または課程に転学部，転学科，転課程を希望するときは，第3条から第5条までの規定にかかわらず，学長は，当該学部教授会の議を経てこれを

許可することができる。

附 則

この規程は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則（平成20年11月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月16日）

この規程は、平成22年2月16日から施行する。

附 則（平成22年9月21日）

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則（平成27年11月17日）

この規程は、平成27年11月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○琉球大学研究生規程

〔昭和 5 6 年 1 1 月 2 8 日
制 定〕

第 1 条 琉球大学学則第 5 5 条第 3 項及び琉球大学大学院学則第 5 4 条の 4 の規定に基づき、研究生に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 研究生は、指導教員の指導の下に特定事項の研究に従事するものとする。

第 3 条 学部の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると認められた者

第 4 条 大学院の研究生として入学することのできる者の資格は、前条に定める入学資格以上とし、研究科の定めるところによる。

第 5 条 研究生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を指定する日（前学期にあつては 2 月 1 0 日、後学期にあつては 8 月 1 0 日）までに当該学部又は研究科に提出しなければならない。ただし、医学部については、入学しようとする月の 1 5 日前までに提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 学力判定に必要な書類
 - (4) その他学部長等が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、外国人研究生の提出期限については、必要に応じて当該学部又は研究科が別に定めることができる。
- 3 研究生を志願する者は前項に規定する書類を提出する際に、検定料を納入しなければならない。
- 4 研究生を志願する者で、職務を持つ者は、所属長の承諾書を添付しなければならない。

第 6 条 研究生の入学は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

第 7 条 研究生の研究期間は、1 個学期又は 2 個学期とする。ただし、学期の途中で入学を許可された者については、この限りでない。

- 2 研究期間は、当該学部教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、延長することができる。

第 8 条 研究生の選考は、当該学部教授会等の議を経て、学長が行う。

第 9 条 前条の選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに、入学料を納入しなければならない。

2 学長は、入学料を納入した者に、研究生として入学を許可する。

第 10 条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに写真 2 葉を提出し、研究生証の交付を受けなければならない。

第 11 条 研究生の授業料は、在学予定期間に応じて、6 月分に相当する額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。ただし、在学予定期間が 6 月未満であるときは、その期間に相当する額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。

2 研究又は実験等に要する経費は、別に負担させることができる。

第 12 条 検定料、入学料及び授業料の額は、国立大学法人琉球大学料金規程に定める額とする。

第 13 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

第 13 条の 2 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は、当該学部教授会又は研究科委員会の議を経て、学長がこれを除籍する。

第 14 条 研究生は、指導教員が必要と認めた場合には、指定する授業科目を受講しなければならない。

第 15 条 研究生は、最初に研究主題及び研究計画を指導教員へ提出しなければならない。

2 研究生は、指導教員の指示に従い、レポート又は論文を提出しなければならない。

第 16 条 学長は、前条第 2 項に規定するレポート又は論文を提出した者に、当該学部教授会等の議を経て、単位及び修了証書を授与することができる。

2 前項の規定に基づき授与できる単位数は、1 個学期 4 単位又は 2 個学期 8 単位とする。

第 17 条 研究生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、学内諸規程を準用する。

第 18 条 この規程に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、当該学部が別に定めることができる。

(準用)

第 19 条 この規程は、熱帯生物圏研究センターの研究生に準用する。この場合、「学部」とあるのは「熱帯生物圏研究センター」と、「当該学部教授会」とあるのは「当該センター教授会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年11月28日から施行する。
- 2 第4条第2項の規定については、前項の規定にかかわらず、昭和57年4月1日から施行する。ただし、昭和56年度の入学に係る検定料の額は、なお従前の例による。
- 3 琉球大学研究生規程（昭和47年7月14日制定）は、廃止する。

附 則（昭和57年3月31日）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和58年度の入学に係る検定料の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月27日）

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度に入学する研究生に係る授業料の額は、第10条第1項の規定にかかわらず前期にあつては、月額12,000円とする。

附 則（昭和60年6月25日）

- 1 この規程は、昭和60年6月25日から施行する。
- 2 昭和60年度の入学に係る検定料の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和60年度における入学を許可された者に係る入学料の額は、第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和61年6月24日）

- 1 この規程は、昭和61年6月24日から施行する。
- 2 昭和61年3月31日に在学する者及び昭和61年度入学者に係る授業料の額は、第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が昭和62年4月1日以後であるものを除く。

附 則（昭和62年9月22日）

- 1 この規程は、昭和62年9月22日から施行する。
- 2 昭和62年度の入学に係る検定料の額は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和62年度の入学者に係る入学料の額は、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。。

附 則（平成元年4月1日）

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年3月31日以後引き続き在学している者の授業料の額は、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が平成元年4月1日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月1日）

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

2 平成元年3月31日以後引き続き在学している者の授業料の額は、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が平成元年4月1日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、月額16,700円とする。

3 平成元年度において入学した者（平成元年3月31日以後引き続き在学している者であって、在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が平成元年4月1日以後であるものを含む。）に係る平成元年度の前期の授業料の額は、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、月額18,700円とする。

附 則（平成2年1月30日）

1 この規程は、平成2年1月30日から施行する。

2 平成元年度の入学に係る検定料の額は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成元年度の入学者に係る入学料の額は、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年4月1日）

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

2 平成3年3月31日以後引き続き在学している者の授業料の額は、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が平成3年4月1日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成3年10月1日）

1 この規程は、平成3年10月1日から施行する。

2 平成3年度の入学に係る検定料の額は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成3年10月1日以後において平成3年度の入学者の入学を許可するときに徴収する入学料の額は、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、60,000円とする。

附 則（平成5年2月23日）

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成5年3月31日以後引き続き在学している者の授業料の額は、改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が平成5年4月1日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月22日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月17日）

この規程は、平成16年5月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年6月28日）

この規程は、平成17年6月28日から施行する。

附 則（平成20年2月6日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月21日）

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則（平成27年11月17日）

この規程は、平成27年11月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○琉球大学科目等履修生規程

〔平成5年10月12日〕
制 定

(趣旨)

第1条 琉球大学学則第57条第2項の規定に基づき、科目等履修生の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生の入学資格は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次の書類に検定料を添えて、指定する日（前学期にあつては2月15日、後学期にあつては8月15日）までに当該学部又は学生部教育支援課へ提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書
- (2) 履歴書
- (3) 学力判定に必要な書類
- (4) その他学部長等が必要と認める書類

2 入学志願者で職業を有する者は、所属長の承諾書を添付しなければならない。

(入学の時期)

第4条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学者の選考)

第5条 入学者の選考は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

(入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、登録カード等を提出すると同時に、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に科目等履修生として入学を許可する。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修の期間は、当該年度限りとする。ただし、年度を越えて開設する授業科目を履修するときは、当該授業科目の履修が完了する年度までとする。

(科目等履修生証)

第8条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに写真2葉を提出し、科目等履修生証の交付を受けなければならない。

(授業料の納付)

第9条 履修する授業科目に係る授業料は、登録カード等を所属学部又は学生部教育支援課に提出すると同時に、財務部（医学部の科目等履修生にあつては医学部）へ納付しなければならない。

(検定料，入学料及び授業料)

第10条 検定料，入学料及び授業料の額は，国立大学法人琉球大学料金規程に定める額とする。

2 実験及び実習等に要する経費は，別に負担させることがある。

(既納の授業料等)

第11条 既納の検定料，入学料及び授業料は，還付しない。

(単位の授与)

第12条 授業科目の登録を完了し，かつ当該科目を履修した者について，試験その他の成績，学習状況及び出席状況により担当教員がその成績を判定し合格した者には，所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第13条 科目等履修生の単位，在学期間等については，本人の請求により所定の証明書を交付する。

(準用)

第14条 科目等履修生の取扱いについては，この規程に定めるもののほか学内諸規則を準用する。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか，科目等履修生に関する必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

1 この規程は，平成6年4月1日から施行する。

2 琉球大学聴講生及び委託生規程（昭和47年7月14日制定）は，廃止する。

附 則（平成9年3月25日）

この規程は，平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月14日）

この規程は，平成11年1月14日から施行し，平成10年4月9日から適用する。

附 則（平成12年3月31日）

この規程は，平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月17日）

この規程は、平成16年5月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成20年11月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月21日）

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則（平成22年12月21日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月17日）

この規程は、平成27年11月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月15日）

この規程は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○琉球大学外国人学生規程

〔昭和 5 3 年 1 2 月 2 日
制 定〕

第 1 条 琉球大学学則第 5 8 条及び琉球大学大学院学則第 5 6 条の規定による外国人学生については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 外国人学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 専攻科学生
- (4) 研究生
- (5) 科目等履修生
- (6) 特別聴講学生
- (7) 特別研究学生

第 3 条 前条第 1 号から第 5 号までに規定する外国人学生として入学を志願できる者は、この規程に定める入学資格を有し、特に定める場合を除き、修学に必要な日本語を理解できる者でなければならない。

2 外国人学生の入学時期は、原則として学年の始めとする。

第 4 条 学部学生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの
- (2) 日本において高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第 5 条 大学院修士課程（博士前期課程を含む。）の学生、専攻科学生又は研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第 5 条の 2 大学院博士後期課程の学生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (2) 日本において修士の学位を授与された者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第6条 大学院博士課程（医学）の学生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学又は歯学）を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において大学（歯学又は医学の課程）を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第7条 科目等履修生として入学することのできる者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの
- (2) 日本において高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第8条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、所定の期日までに当該学部又は研究科へ提出しなければならない。

- (1) 第4条第1号に該当する者

- イ 願書
- ロ 履歴書
- ハ 最終出身学校の学業成績証明書
- ニ 外務省在外公館、本邦所在の外国公館の発行する身分証明書、依頼状等
- ホ 旅券の写又は外国人登録済証明書（国外にある者は除く）
- ヘ 日本語理解力調査書
- ト その他本学が必要と認める書類

- (2) 第4条第2号に該当する者

- イ 願書
- ロ 調査書（文部省所定の様式により出身高等学校長が作成したもの）
- ハ 旅券の写又は外国人登録済証明書
- ニ その他本学が必要と認める書類

- (3) 第5条、第5条の2及び第6条に該当する者は、前各号に準ずる。

- (4) 第7条第1号に該当する者

- イ 願書
- ロ 履歴書
- ハ 最終出身学校の学業成績証明書
- ニ 日本語理解力調査書
- ホ その他本学が必要と認める書類

- (5) 第7条第2号に該当する者

- イ 願書
- ロ 履歴書
- ハ 最終出身学校の学業成績証明書
- ニ その他本学が必要と認める書類

第9条 入学の選考は、学則その他入学選考に関する諸規則を準用する。

2 前項によりがたい事情があると認めた場合は、特別の選考を行うことができる。

第10条 入学の許可は、前条の選考結果に基づき当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て学長が行う。

2 前条の選考により入学を許可された学部学生、専攻科学生及び大学院学生については、定員外とすることができる。

3 第1項により科目等履修生として入学を許可された者の履修期間は、琉球大学科目等履修生規程第7条の規定にかかわらず1年とすることができる。ただし、科目等履修生願書は学期ごとに提出しなければならない。

第11条 入学を許可された者は、所定の期日までに在留資格（留学）を記載した外国人登録済証明書その他必要書類を提出するとともに所定の入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学手続きを所定の期日までに完了しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

第12条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年文部大臣裁定）に基づく外国人学生については、検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）を徴収しない。

第13条 琉球大学研究生規程第5条第2項、第9条第1項、第11条第1項、第12条及び第13条並びに琉球大学科目等履修生規程第3条第1項、第6条第1項、第9条、第10条第1項及び第11条の規定にかかわらず、本学と外国の大学との間において締結された大学間交流協定、学部間交流協定及びこれらに準ずるもの（以下「協定」という。）に基づいて受け入れる研究生及び科目等履修生の授業料等が相互に不徴収と定められている場合、当該外国人学生の授業料等は、協定に定める人数、期間等の範囲内に限り徴収しない。

第14条 外国人学生のための授業科目として開設する日本語科目及び日本事情に関する科目の名称、単位数及び講義内容は、琉球大学共通教育等履修規程第3条の別表1に定めるとおりとする。ただし、履修希望者が少数の場合は、開講しないことがある。

第15条 外国人学生のうち学部学生として入学した者が、日本語科目の単位を修得した場合には外国語科目の単位に、日本事情に関する科目の単位を修得した場合には外国語を除く共通教育の科目の単位に、それぞれ充てることができる。

第16条 外国人学生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか学内諸規則を準用する。

附 則

1 この規程は、昭和53年12月2日から施行する。

2 琉球大学外国人学生規程（昭和47年7月14日制定）は、廃止する。

附 則（昭和54年12月26日）

この規程は、昭和54年12月26日から施行する。

附 則（平成4年10月20日）

この規程は、平成4年10月20日から施行する。

附 則（平成6年3月22日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月21日）

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則（平成30年3月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程

〔昭和48年3月23日
制 定〕

第1節 目的

(目的)

第1条 この規程は、琉球大学学則第15条の4に規定する他の大学又は短期大学（以下「他の大学」という。）及び第38条に規定する外国の大学又は短期大学における授業科目の履修並びに第56条に規定する特別聴講学生の取扱いについて必要な事項を定め、もって単位の互換制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2節 他の大学における授業科目の履修及び留学

第2条 他の大学における授業科目の履修及び外国の大学又は短期大学への留学（以下「留学等」という。）を志願する者は、学部長を経て学長の許可を受けなければならない。

(提出書類)

第3条 留学等を志願する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 他大学における授業科目履修願又は留学願
- (2) 当該大学の要求する書類

(授業料)

第4条 留学等を許可された者の当該留学等の期間中の本学における授業料は、これを徴収する。

(留学等に要する費用)

第5条 留学等を許可された者の当該大学における留学等に要する費用は特に定めるもののほか自己負担とする。

(単位及び評価の取扱い)

第6条 留学等により履修した授業科目の単位及び評価は、原則としてそのまま認める。

(履修科目)

第7条 留学等により履修できる授業科目は、本学の専門科目に相当する科目とする。ただし、当該大学との協議により本学の共通教育の科目及び専門基礎科目に相当する科目についても履修させることができる。

(単位認定の特例)

第8条 学生が留学等に際し、当該大学と本学の学年歴の相異その他やむを得ない理由により本学所定の単位の認定方法によることができない場合は、担当教員にその理由を付

して願い出、単位を修得することができる。

- 2 前項の規定により単位を修得しようとする者は、当該授業科目の授業総時数の3分の2を超えて出席した者でなければならない。

第3節 特別聴講学生

(提出書類)

第9条 本学に特別聴講学生として志願する者は、当該大学を経て、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願
- (2) 履歴書
- (3) 成績証明書
- (4) その他必要に応じて本学の要求する書類

(入学許可)

第10条 特別聴講学生の入学は、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(検定料及び入学科)

第11条 特別聴講学生の検定料及び入学料は徴収しない。

(授業料)

第12条 特別聴講学生の授業料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学間交流協定、学部間交流協定又はこれに準ずるものにより、相互に授業料等を不徴収とした場合は、徴収しない。
- (2) 前号以外の場合は、国立大学法人琉球大学料金規程に定める授業料の額を徴収する。

(聴講期間)

第13条 特別聴講学生の聴講期間は、原則として1箇年以内とする。

(登録単位数)

第14条 特別聴講学生の1個学期の登録単位は、原則として20単位以内とする。

(特別聴講学生証)

第15条 特別聴講学生として入学を許可された者は、所定の期日までに写真2葉を当該学部又は学生部教務課へ提出し、特別聴講学生証の交付を受けなければならない。

第16条 特別聴講学生の取り扱いについては、この規程の定めるもののほか、学部学生の例による。

第4節 雑則

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、他大学における授業科目の履修、留学及び特別聴講学生の取り扱いについては、当該大学との協議のうえ決定するものとする。

(準用規定)

第18条 大学院の特別聴講学生については、大学院学則に定めるもののほか、本規程の特別聴講学生に関する規定を準用する。

- 2 前項の場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、昭和48年3月23日から施行し、昭和47年5月15日から適用する。

附 則（昭和49年2月28日）

この規定は、昭和49年2月28日から施行する。

附 則（昭和51年6月15日）

- 1 この規定は、昭和51年6月15日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年の特別聴講学生に係る授業料の額は第12条第2号の改正規定にかかわらず昭和51年度に限り、前期にあっては1単位に相当する授業につき1,200円とする。ただし、前期及び後期を通じて1単位となる授業科目の授業料の額は、前期の1単位と後期の1単位に相当する授業料の額のそれぞれ2分の1に相当する額を合わせた額とする。

附 則（昭和53年4月1日）

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年11月1日）

この規程は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日）

- 1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度に入学する特別聴講学生に係る授業料の額は、第12条第2号の規定にかかわらず前期にあっては、1単位に相当する授業につき6,000円とする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目の授業料の額は、前期の1単位に相当する授業料の額の2分の1に相当する額と後期の1単位に相当する授業についての授業料の額の2分の1に相当する額とを合せた額とする。

附 則（昭和61年6月24日）

- 1 この規程は、昭和61年6月24日から施行する。
- 2 昭和61年度に入学する特別聴講学生に係る授業料の額は、第12条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月1日）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度に入学する特別聴講学生に係る授業料の額は、改正後の第12条第2号の規定にかかわらず、平成元年度の前期にあつては、1単位に相当する授業につき9,400円とする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目の授業料の額は、前期の1単位に相当する授業料の額の2分の1に相当する額と、後期の1単位に相当する授業料の額の2分の2に相当する額とを合わせた額とする。

附 則（平成3年4月1日）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年10月20日）

この規程は、平成4年10月20日から施行する。

附 則（平成5年2月23日）

- 1 この規程は、平成5年2月23日から施行する。
- 2 平成4年度に入学する特別聴講学生に係る授業料の額は、改正後の第12条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年2月24日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月27日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月28日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月21日）

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則（平成30年3月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

○学生が本学在学中又は入学前に大学等において修得した単位等の
認定に関する申合せ

平成 6 年 7 月 1 4 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、琉球大学学則（以下「学則」という。）第 1 5 条、第 1 6 条、第 1 7 条及び第 3 8 条第 2 項の規定に基づく単位の認定に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この申合せにおいて「大学等」とは、学則第 1 5 条に規定する他の大学又は 短期大学、第 1 6 条に規定する大学以外の教育施設、第 1 7 条に規定する大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学及び第 3 8 条第 2 項に規定する外国の大学又は短期大学をいう。

2 この申合せにおいて「修得単位等」とは、学生が本学在学中又は入学前に大学等において修得した単位又は行った学修をいう。

3 この申合せにおいて「共通教育等」とは、共通教育科目及び専門基礎科目をいう。

(単位認定の対象となる修得単位等)

第 3 条 単位認定の対象となる修得単位等は、次のとおりとする。

(1) 他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位

(2) 学生が本学入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第 3 1 条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)

(3) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修

(4) 大学の専攻科における学修

(5) 高等専門学校の課程における学修

(6) 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修

(7) 次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修

イ 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛大学校

ロ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業能力開発短期大学校、職業開発大学校及び職業能力開発総合大学校（旧職業訓練法（昭和 33 年法律第 133 号）による中央職業訓練所及び職業訓練大学校、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 56 号）による改正前の職業訓練法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校並びに職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 45 号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。)

ハ 独立行政法人水産大学校法（平成 11 年法律第 191 号）による独立行政法人水産大学校（旧水産庁設置法（昭和 23 年法律第 78 号）による水産講習所並びに旧農林水産省設置法（昭和 24 年法律第 153 号）、旧農林水産省組織令（昭和 27 年

政令第 389 号) 及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 12 年政令第 333 号)による改正前の農林水産省組織令(平成 12 年政令第 253 号)による水産大学校を含む。)

ニ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成 20 年法律第 93 号)による国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設(厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(平成 22 年厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(平成 22 年厚生労働省令第 58 号)による改正前の厚生労働省組織規則(平成 13 年厚生労働省令第 1 号)による国立看護大学校を含む。)

ホ 国土交通省組織令(平成 12 年政令第 255 号)による気象大学校(旧運輸省設置法(昭和 24 年法律第 157 号)及び旧運輸省組織令(昭和 59 年政令第 175 号)による気象大学校を含む。)及び海上保安大学校(旧運輸省組織令による海上保安大学校を含む。)

(8) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第3備考第4号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学、短期大学等が行う講習又は公開講座における学修

(9) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学、短期大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修

(10) 図書館法(昭和25年法律第118号)第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修

(11) 学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修

(12) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則(平成12年文部省令第25号)又は技能審査の認定に関する規則(昭和42年文部省告示第237号)による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修

(13) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テストング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修

イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。

ロ 審査の内容が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。

ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。

ニ 審査の実施方法が、適切かつ公平であること。

(出願手続)

第4条 修得単位等の認定を希望する者は、次の書類を添えて所属学部長に願い出るものとする。

(1) 修得単位等に係る単位認定申請書(様式第1号)

(2) 大学等の成績証明書又はこれに相当する書類

(3) その他本学が必要と認める書類

- 2 前項の書類の提出については、次のとおりとする。ただし、本学入学前に修得した単位等については、入学した年度に申請しなければならない。

区 分	提 出 期 間	
	第 1 期	第 2 期
本学入学前及び在学中に修得した単位 (学則第15条、第16条、第17条、第38条第2項関係)	4月1日～4月12日	9月25日～10月6日

(単位の認定)

第5条 当該学部長は、認定の願い出のあった修得単位等について、教授会の議に基づいて認定を行うものとする。この場合、共通教育等に相当する科目の単位の認定に当たっては、第5条の2の規定により審査するものとする。

- 2 前項において単位の認定を行うに当たっては、第3条第5号から第13号に規定する学修について、大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて行うものとする。

第5条の2 単位認定を願い出た授業科目の内容が、原則として認定を希望する本学の授業科目と同等とみなされ、かつ、単位数が同一又は多い場合に限り、本学の当該授業科目の単位の範囲内で認める。ただし、本学が、大学等において履修した授業科目等に相当する授業科目を開設していない場合は、審議の上、大学等において修得した科目等の名称のまま、本学の単位に換算して認めることができる。

- 2 本学（短期大学部を除く。）で修得した単位については、申請どおり認めるものとする。
- 3 登録を完了した科目は、認定の対象外とし、認定された科目は、登録できないものとする。

第6条 修得単位等の認定については、学則第15条、第16条、第17条及び第38条により修得したものとみなす単位数を合わせて60単位以内を、卒業の要件となる単位として取り扱うものとする。

- 2 前条の規定により認定する科目の単位数が、前項の卒業の要件となる単位数を超える場合は、認定する科目及びその単位数を当該学部長が確定するものとする。

(単位認定通知書の交付)

第7条 当該学部長は、認定した単位及び授業科目について、修得単位等に係る単位認定通知書（様式第2号）を交付する。

(修業年限)

第8条 単位認定を行った場合にあっては、修業年限は短縮されない。

(単位認定に伴う指導等)

第9条 単位の認定を行った場合には、認定した単位に代えて他の選択科目の履修を行わ

せるなど学習内容の豊富化を図るよう当該学部において適切な指導を行うものとする。

(認定の評語)

第10条 認定された科目の評語は、Rで表示するものとする。

(補則)

第11条 この申合せに定めるもののほか、単位の認定に関する必要な事項は、各学部長が別に定める。

附 則

- 1 この申合せは、平成6年7月14日から施行する。
- 2 一般教育科目等の単位換算に関する細則（昭和57年2月27日制定）は廃止する。

附 則（平成9年3月25日）

この申合せは、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月22日）

この申合せは、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月24日）

- 1 この申合せは、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の10条の規定にかかわらず、平成17年度以前入学者（再入学については、当初の入学年度が平成17年度以前入学者）の認定の評語は、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月18日）

この申合せは、平成20年2月18日から施行し、平成19年12月26日から適用する。ただし、改正後の第1条、第2条、第4条及び第6条については、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年11月28日）

- 1 この申合せは、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学していた者が、本学入学前に修得した単位等の認定申請書類提出期間は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月21日）

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月17日）

この申合せは、平成27年2月17日から施行し、平成26年9月1日から適用する。

附 則（平成30年3月1日）

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号

修得単位等に係る単位認定申請書

平成 年 月 日

_____ 部長殿

所 属 _____ 学部 _____ 学科（課程） _____（科） _____ 年次

学籍番号 _____ 氏 名 _____ 印

指導教員 _____ 印

- 1 学則第15条, 学則第16条
 2 学則第17条 の規定により単位の認定を受けたいので,
 3 学則第38条第2項 下記により申請します。
 (* 1. 2. 3 のいずれかを○で囲むこと。)

記

単位等の修得を行った 機関名	単位等の修得を行った時期	添 付 す る 書 類
	1 本学在学中 2 本学入学前 (年度)	1 成績証明書 2 修了(在学)証明書 3 その他

認定を希望する本学の授業科目				大学等において修得した単位導			
科目 区分	科 目 番 号	授業科目名	単位	授業科目名等	単位等	評価等	備 考

- 記載上の注意: 1 原則として右欄に記載する授業科目に対応させて左欄の本学の授業科目名等を記入すること。・
 2 認定を希望する順に記入すること。

様式第 2 号

修得単位等に係る単位認定通知書

平成 年 月 日

学部 ____ 学科（課程） ____（科） ____ 年次
 学籍番号 ____
 氏 名 ____ 殿

認定する本学の授業科目				大学等において修得した単位等			
科目 区分	科 番 号	授業科目名	単位	授業科目名等	単位等	評価等	備 考

- 1 学則第15条，学則第16条
- 2 学則第17条
- 3 学則第38条第2項

の規定に基づき，上記のとおり本学において修得又は履修したものとみなし単位を認定する。

平成 年 月 日
 _____ 部長 印

技能審査等に係る学修の単位認定に関する基準について

学生が本学在学中又は入学前に大学等において修得した単位等の認定に関する申し合せ第3条第12号及び13号に基づく技能審査等にかかる学修の単位に関する基準（外国語科目関係）については、下記のとおりとする。

記

英 語

対象となる技能審査等	認定授業科目	最大認定単位数	認定（標語）
英検1級	英検準1級演習2単位、 TOEFL演習又は、 TOEIC演習のうち2単位の計4単位	4単位	R
TOEFL PBT 580点以上 CBT 237点以上 iBT 92点以上	TOEFL演習2単位、 英検準1級演習又は、 TOEIC演習のうち2単位の計4単位	4単位	R
TOEIC 860点以上 （IPテストは除く）	TOEIC演習2単位、 TOEFL演習又は、 英検準1級演習のうち2単位の計4単位	4単位	R
国連英検特A級及びA級 商業英語Aクラス	英検準1級演習、TOEFL演習、TOEIC演習、 特定英語課題演習Ⅰ、特定英語課題演習Ⅱのうち計4単位	4単位	R
英検準1級	英検準1級演習2単位	2単位	R
TOEFL PBT 530～579点 CBT 197～237点 iBT 71～91点	TOEFL演習2単位	2単位	R
TOEIC 700点～859点 （IPテストは除く）	TOEIC演習2単位	2単位	R
国連英語B級 商業英語Bクラス	特定英語課題演習Ⅰ又はⅡのうち2単位	2単位	R

ドイツ語

対象となる技能審査等		認定授業科目	最大認定単位数	認定（標語）
ドイツ語技能検定	5 級	ドイツ語入門Ⅰ	2 単位	R
	4 級	インテンシブドイツ語Ⅰ、 又は、 ドイツ語入門Ⅰ、Ⅱ	4 単位	R
	3 級	インテンシブドイツ語Ⅰ、 Ⅱ又は ドイツ語入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、 Ⅳ	8 単位	R
	2 級以上	インテンシブドイツ語Ⅰ、 Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ 又は、 ドイツ語入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、 Ⅳ、インテンシブドイツ語 Ⅲ、Ⅳ	1 2 単位	R

※独検（財団法人ドイツ語学文学振興会）

フランス語

対象となる技能審査等		認定授業科目	最大認定単位数	認定（標語）
フランス語技能 検定	5 級	インテンシブフランス語Ⅰ 又は、 フランス語入門Ⅰ、Ⅱ	4 単位	R
	4 級	インテンシブフランス語 Ⅰ、Ⅱ 又は、 フランス語入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、 Ⅳ	8 単位	R
	3 級以上	インテンシブフランス語 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ 又は、 フランス語入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、 Ⅳ及びインテンシブフラン ス語Ⅲ、Ⅳ	1 2 単位	R

※仏検（財団法人フランス語教育振興会）

スペイン語

対象となる技能審査等		認定授業科目	最大認定単位数	認定（標語）
スペイン語語技能 検定	6 級	スペイン語入門Ⅰ	2 単位	R
	5 級	インテンシブスペイン語Ⅰ 又は、 スペイン語入門Ⅰ、Ⅱ	4 単位	R
	4 級	インテンシブスペイン語 Ⅰ、Ⅱ 又は、 スペイン語入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、 Ⅳ	8 単位	R
	3 級以上	インテンシブスペイン語 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ 又は、 スペイン語入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、 Ⅳとインテンシブスペイン 語Ⅲ、Ⅳ	1 2 単位	R

※西検（財団法人スペイン語協会）

中国語

対象となる技能審査等	認定授業科目	最大認定単位数	認定（標語）
①中国語検定 3 級以上 （ただし、平成16年度以前 取得者については準2級以上 とする。）	中国語基礎Ⅰ	8 単位	R
②漢語水平考試験（HSK） 5 級以上	中国語基礎Ⅱ		
③実用中国語技能検定3 級以上			
④中国語コミュニケーション 能力試験（TECC） C レベル（550点）以上			

※①日本中国語検定協会 ②中国国家教育部 ③財団法人アジア国際交流奨学財団

④中国語コミュニケーション協会（TECC）

附 則（平成21年5月19日）

この基準は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月18日）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月17日）

この基準は、平成27年2月17日から施行し、平成26年9月1日から適用する。

放送大学と琉球大学との単位互換の実施に関する取扱いについて

平成7年10月16日
教 務 委 員 会

学則第15条に基づく放送大学と琉球大学（以下「本学」という。）との単位互換の実施に関しては、「放送大学と琉球大学との間における単位互換に関する協定書」及び「放送大学と琉球大学との間における単位互換に関する協定についての覚書」に定めるもののほか、次のとおり取扱うものとする。

- 1. 単位互換科目
放送大学で開講される授業科目のうち、単位互換により本学の学生が履修する授業科目（以下「互換科目」という。）は、別表「放送大学との単位互換科目」のとおりとする。
- 2. 受入れ学生数
単位互換の協定に基づき、放送大学が受入れる本学学生数は、150人とする。
- 3. 学生の身分
単位互換の協定により放送大学の授業科目を履修する学生の放送大学における身分は、「特別聴講学生」とする。
- 4. 出願手続き
(1) 放送大学への出願手続きは、放送大学が定める手続き・様式により行い、各学部学務担当係で出願書類を取りまとめて学生部へ提出する。学生部は、提出された出願書類を放送大学へ送付する。
(2) 放送大学から受入れ予定学生として決定された者の授業料（聴講料）は、学生が個々に所定の銀行口座に振り込むものとする。
- 5. 履修方法
互換科目の履修期間、成績の評価及び単位の授与については、放送大学の定めるところによる。
- 6. 単位の認定
各学部・学科・課程等が別表に定める互換科目の単位を当該学部・学科・課程等の学生が修得した場合は、本学で修得した単位とみなし、卒業の要件となる単位として取扱うことができる。ただし、卒業の要件となる単位数は、学則第15条に定める60単位に含むものとする。
- 7. 放送大学が行う成績の評価は、下記のとおり取扱う。

放 送 大 学 評 語	琉 球 大 学 評 語
Ⓐ	A
A	B
B	C
C	D
D E	F

- 8. 留意事項
(1) 互換科目の登録単位数は、「琉球大学各学部共通細則」第7条に定める1個学期の上限単位数20単位には含まないものとし、同細則第8条に定める1学年最低履修単位数16単位には含むものとする。
(2) 放送大学において履修する授業科目の通信指導の再提出及び再試験の実施は翌学期に行われることから、当該再試験により修得された単位は、再試験が行われた学期に修得されたものとして取り扱う。
(3) 最終学年の最終学期に在学する学生は履修できない。

附 則

この取扱いは、単位互換協定締結の日から実施し、平成8年4月1日に在学する学生から適用する。

附 則（平成8年11月26日）

この取扱いは、平成9年4月1日から実施する。

附 則（平成10年2月23日）

この取扱いは、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成18年3月28日）

この取扱いは、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成30年3月1日）

この取扱いは、平成30年4月1日から実施する。

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	人 文 社 会 学 部
-------	-------------

1. 共 通 教 育 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業 科 目 区 分	科 目 名	科 目	単 位
国 際 法 政 学 科	教 養 領 域	単位互換科目なし		
人 間 社 会 学 科	教 養 領 域	単位互換科目なし		
琉球アジア文化学科	教 養 領 域	単位互換科目なし		
備 考				

2. 専 門 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業 科 目 区 分	科 目 名	科 目	単 位
国 際 法 政 学 科	専 門 科 目	単位互換科目なし		
人 間 社 会 学 科	専 門 科 目	単位互換科目なし		
琉球アジア文化学科	専 門 科 目	単位互換科目なし		
備 考				

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	国際地域創造学部
-------	----------

1. 共 通 教 育 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業 科 目 区 分	科 目 名	科 目	単 位
国際地域創造学科	教 養 領 域	放送大学で開講するすべての基盤科目 と導入科目		放送大 学の単 位に従 う
備考				

2. 専 門 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業 科 目 区 分	科 目 名	科 目	単 位
国際地域創造学科	専 門 科 目	単位互換科目なし		
備考				

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	法 文 学 部
-------	---------

1. 共 通 教 育 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等		本学の授業 科 目 区 分	科 目 名	科 目	単 位
総合社会システム学科 法 学 専 攻 (昼間主コース)		教 養 領 域	放送大学で開講するすべての基盤科目 と導入科目		放送大 学の単 位に従 う
備 考	区分は放送大学の区分に従う。				
総合社会システム学科 経 済 学 専 攻 政治・国際関係専攻		教 養 領 域	単位互換科目なし		
人 間 科 学 科		教 養 領 域	単位互換科目なし		
国際言語文化学科		教 養 領 域	単位互換科目なし		
備 考					

2. 専 門 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等		本学の授業 科 目 区 分	科 目 名	科 目	単 位
総合社会システム学科 法 学 専 攻 (昼間主コース)		専 門 科 目	単位互換科目なし		
備 考					
総合社会システム学科 経 済 学 専 攻 (昼間主コース) (夜間主コース)		専 門 科 目	現代経済学（'13）	1639218	2
備 考	経済学、現代経済分析、市民社会、産業社会、公共社会、産業システムの 各コースにおいて、コース関連科目とする。				
総合社会システム学科 政 治 ・ 国 際 関 係 専 攻		専 門 科 目	単位互換科目なし		
人 間 科 学 科		専 門 科 目	単位互換科目なし		
国 際 言 語 文 化 学 科		専 門 科 目	単位互換科目なし		

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	観光産業科学部
-------	---------

1. 共 通 教 育 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業 科 目 区 分	科 目 名	科 目 コ ー ド	単 位
観 光 科 学 科	教 養 領 域	放送大学で開講するすべての基盤科目 と導入科目		放送大 学の単 位に従 う
備 考	区分は放送大学の区分に従う。			
学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業	科 目 名	科 目 コ ー ド	単 位
産 業 経 営 学 科 (昼間主コース) (夜間主コース)	教 養 領 域	放送大学で開講するすべての導入科目		放送大 学の単 位に従 う
備 考	区分は放送大学の区分に従う。			

2. 専 門 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業	科 目 名	科 目 コ ー ド	単 位
産業経営学科 (昼間主コース) (夜間主コース)	専 門 科 目	国際経営('13)	1639269	2
備 考				

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	教 育 学 部
-------	---------

1. 共 通 教 育 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業	科 目 名	科 目	単 位
		単位互換科目なし		

2. 専 門 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業	科 目 名	科 目	単 位
		単位互換科目なし		

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	理 学 部
-------	-------

1. 共 通 教 育 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業	科 目 名	科 目	単 位
		単位互換科目なし		

2. 専 門 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業	科 目 名	科 目	単 位
		単位互換科目なし		

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	医 学 部
-------	-------

1. 共 通 教 育 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業 科 目 区 分	科 目 名	科 目 コ ー ド	単 位
医 学 科	専門基礎科目 (先修科目)	入門微分積分（' 1 6）	1760041	2
		統計学（' 1 3） ※ラジオ	1562665	2
		生命分子と細胞の科学（' 1 3）	1562622	2
		上記科目の中から 6 単位以内		
保 健 学 科		単位互換科目なし		

2. 専 門 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本学の授業	科 目 名	科 目	単 位
		単位互換科目なし		

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	工 学 部
-------	-------

1. 共 通 教 育 科 目

学 科 ・ コー ス 等	本学の授業 科 目 区 分	科 目 名	科 目	単 位
機械システム工学科 (昼間主コース) (夜間主コース)	教 養 領 域 (人 文 系)	放送大学で開講する導入科目のうち、 人文系と社会系の一般科目すべて		
	(社 会 系)			
	(総 合 系)	単位互換科目なし 昼間主コース 2単位以内 (人文系・社会系より) 夜間主コース 2単位以内 (人文系・社会系より)		
環 境 建 設 工 学 科	教 養 領 域	単位互換科目なし		
電 気 電 子 工 学 科 (昼間主コース) (夜間主コース)	教 養 領 域 (人 文 系)	放送大学で開講する導入科目のうち、 人文系と社会系の一般科目すべて		
	(社 会 系)			
	(総 合 系)	単位互換科目なし 昼間主コース 4単位以内 (人文系・社会系より) 夜間主コース 4単位以内 (人文系・社会系より)		
情 報 工 学 科	教 養 領 域	単位互換科目なし		

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	工 学 部
-------	-------

2. 専 門 科 目

学 科 ・ コー ス 等	本学の授業 科 目 区 分	科 目 名	科 目	単 位
機械システム工学科 (昼 間 主 コー ス) (夜 間 主 コー ス)	専 門 科 目	物質・材料工学と社会(' 17) 昼間主コース 選択科目として2単位以内 夜間主コース 選択科目として2単位以内	1639560	2
環 境 建 設 工 学 科	専 門 科 目	単位互換科目なし		
電 気 電 子 工 学 科 (昼 間 主 コー ス) (夜 間 主 コー ス)	専 門 科 目	物質・材料工学と社会(' 17) 国際経営 (' 13) 情報セキュリティと情報倫理 (' 18) 環境の可視化 (' 15) -地球環境から生活環境まで- 著作権法 (' 18) 昼間主コース 自由科目として4単位以内 夜間主コース 自由科目として6単位以内	1639560 1639269 1570323 1639412 1639641	2 2 2 2 2
情 報 工 学 科	専 門 科 目	情報社会のユニバーサルデザイン (' 14) メディア論 (' 18) 自由科目として4単位以内	1570072 1570102	2 2

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	工 学 部
-------	-------

1. 共 通 教 育 科 目

学 科 ・ コ ー ス 等	本 学 の 授 業 科 目 区 分	科 目 名	科 目	単 位
工学科 機械工学コース	教 養 領 域 (人 文 系) (社 会 系)	放送大学で開講する導入科目のうち、 人文系と社会系の一般科目すべて		
	(総 合 系)	単位互換科目なし 2 単位以内 (人文系・社会系より)		
工学科 エネルギー環境工学 コース	教 養 領 域 (人 文 系) (社 会 系)	放送大学で開講する導入科目のうち、 人文系と社会系の一般科目すべて		
	(総 合 系)	単位互換科目なし 2 単位以内 (人文系・社会系より)		
工学科 電気システム工学 コース	教 養 領 域 (人 文 系) (社 会 系)	放送大学で開講する導入科目のうち、 人文系と社会系の一般科目すべて		
	(総 合 系)	単位互換科目なし 2 単位以内 (人文系・社会系より)		
工学科 電子情報通信コース	教 養 領 域 (人 文 系) (社 会 系)	放送大学で開講する導入科目のうち、 人文系と社会系の一般科目すべて		
	(総 合 系)	単位互換科目なし 2 単位以内 (人文系・社会系より)		
工学科 社会基盤デザイン コース	教 養 領 域	単位互換科目なし		
工学科 建築学コース	教 養 領 域	単位互換科目なし		
工学科 情報情報コース	教 養 領 域	単位互換科目なし		

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	工 学 部
-------	-------

2. 専 門 科 目

学 科 ・ コー ス 等	本学の授業 科 目 区 分	科 目 名	科 目	単 位
工学科 機械工学コース	専 門 科 目	物質・材料工学と社会(’17) 選択科目として2単位以内	1639560	2
工学科 エネルギー環境工学 コース	専 門 科 目	物質・材料工学と社会(’17) 選択科目として2単位以内	1639560	2
工学科 電気システム工学 コース	専 門 科 目	物質・材料工学と社会(’17) 国際経営 (’13) 情報セキュリティと情報倫理 (’18) 環境の可視化 (’15) 選択科目として2単位以内	1639560 1639269 1570323 1639412	2 2 2 2
工学科 電子情報通信コース	専 門 科 目	物質・材料工学と社会(’17) 国際経営 (’13) 情報セキュリティと情報倫理 (’18) 環境の可視化 (’15) 選択科目として2単位以内	1639560 1639269 1570323 1639412	2 2 2 2
工学科 社会基盤デザイン コース	教 養 領 域	単位互換科目なし		
工学科 建築学コース	教 養 領 域	単位互換科目なし		
工学科 知能情報コース	専 門 科 目	情報社会のユニバーサルデザイン (’14) メディア論 (’18) 自由科目として4単位以内	1570072 1570102	2 2

平成30年度放送大学との単位互換科目一覧

学 部 名	農 学 部	※平成21年度以降入学生用
-------	-------	---------------

1. 共通教育科目

学科・コース等	本学の授業	科 目 名	科 目	単位
亜熱帯地域農学		単位互換科目なし		
亜熱帯農林	教養領域 (自然系)	単位互換科目なし		
地域農業工学科	教養領域 (社会系) (自然系) (自然系) (自然系)	問題解決の進め方('12) 初歩からの数学('18) 初歩からの化学('18) 初歩からの物理('16) 上記科目から4単位以内	1128221 1160028 1760106 1760025	2 2 2 2
亜熱帯生物	教養領域 (自然系) (自然系)	初歩からの数学('18) 初歩からの化学('18) 上記科目から4単位以内	1519158 1639544	2 2
備考	・「初歩からの数学」、「初歩からの化学」、「初歩からの物理」の3科目については、主として推薦入学による入学学生を対象とする。 ・一般入試による入学学生の受講に際しては、指導教員の許可を得ること。 ・「初歩からの数学」、「初歩からの化学」、「初歩からの物理」の3科目については、4単位(2科目)まで自由単位と認める。 ※この単位互換一覧は平成21年度以降の入学生に適用			

2. 専 門 科 目

学科・コース等	本学の授業	科 目 名	科 目	単位
亜熱帯地域農学	専 門 科 目	新しい時代の技術者倫理（'15）【教育協力型】 自由科目として2単位以内	1234277	2
亜 熱 帯 農 林 環 境 科 学 科	専 門 科 目	新しい時代の技術者倫理（'15）【教育協力型】 自由科目として2単位以内	1234277	2
地域農業工学科	専 門 科 目	新しい時代の技術者倫理（'15）【教育協力型】 必修科目として2単位	1234277	2
亜 熱 帯 生 物 資 源 科 学 科	専 門 科 目	食と健康（'18） マーケティング（'17） 生命分子と細胞の科学（'13） 新しい時代の技術者倫理（'15）【教育協力型】 自由科目として4単位以内	1519158 1639544 1562622 1234277	2 2 2 2
備 考				

教育実習生の実習期間中の講義の取り扱いについて

(昭和47年6月27日評議会制定)

教育実習（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に基づく「介護等の体験」を含む。）を受けるため講義等に出席できない学生については、次により処理する。

- 1 欠席扱いにはしない。
- 2 イ レポートの提出あるいは、補講等の措置を講じ、出席扱いにする。
ロ 上記イについては各教員に一任する。

附 則（平成13年9月27日）
この取り扱いは、平成13年10月1日から施行する。